

平成 2 8 年 第 4 回

宿毛市議会定例会会議録

平成28年12月 6 日開会

平成28年12月21日閉会

宿毛市議会事務局

平成二十八年第四回宿毛市議会議定例会議録

平成28年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成28年12月6日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに 水道事業会計の利益処分及び決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第18号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時26分)	
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (平成28年12月 7日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成28年12月 8日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成28年12月 9日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成28年12月10日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成28年12月11日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成28年12月12日 月曜日)	

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 原田秀明議員	1 3
教 育 長	1 3
原田秀明議員	1 3
教 育 長	1 3
原田秀明議員	1 4
教 育 長	1 4
原田秀明議員	1 4
教 育 長	1 4
原田秀明議員	1 5
教 育 長	1 5
原田秀明議員	1 5
教 育 長	1 5
原田秀明議員	1 6
教 育 長	1 6
原田秀明議員	1 7
教 育 長	1 7
原田秀明議員	1 8
教 育 長	1 9
原田秀明議員	1 9
市 長	2 0
原田秀明議員	2 0
市 長	2 0
原田秀明議員	2 1
市 長	2 1
原田秀明議員	2 2
市 長	2 2
原田秀明議員	2 2
市 長	2 3
原田秀明議員	2 3

	市 長	2 3
	原田秀明議員	2 4
	市 長	2 4
	原田秀明議員	2 4
2	野々下昌文議員	2 5
	市 長	2 6
	野々下昌文議員	2 6
	市 長	2 6
	野々下昌文議員	2 7
	市 長	2 7
	野々下昌文議員	2 8
	市 長	2 9
	野々下昌文議員	2 9
	市 長	3 0
	野々下昌文議員	3 0
	市 長	3 1
	野々下昌文議員	3 1
	教 育 長	3 2
	野々下昌文議員	3 3
	市 長	3 3
	野々下昌文議員	3 4
	教 育 長	3 4
	野々下昌文議員	3 5
	教 育 長	3 5
	野々下昌文議員	3 5
	教 育 長	3 6
	野々下昌文議員	3 6
	教 育 長	3 6
	野々下昌文議員	3 7
	教 育 長	3 7
	野々下昌文議員	3 7
	市 長	3 7
	野々下昌文議員	3 7
3	高倉真弓議員	3 7
	市 長	3 8
	高倉真弓議員	3 8
	市 長	3 9

高倉真弓議員	3 9
市 長	3 9
高倉真弓議員	4 0
市 長	4 0
高倉真弓議員	4 0
市 長	4 1
高倉真弓議員	4 1
市 長	4 1
高倉真弓議員	4 2
市 長	4 2
高倉真弓議員	4 3
市 長	4 3
高倉真弓議員	4 4
市 長	4 4
高倉真弓議員	4 4
教 育 長	4 5
高倉真弓議員	4 5
市 長	4 5
高倉真弓議員	4 6
4 山上庄一議員	4 6
市 長	4 6
山上庄一議員	4 7
市 長	4 7
山上庄一議員	4 8
市 長	4 9
山上庄一議員	4 9
市 長	5 0
山上庄一議員	5 0
市 長	5 1
山上庄一議員	5 1
市 長	5 1
山上庄一議員	5 2
延 会 (午後 2 時 5 2 分)	



第 8 日 (平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 火曜日)	
議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3

出席議員	5 3
欠席議員	5 3
事務局職員出席者	5 3
出席要求による出席者	5 3
開 議 (午前 1 0 時 0 3 分)	
○日程第 1 一般質問	5 5
1 山本 英議員	5 5
市 長	5 5
山本 英議員	5 5
市 長	5 6
山本 英議員	5 6
市 長	5 6
山本 英議員	5 7
市 長	5 7
山本 英議員	5 7
市 長	5 7
山本 英議員	5 8
市 長	5 8
山本 英議員	5 8
教 育 長	5 9
山本 英議員	6 0
教 育 長	6 0
山本 英議員	6 1
教 育 長	6 1
山本 英議員	6 2
教 育 長	6 2
山本 英議員	6 2
教 育 長	6 2
山本 英議員	6 3
市 長	6 3
山本 英議員	6 4
市 長	6 4
山本 英議員	6 4
市 長	6 4
山本 英議員	6 5
市 長	6 6
山本 英議員	6 6

2	川村三千代議員	6 6
	市 長	6 7
	川村三千代議員	6 7
	市 長	6 8
	川村三千代議員	6 9
	教 育 長	7 1
	川村三千代議員	7 1
	教 育 長	7 1
	川村三千代議員	7 2
	市 長	7 3
	川村三千代議員	7 4
	市 長	7 4
	川村三千代議員	7 5
3	山戸 寛議員	7 6
	市 長	7 7
	山戸 寛議員	7 7
	市 長	7 7
	山戸 寛議員	7 7
	市 長	7 8
	山戸 寛議員	7 8
	市 長	7 8
	山戸 寛議員	7 9
	市 長	7 9
	山戸 寛議員	8 0
	市 長	8 1
	山戸 寛議員	8 1
	市 長	8 1
	山戸 寛議員	8 1
	市 長	8 2
	山戸 寛議員	8 2
	市 長	8 3
	山戸 寛議員	8 3
4	寺田公一議員	8 3
	市 長	8 4
	寺田公一議員	8 4
	市 長	8 5
	寺田公一議員	8 6

	市 長	8 6
	寺田公一議員	8 6
	市 長	8 7
	寺田公一議員	8 7
	市 長	8 8
	寺田公一議員	8 8
	市 長	8 9
	寺田公一議員	8 9
	市 長	9 0
	寺田公一議員	9 0
	市 長	9 0
	寺田公一議員	9 1
	市 長	9 1
	寺田公一議員	9 2
	市 長	9 2
	寺田公一議員	9 2
5	山岡 力議員	9 3
	市 長	9 3
	山岡 力議員	9 3
	市 長	9 4
	山岡 力議員	9 4
	市 長	9 4
	山岡 力議員	9 5
	市 長	9 5
	山岡 力議員	9 6
	市 長	9 6
	山岡 力議員	9 7
	市 長	9 7
	土木課長	9 7
	山岡 力議員	9 7
	市 長	9 8
	山岡 力議員	9 9
	市 長	1 0 0
	山岡 力議員	1 0 0
	市 長	1 0 1
	山岡 力議員	1 0 1
	市 長	1 0 1

山岡 力議員	1 0 2
市 長	1 0 2
山岡 力議員	1 0 3
市 長	1 0 3
山岡 力議員	1 0 4
市 長	1 0 4
山岡 力議員	1 0 5
市 長	1 0 5
山岡 力議員	1 0 5
延 会 (午後 3 時 5 0 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 水曜日)

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 7
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 7
事務局職員出席者	1 0 7
出席要求による出席者	1 0 7
開 議 (午前 1 0 時 0 4 分)	
○日程第 1 一般質問	1 0 9
1 川田栄子議員	1 0 9
市 長	1 0 9
川田栄子議員	1 0 9
市 長	1 1 0
川田栄子議員	1 1 1
市 長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 2
市 長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 3
市 長	1 1 3
川田栄子議員	1 1 4
市 長	1 1 4
川田栄子議員	1 1 4
市 長	1 1 5
川田栄子議員	1 1 5
市 長	1 1 6
川田栄子議員	1 1 6

市 長	1 1 7
川田栄子議員	1 1 7
市 長	1 1 7
川田栄子議員	1 1 7
市 長	1 1 8
川田栄子議員	1 1 9
市 長	1 1 9
川田栄子議員	1 1 9
市 長	1 2 0
川田栄子議員	1 2 1
市 長	1 2 2
川田栄子議員	1 2 2
市 長	1 2 3
川田栄子議員	1 2 3
市 長	1 2 3
川田栄子議員	1 2 4
市 長	1 2 5
川田栄子議員	1 2 5
市 長	1 2 5
川田栄子議員	1 2 5
市 長	1 2 5
川田栄子議員	1 2 6
市 長	1 2 6
川田栄子議員	1 2 7
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 1 8 号まで	1 2 7
委員会付託（議案第 1 号から議案第 1 8 号まで）	1 2 7
質疑	1 2 7
散 会（午前 1 1 時 3 0 分）	
議案付託表	1 2 8

----- . . ----- . . -----
 第 1 0 日（平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 1 日（平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 2 日（平成 2 8 年 1 2 月 1 7 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 3 日（平成 2 8 年 1 2 月 1 8 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（平成28年12月19日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（平成28年12月20日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（平成28年12月21日 水曜日）

議事日程	129
本日の会議に付した事件	129
出席議員	129
欠席議員	129
事務局職員出席者	129
出席要求による出席者	130
開 議（午前10時01分）	
○日程第1 議案第1号から議案第18号まで	131
委員長報告	
予算決算常任委員長	131
総務文教常任委員長	132
産業厚生常任委員長	133
質疑・討論・表決	133
○日程第2 陳情第8号及び陳情第9号	134
委員長報告	
総務文教常任委員長	134
産業厚生常任委員長	134
質疑・討論・表決	135
○日程第3 委員会調査について	135
継続調査	135
○日程第4 意見書案第1号	135
（提案理由の説明）	
寺田公一議員	135
質疑	136
委員会付託省略	
討論	
川田栄子議員（反対）	136
表決	137
（閉会あいさつ）	
市 長	138
閉 会（午前10時37分）	

委員会審査報告書	140
陳情審査報告書	143
閉会中の継続調査申出書	145
意見書案第1号	148

----- . . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-5
議案（平成28年第3回定例会提出分）	付-5
議案（平成28年第4回定例会提出分）	付-6
陳情	付-8

平成28年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成28年12月6日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第4 議案第1号から議案第18号まで

議案第 1号 平成28年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6号 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第10号 平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第11号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第15号 指定管理者の指定について

議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計
の利益処分及び決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第18号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君
会計管理者兼 会計課 長	山下 哲郎 君
保健介護課長	中山 佳久 君
環境課 長	岩本 敬二 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長	上村 秀生 君
商工観光課長	山戸 達朗 君

土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成28年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において松浦英夫君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） おはようございます。議会運営委員長、報告をいたします。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月2日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査をした結果、本日から12月21日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月21日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後5時と定めましますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましても、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、平成28年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の認定に係る議案についての予算決算常任委員会における審査内容並びに審査の結果について、御報告いたします。

平成28年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定の審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告をいたします。

まず、審査の方針といたしましては、平成27年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された各会計決算及び基金運用状況審査意見書並びに予算決算常任委員会審査資料を参考にしながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか、

また財政の健全化並びに財産が適正管理されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をし、これからの予算審議に活用するためといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計決算については、原案のとおり、全会一致をもって認定すべきものと決しました。また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以下、委員会審査の中で指摘いたしました事項の中で、主なものについて、御報告いたします。

一つ、収入未済金の早期解消について。

平成27年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて、4億3,920万6,000円の収入未済金が生じている。

市税、国保税については、差し押さへの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や、収入未済金の減少が見られるものの、依然として厳しい財政状況である。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況には配慮する必要があるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金に対するさらなる取り組みに努められたい。

二つ、宿毛東団地分譲宅地等の販売促進への取り組みについて。

宿毛東団地については、現在、20区画、約

5,000平方メートルの土地が売れずに残ったままとなっている。ホームページへの掲載や、パンフレットの配布等、販売促進に向けての取り組みは行ってきたが、土地の売り払いにはつながらず、宿毛東団地建設促進事業費補助金も、予算執行がなかった。

坪単価が高いといった理由等も考えられるが、移住、定住促進の取り組みとして、一定の条件を満たせば分譲価格を減額する等、政策的な取り組みを求めたい。

三つ、宿毛市斎場等の施設管理について。

宿毛市斎場等の老朽化が進んでいる施設について、住民サービスの低下を招かないよう、計画的な改築等を検討するとともに、大月町や三原村といった周辺市町村との広域設置についても、検討することを求めたい。

また、現在は使用していないじんかい処理施設等の公共施設について、南海トラフ大地震等を考えると、市民を危険にさらすことのないよう、解体等を計画的に行うことを求めたい。

四つ、農林水産業への補助事業等について。

直七産地化推進事業は、平成30年度までに約4万本の苗木の植栽を行い、農家所得向上を目的とした事業で、搾取した果汁について、カゴメ等の全国的な企業とも取引を行う等、一定の成果が見え始めている。

農林水産業への補助事業等は、これ以外にもさまざまなメニューがあるが、補助金等の効果を十分に発揮するためには、マーケティング等が必要となることから、機構改革等も視野に入れ、商工業部門と一体となった事業展開を求めたい。

五つ、学校給食センターの調理環境整備について。

宿毛市学校給食センターは、昭和58年の設立以来、子供たちに安心して安全な給食を提供するよう努めているが、調理のための機器は、老

朽化により、修繕費がかさみ、さらに部品の調達もままならない状態になることが予想されます。現状のままでは、給食の安定供給に支障を来すおそれがあり、仕事の効率を考えると、好ましいことではない。

最新の調理器具は高価であり、予算確保が困難ではあるが、重要な機器から、順次更新するなど、対策はあるのではないかとと思われる。

子供たちの健康の保持、増進と、発育に大きな役割を果たす給食を、安全、効率的に調理するために、長期間、使用している調理機器の買い換えを検討するよう、求めたい。

また、調理機器が故障した場合でも、安定供給できるよう、対策を講じていくことを求めたい。

最後に、市営住宅等の運営について。

市営住宅等の総数は483戸で、入居数は344戸となっており、入居率は約71%と、空き部屋が多い状況となっている。

入居率の低下は、老朽化に伴い、入居希望がないことや、耐震化も行えず、新築することも、現在の財政状況では困難な状況を考慮すると、市内の空き家を活用し、シェアハウスのように活用するなど、空き家対策にもつながる市営住宅の運営の研究、検討を求めたい。

本委員会の審査での指摘事項については真摯に受けとめ、今後の市政運営に反映する中で、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、認定及び可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって、「平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第4回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末を控え、大変御多忙な折にもかかわらず、御参集いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

ただいまは、平成27年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございました。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につ

きましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、「平成28年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で6億7,629万1,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫補助金1億1,207万1,000円、県補助金8,355万2,000円、寄附金5,000万円、基金繰入金3億3,003万5,000円、市債8,340万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、人事院勧告等に伴う人件費の補正を除き、総務費では、ふるさと寄附金事業として9,172万4,000円を計上しております。

内容としましては、ふるさと納税が当初の想定を大きく上回ることが予測されるため、それに伴う返礼品や、業務委託料並びに基金への積立金を増額しようとするものです。

民生費では、後期高齢者医療療養給付費負担金として2,266万6,000円を計上しております。

内容としましては、前年度の医療費実績に基づく市町村負担金の不足分を、保険者である後期高齢者医療広域連合へ支払うための予算であります。

続いて、臨時福祉給付金事業として1億908万6,000円を計上しております。

内容としましては、5%から8%への消費税率の引き上げに伴う低所得者対策といたしまして、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給しようとするものです。

土木費では、道路新設改良事業として1,200万円を計上しております。

教育費では、平田小学校屋内運動場つり天井対策工事費として1,404万円、宿毛小学校屋内運動場建てかえに伴う地質調査委託料として576万円、宿毛小学校用地を拡張するための用地購入費並びに物件移転補償費として1億8,371万円、「志国高知 幕末維新博」の関連事業として、地域会場となります宿毛歴史館を含む文教センター改修工事費として2,916万円、宿毛の偉人の業績や軌跡を楽しんでもらう取り組みといたしまして、既存看板の再整備や、情報発信を行うための周辺史跡周遊関連整備事業として577万8,000円を計上しております。

災害復旧費では、農業施設災害復旧費として8,960万円、林業施設災害復旧費として1,408万9,000円、土木施設災害復旧費として2,403万5,000円を計上しております。

次に、繰越明許費補正についてでございますが、先ほど御説明申し上げました、平田小学校屋内運動場つり天井対策工事は、教育環境への影響を考慮いたしまして、工事着工を来年の夏休みとするために、繰越事業としたものです。

債務負担行為補正につきましては、宿毛市地域公共交通実証運行业務委託料ほか2事業の契約等の作業を、平成28年度中に実施する必要がありますので、計上するものです。

議案第2号から議案第9号までは、平成28年度の各特別会計の補正予算でございます。総額で、4,707万9,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費の補正となっております。

このうち、議案第8号の介護保険事業特別会計補正予算につきましては、介護給付費等の負担金等返還金として、3,505万9,000円を計上しております。

議案第10号は、平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で54万5,000円、資本的支出で1万8,000円の増額となっております。

主な内容につきましては、人件費の補正による増額となっております。

議案第11号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成28年人事院勧告の実施に伴い給料表等の改定を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、「宿毛市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、「宿毛市税条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本年4月1日に施行された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、平成29年1月1日、平成29年4月1日、平成30年1月1日と、順次施行となる改正内容を反映させるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本年3月31日に施行された所得税法等の一部を改正する法律に基づき、平成29年1月1日施行となる改正内容を反映させるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号から議案第17号までの3議案は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、「神有多目的集会所」を「神有地区」に、「楠山多目的集会所」を「楠山地区」に、「坂本多目的集会所」を「坂本地区」に、いずれも平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第18号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地の簡易水道施設の整備並びに学校給食施設を整備するにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要がありますので「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月7日から12月9日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月7日から12月11日までの5日間休

会し、12月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時26分 散会

陳 情 文 書 表

平成28年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 8 号	平成 28. 9. 16	避難所への集会所移転建設及び道路 の新設について	団 体	総務文教
第 9 号	平成 28. 11. 7	保育予算を大幅増額し、安心できる 保育の実現を求める意見書の提出に ついて	団 体	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成28年12月6日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成28年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成28年12月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長 補佐	田中博幸君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様もおはようございます。3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

昨年、私は、この一般質問で、小中学校のいじめの問題と、スポーツ振興について質問させていただいておりますが、教育長もおかわりになりましたので、改めてまた質問させていただきます。

それでは、まずは、教育行政についてでございます。

小中学校のいじめの対応について、お伺いたします。

文科省が行った2015年の全国小中学校問題行動調査で出されました、高知県の数字でございますが、全ての校種で把握されたいじめが1,368件で、前年度の716件からほぼ倍増したと発表なされました。

さて、宿毛市の話になりますが、私が去年ここで、宿毛市はいじめはあるのかという質問をさせていただいた際に、教育長のほうから、現在のところ、宿毛市では深刻ないじめは認識しておりません、という御答弁をいただきました。

しかし、宿毛市教育委員会から文科省に報告された27年度の数字を見ますと、小学校7件、中学校4件のいじめがあったと報告されております。

この点につきましての御説明を、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、3番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに、小中学校におけるいじめ問題の対応につきまして、昨年9月議会での一般質問に対しまして、深刻ないじめは認識しておりません、という答弁をいたしておりますけれども、平成27年度の宿毛市教育委員会点検評価書の中に、これは今議会に、議会のほうへも提出をさせていただいておりますけれども、いじめの数字が報告をされている点との、整合性についての御質問であったと思います。

平成27年9月議会におきまして、御質問議員からのいじめ問題についての一般質問に対して、深刻ないじめは認識しておりません、との答弁をさせていただきましたが、その時点におきましても、何件かのいじめがあったことは、認識をしておりました。しかしながら、学校の対応によりまして、既にいじめが解消されておりましたので、現在のところ、深刻ないじめは認識していない、との答弁をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問させていただきます。

いじめはあったものの、謝罪だけで解決と判断するケースも多かったようでございまして、全国の調査でも、80%以上のケースが解決済みと、疑問の残る回答であるとのことでした。

宿毛市の回答も、謝罪だけで解決したというようなものであったのか、その11件を解決に至ったのか、どのような解決に至ったのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛市の11件につきまして、議員御指摘のような、児童生徒同士の謝罪だけではなく、学級での取り組みでありますとか、あるいは関係する保護者にも報告を行った上で、学校と家庭が協力し、対応いたしております、その結果、現在は全て解決をしているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 答弁をお聞きしますと、いじめはあったものの、深刻ではなくて、最後は全て解決したとのことでしょうか、それが事実であれば、これをこれ以上掘り下げて聞く必要もございませんが、その11件については、これからもぜひ注視していただきたいと思っております。

それでは、改めて、再々質問をさせていただきます。

現在、このいじめ、どのような把握をなされていますでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

現在、いじめを把握をしているのかとの御質問でございますけれども、本年度は、現在までに1件の報告がございました。このいじめにつきましても、学級内での取り組みによりまして、現在、いじめは解消いたしております。

けれども、先ほど議員が御指摘のように、今現在も、児童生徒に対する見守りについては、継続して行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 数字の上では、あと、ことし3カ月ほど残しまして、去年の10分の1程度ということですが、若干疑問も残りますけれども、憶測ではものは言えません

ので、これからも注視していただきたいと思っております。

再質問、さらにさせていただきます。

これからのいじめの解決につきましては、謝罪だけでは済まされないように、いじめに遭った本人もしっかり納得して、いじめた側も、その罪を深く認識するまで、厳しく対処していくよう、学校にも御指導をお願いしたいと思っておりますが、教育長はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

いじめ解決に向けた取り組みに対する御質問でございますけれども、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害をするということと、それから、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものでございまして、決して許されるものではないというふうに考えております。

宿毛市といたしましては、教育振興基本計画におきまして、いじめゼロを目指すことといたしております、いじめ防止基本方針も定めまして、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策をとっているところでございます。

いじめ問題につきましては、いじめが起きない環境をつくるのが大事でございますが、いじめが起きた場合には、早期発見、早期対応が最も重要であると考えております。その上で、御質問議員言われますように、いじめの解決に当たっては、いじめを受けた側の気持ちを第一に考えると同時に、いじめを行った側が真摯に反省をし、二度と同じ行為を行わないよう、クラス全員が、あるいは学校全体で、共通認識を持って話し合うことが大切であるというふうに

考えているところでございます。

各小中学校長におかれましても、いじめ問題の重要性については、十分認識をいただいておりますので、今後、学校等と連携を図る中で、いじめゼロを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 昨年から、いじめに対する積極ハートの重要性が、学校と教育委員会に浸透されたという記事も、新聞にたくさん出ておりましたが、いじめがありましたことは明らかにして、これまで以上に、いじめは絶対に許さないという厳しい態度で臨んでいただけるよう、期待しております。

続きまして、不登校の児童生徒の対応について、お伺いいたします。

これも同じく、文科省が行った2015年の全国小中学校問題行動調査におきまして、高知県内の小中学校で30日以上、欠席の不登校生徒が855人で、1,000人当たりの割合が、全国ワースト1位という結果が出てしまいましたが、まずはこの件について、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

全国小中学校の問題行動調査におきまして、高知県の不登校出現率が、全国ワースト1位であったことは、非常に残念な結果であります。

宿毛市におきましては、全国平均を下回っている状況ではありますが、このことは、これまでの取り組みが実を結んでいる結果であるというふうに考えております。今後も、不登校の児童生徒ゼロを目指しまして、取り組みを継続して推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせていただきます。

家庭教育支援法なるものが、議員立法で国会に提出される可能性があるようですが、その中には、保護者が自分の子供に、社会の一員としての資質を備えさせるという、私たちの時代には到底考えられないことを法案化する話もございますが、家庭環境やネグレクトが原因と思われるものにつきましては、表現が適切ではないかもしれませんが、子供を教育する以前に、保護者を指導しなければいけないようなこともあるのではないかと考えられます。

さらに、それらについては、どのように対応していくのか、同時に、今後、不登校児童を出さないための事前の取り組みなどは行われているものなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

不登校児を出さないための取り組みについて、御質問をいただきました。

教育委員会では、毎月、各学校から3日以上欠席した児童生徒について、報告をあげいただいております。そのデータをもとに、教育委員会内で支援会議を組織しておりますけれども、支援会議を行うなど、不登校の可能性のある児童生徒についての対策を検討いたしますとともに、スクールソーシャルワーカーが各学校を訪問いたしまして、状況の把握や問題のある児童生徒への必要な対応を行っているところでございます。

また、保護者への対応といたしましては、教育委員会内に設置しております教育相談室におきまして、スクールカウンセラーによる月二、三回でございますけれども、相談であります。

か、あるいはカウンセリングを行っているところでございます。

学校におきましては、児童生徒の学級における満足度を調査をするためのハイパーQ-Uでありますとか、シグマ検査という調査がございますけれども、行っておりまして、児童生徒の学校内におけるいろんな悩みであるとか、思い、そういったものを細かに状況把握するように努めているところでございます。

スクールカウンセラーが市内全校を巡回もいたしておりまして、さらには市内の4校には、不登校支援員を配置をして、各学校での不登校を発生させないような対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

いじめ、不登校の問題は、テレビや新聞上の、紙面上の話ではなくて、宿毛市でも少なからずあると思います。

教育長におかれましては、今後ともこのいじめと不登校に関しては、積極的に御尽力いただきたいと思っております。

以上で、このいじめ、不登校の質問は終わらせていただきます。

続きまして、ジュニアスポーツの振興についてでございます。スタートからちょっと重い話になっちゃいましたので、ここからは夢のある話にしていきたいと思っておりますので、声のトーンも少し変えていこうかなと思っております。

それでは、ジュニアスポーツの振興についてでございます。

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定したことで、日本各地でスポーツに対する関心が、ますます高まっております。

高知県では、スポーツ推進プロジェクト実施

計画というものがございまして、それにおきまして、選手の育成を初め、スポーツを通したさまざまな取り組みが強化されるようでございます。

宿毛市でも、今後、スポーツ界で活躍する選手を輩出するための大きな夢を持って、ジュニアスポーツの裾野の拡充から、トップ選手をさらなる競技力向上までを一体的に捉えた施策や、支援を推進していくべきと考えております。

市政浮揚の一助とするためにも、ジュニアスポーツ出口プロジェクトのようなものを打ち出してみたらどうかと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

ジュニアスポーツ振興のためのプロジェクト、出口プロジェクトということでございますけれども、ようなものを打ち出したらどうかとの御質問でございます。

私が考えます少年スポーツについて、少しお答えをさせていただきたいと思っております。

ことしのリオデジャネイロオリンピックの参加選手の中には、幼少期から、そのスポーツ競技に取り組んでいた選手でありますとか、あるいは低学年の時代は違うスポーツをしていた選手など、さまざまな選手が出場をされておりました。

しかし、どの選手にもいえることだと思っておりますけれども、幼少期から体を動かすことが好きだったのではないかというふうに考えているところでございます。

幼少期から体を動かすことは、心身の発育、発達期にある子供たちにとって、非常に大切なことではないかと考えます。

その中で、ジュニアスポーツの振興を図っていく上におきまして、最も重要なことは、子供

たちが体を動かすことの楽しさを覚えることではないかというふうに考えております。

もちろん、トップ選手を目指して、競技力の向上を図っていくことも重要な要素でございますけれども、子供のスポーツにおきましては、スポーツを通じての人間関係でありますとか、仲間との交流を通じた心の成長、あるいは感謝の気持ちなどの社会性を身につけていくことも、大変重要な要素ではないかと考えております。

本市には幸い、総合運動公園や野球場など、さまざまなスポーツ施設がございますので、またさまざまな競技を行っている団体等もございますので、そういった団体等と連携を図りながら、スポーツを通じて、子供たちの健全育成を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 突然、出口プロジェクトというような話をしてしまいましたが、普通だったらやりません。ただ、出口教育長は、もと企画課長でございまして、ミスター企画課長であれば、何かやってくれるんじゃないかと、私は期待しております。

今後を期待しつつ、再質問をさせていただきます。

宿毛市行政チャンネルで、宿毛市スポーツ少年団紹介番組が、ただいま放映されておりますが、ジュニアスポーツの裾野を広げるためには、とてもわかりやすい番組であると思っております。

現在、紹介されている団体でも、新たに違った視点から、2回、3回と撮り直しをして、勧誘促進のために年間を通じて、テレビは一年中やっているものですから、年間を通じて放送していくべきではないかと考えております。

そして、提案も兼ねてでございますが、スポ

ーツをやらせたいけれども、きっかけがない、というような親御さんがたくさんいると思われ

ます。
この番組とリンクさせた、紹介番組とリンクさせたスポーツ少年団勧誘フェスティバルのようなイベントを、芳奈の総合運動公園で年に数回開催でもして、子供たちが改めて、新たにスポーツに出会える機会をつくってみてはいかがでしょうか。

金の玉子はまだまだたくさん存在していると思われ

ますので、以上、教育長はどのようにお考えになるのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員の御指摘のように、現在、行政チャンネルにおきまして、宿毛市スポーツ少年団紹介番組を行っております。また、市の広報すくもにおきましても、少年スポーツクラブの団体を掲載して、紹介をしたりいたしております、ジュニアスポーツの底辺拡大等を行っているところでございます。

紹介番組を2回3回と撮り直し、年間通じて放送していくべきとの御質問をいただきましたけれども、この取り組みは、本年度から実施をしているものでございまして、勧誘促進効果等について、今後、検証していく必要があると考えているところでございます。

また、紹介番組は、各少年団の状況を集約をいたしまして放送していることから、現在のところは、撮り直しということは考えておりません。

今後、勧誘促進効果等について検証する中で、新しく撮り直すことによって、より効果が図れると、そういったことなど、状況を見きわめながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、スポーツ少年団勧誘フェスティバルのようなイベントを、総合運動公園において、年2回から3回ほど開催してはどうかとの御質問でございますけれども、今年度、実は子供にスポーツの楽しさを知っていただくイベントといたしまして、ボールゲームフェスタという新たな事業を、総合運動公園において実施をいたしました。

その事業内容につきましては、午前中はトップアスリートの講師お二方によって、小学校1年生から3年生と、保護者に対して、運動の楽しさを体験をしていただく。

それから、午後からは、小学校4年生から6年生を対象に、4競技のトップアスリートの講師によって、競技を楽しく体験するとともに、一流選手のテクニックなども学べるようなイベントでございます。

今回、参加をいただきました皆様から、多くの皆さんから、次回もあれば、ぜひ参加をしたいというふうな、大変好評をいただいております。来年度も開催できないか、調整をいたしているところでございます。

さらに、来年度につきましては、幡多地域のジュニア選手の育成に向けた取り組みについて、今現在、幡多の6カ市町村で協議もいたしているところでございます。

本市では、現在、ジュニアスポーツの各競技団体と、市内小学校、それから教育委員会が年2回ですけれども、一堂に会して情報交換も行い、ジュニアスポーツ振興に向けた協議を行っておりますので、スポーツ少年団勧誘フェスティバルのようなイベントの開催につきましても、今後、そのような場で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、議員御指摘のように、子供たちがスポーツに触れ合う機会の拡充並びに競技力の向上を目指しまして、体育協会

でありますとか、スポーツ少年団などの関係団体と連携し、よりスポーツを楽しめる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ジュニアスポーツの振興は、子供たちのためにはもちろんですが、数年後、思わぬ形で宿毛市のPRにつながる可能性がございますので、スポーツ少年団の勧誘番組系とか、イベント系は、ここで一般質問と答弁の場合は、ある程度かたい話をしないといたしません、ネットショッピングと全く一緒に、スポーツ少年団の紹介をなされる担当の方いらっしゃいますよね、あの方も、NHKチックにかたく読むんじゃないで、次、撮り直しがあるようでしたら、子供たちが、このチームだったら行ってみたい、こんなスポーツだったらやってみたいと思わせるような、ネットで物を買わせるような、そんな感覚で撮ってほしいという思いで、僕は話をしました。

もし必要だったら、川村議員とかにその役をしていただければ、相当効果が出るんじゃないかとも思っておりますが、ぜひそのような感覚で、これからも進めていただければと考えております。

それでは、続きまして、野球場のキャンプ誘致と、宿毛市運動公園野球場についての質問に移らせていただきます。

平成28年度の全国高校野球夏の甲子園決勝の入場者数は4万4,000人、大会14日間の合計は83万7,000人。80万人超えは、過去最長の9年連続の記録となったようです。

実は、私も甲子園準決勝、高知県の明德義塾対栃木県の作新学園の試合を応援に行きまして、どちらを応援しようか、すごく迷ったんですが、若干、明德寄りのスタンドに座って、心の中で

作新を応援した次第でございます。

それは余談でございますが、そのような現場で、まだ野球、まだまだ野球の人気を実感してきたものでございます。

近ごろは、野球の競技人口が低迷しているように言われておりますが、数字のあらわすところでは、野球人気まだまだ衰えているとは言いがたいのではないかとおもわれます。

宿毛市野球場では、長年にわたってプロ野球や社会人野球を中心に、キャンプや合宿などが行われ、近隣市町村を一步リードしてきた実績があると思います。

全国では、地域の活性を図るための施策として、スポーツに関する誘致、多く行われておりますが、この宿毛市におかれましても、ホテルや関係業者との連携を図る中で、食事面や合宿舎での施設の整備とか、サービスなどの調査、助言、補助なども、いま一度見直していくときではないかと考えております。

受入態勢はマンネリ化していないのか、利用者は何を望んでいるのか、そのようなことも意識して、誘致に取り組んでいかれたらいいのではないかと考えておりますが、教育長はこの件に関して、どのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御承知のように、宿毛市の野球場につきましては、昭和46年完成以降、近鉄バファローズでありますとか、社会人野球、あるいは大学野球を中心に、キャンプや合宿が行われてまいりました。

市内の少年や社会人などの試合会場としても、大いに活用をいただいているところでございます。

そのような中で、本市の地域活性化やスポー

ツ振興等を目的に、積極的に合宿誘致を行っているところでございますけれども、議員御承知のように、どうしても地理的に都市部から遠いというハンディキャップがございます。そういったことから、宿毛市としても、より誘致を推進するために、市単独でスポーツ合宿支援補助金といったものを設けまして、現在、その誘致活動促進を図っているところでございます。

また、合宿誘致では、スポーツ施設の利用のみならず、宿泊とセットでございますので、より有効な合宿誘致を図るため、昨年からは宿泊業者と一緒に、誘致活動を行っているところでもございます。

今年度も、関西や関東の大学、社会人の野球チーム、あるいはサッカーチームなどに誘致活動を行っているところでございます。今後も、宿泊業者や宿毛市観光協会など、関係団体と連携をいたしまして、ニーズ把握や情報の収集などを行いますとともに、合宿に来られた方々とのつながりが、今後も継続に向けて、重要な要素にもなっていることも踏まえまして、今後さらにそういった部分についても、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） それでは、再質問をさせていただきます。

片島球場のハード整備について、再質問をさせていただきます。

宿毛市がキャンプ地として、他の地域に勝ち抜いていくためには、ハード整備も重要であることは、教育長も市長も御承知のことと思いますが、例を挙げれば、室内練習場の全面改修、トレーニング機器の増設、レフト、ライト両翼を10メートルほど広げ、プロ野球の規定にするとか、外野フェンスの衝撃吸収ラバーの交換、バックスクリーン掲示板がとても古くなってお

りますが、それらの改修など、挙げていけばきりがございませんが、キャンプ地として選ばれる球場にするための整備は、避けては通れない課題であると思っております。

あの沖縄には勝てないまでも、このままでは競争力に大きく差がついてしまうのではないのでしょうか。

以上、片島球場の今後のハード整備について、これは市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、改めましておはようございます。やっと出番が回ってまいりました。

宿毛野球場のハード整備について、再質問という形でございますが、私のほうから御答弁させていただきますと思います。

原田議員御質問のとおり、宿毛市野球場のハード整備は、キャンプ地としての競争力を高める上で、重要な要素であると認識をしているところでございます。

宿毛市野球場は、平成14年度のよさこい高知国体前の平成13年のことですが、13年度に防球ネットなどを大規模改修しておりますが、現在では、バックスクリーン掲示板や外野フェンスの衝撃ラバーフェンス、また雨天練習場などで、老朽化が進んでおりまして、今後、機能向上も含めた改修も検討していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

議員からは、野球場の両翼を広げるという案もいただきましたが、同じ敷地内にありますテニスコート、そして補助グラウンド、また駐車場、こういったものにも影響してきますので、拡張については、物理的に非常に難しいのではないかと、そのように考えているところでございます。

しかし、野球場に隣接して雨天練習場がある

ことは、本市へのキャンプ誘致の大きなメリットになっていることは事実でありまして、昨年度は、キャンプで延べ2,625泊の実績もあがっているところでございます。

今後は、雨天練習場の改修につきまして、どういった整備の方法があり、財政的に有利な制度がないかを、研究を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 球場の整備につきましては、こちら側ができることを選んでいくのではなくて、多少困難であっても、利用する側が必要とするものをつくるというような考え方で、有利な財源などを研究していただければと思っております。

次の質問に移ります。

コミュニティバスの実証運行についてでございます。

10月より、公共交通空白地帯を対象にしましたコミュニティバスの実証運行が開始されておりますが、これらの利用状況と、利用者の声などはどのようなものがございますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） コミュニティバスの実証運行につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

皆様方も見ていただいたと思いますが、広報等に、こういった形でコミュニティバスの今の内容についても、広報させていただいているところでございます。

まず、利用状況についてでございますが、10月からの実証運行でございますので、10月そして11月の2カ月間の利用実績となりますが、楠山線が198名、栄喜線が197名、舟ノ川線が124名、出井線が

121名、都賀川線が27名の利用実績となっており、各路線とも週1回、1日3から4往復の運行を行っているところでございます。

市街地循環線につきましては、週5回、1日8便の運行を行っており、231名の利用実績で、総利用者数は898名となっております。

次に、利用者からの御意見についてでございますが、職員が運行中の車両に乗り込み、直接、乗客の皆様から御意見をお聞きし、また各地区にも出向いて御意見をお聞きしております。

まず、コミュニティバスの利用目的についてでございますが、買い物での利用が一番多く、次に病院、市役所での各種手続、娯楽の順となっております。

利用されている皆さんからの御意見といたしましては、運賃も安く助かっている。外出の機会がふえた、子供、親戚に送ってもらわなくても済むようになった。免許の自主返納をしても、移動手段があるので安心、などといった御意見や、要望といたしましては、経路が集落から遠いので、集落まで入ってほしい。病院にもっと近い停留所が欲しい。量販店前で乗降したい。土日運行や週3日運行、市街地でのフリー乗降などの御意見もいただいているところでございます。

これまでの実証運行におきまして、郊外線につきましては、順調な利用実績であると考えておりますが、市街地循環線につきましては、郊外線と比べまして、利用実績が少ないことが課題であると認識しております。

今回の実証運行につきましては、9月末までを予定しておりますので、その間、安全運行を第一に考えながら、可能な限り、利用者の御意見も取り入れ、利便性の向上を図り、あわせて本格運行に向け、しっかりと検証を行ってまいりたいと、そのように考えております。

先ほどお話もありましたように、利用者の立

場から、何ができるかをしっかり考えてまいりたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） その点について、再質問をさせていただきます。

現在、実証運行中の市内循環路線は、停留所を設定して乗降していただくものになっていると思われませんが、利用促進と利便性の確保の観点からも、フリー乗降の実証運行も行ってみたいはいかがでしょうか。

それは、今後さらに高齢化が進む中で、自動車免許の自主返納を促すための特典などを、これから考えていかなければいけないことになると思いますが、その上においても、先行した実験と言えるのではないかと考えております。

停留所という既存の公共交通の概念では、地方の高齢者の生活は成り立たない状況になっているのではないかと思われます。

そのあたりも視野に入れて、幾つかの実験を、できる間にやっていただければと思っておりますが、市長のお考えをいま一度お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

現在、楠山線、栄喜線、舟ノ川線、出井線、都賀川線の5路線では、市街地や国道以外の運行経路におきまして、フリー乗降を行っておりますが、市街地循環線並びに5路線のそれぞれの、市街地部分でのフリー乗降につきましては、交通量の多さや、急停車による事故を防ぐため、コミュニティバスの安全運行の観点から、フリー乗降を見送っている状況でございます。

しかしながら、先ほど議員御指摘のとおり、利用者の方からも、フリー乗降を望む声もいただいております。質問議員が言われますように、フリー乗降は利便性の向上にもつながってくるも

のでございますので、先ほども申し上げましたが、安全運行を第一に考えながら、運行委託会社から、状況なども聞かせていただき、宿毛警察署からも御意見をいただく中で、今後検討をしてみたい、そのように思っております。

なかなか乗客を乗せた状況でのフリー乗降になりますので、どういった方法でできるのか。ただ、タクシーもそうですけれども、手を挙げてとまっていただけというのは、非常に便利なものですので、そのあたりを、しっかりと警察ともお話をさせていただき、考えてみたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 現在の利用者の多くのお年寄りの方々が、歩くことが大変困難な状況になっております。本当に少しでも歩かないようにいられればなという声は、たくさん出ております。

まさに安全性、その1点を十分検討していただいて、市内循環線のフリー乗降制をお勧めいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、市民活動に対する行政支援について、質問させていただきます。

現在、宿毛市では、市民主催によるイベントや、ボランティア活動、スポーツ大会など、さまざまな取り組みが、毎週のように行われておりますが、それらは市民の皆様が、アイデアと労力、ときには運営費なども出し合ひまして、それぞれの分野の発展を願って、取り組んでいるものと思われま。

そのような中で、運営者からは、市の備品を貸していただきたい。運搬する公用車を出していただきたい。職員の動員が欲しい。補助金が欲しいなどと、さまざまな要望があると思われまますが、それらの対応基準が曖昧なのではない

かという声も、時々聞かれます。

そこでお伺いしますが、主催、共催、後援、補助金、職員の動員、公用車や備品の貸し出しなど、市民が必要とする支援に対する対応は、どのように規準化されているものなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

日ごろより、イベントやボランティア活動やスポーツ大会等、市民の皆様の献身的な活動に、この場をおかりして、まずもってお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

市民主催の、そのようなイベント等に対しまして、市が支援するための基準があるのかないのかという御質問でございますが、市が共催、後援等をする場合に基準となるものは、そのイベント等に公益性があるのかどうか、そういったことが基準となっております。

この公益性の有無については、そのイベント等の内容を審査する中で判断していくことになるかと思っております。

ただし、公用車や備品の貸し出しは、市が公用で使用する際は、そちらが優先をされますし、なおかつ、公用車の貸し出しについては、使用する側で、万一の事故に備えて、任意保険等にも加入していただく必要がございます。

また、備品につきましても、万一破損した場合は、使用者側で原状回復をしていただくことが条件となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問いたします。

今後の対応についてでございますが、多様化している市民活動への支援につきましては、これまでの考え方や対応では、市民のニーズに答えられない場合もあるのではないかと考えられます。

企業の少ない宿毛市のようなところでは、積極的に行政が、これはお金ということではございません、スポンサー企業の代役も務めていったらいいのではないかと思います。

今後の市民活動への支援について、市長の考えを、いま一度お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議員おっしゃるとおり、市民活動に対して、行政がいかにかかわっていくかは、重要なテーマだというふうに認識をしておりますし、そう思っております。

今までも、でき得る限り、住民ニーズにお応えしていくよう、努めてはまいりましたが、今後も公益性のある市民活動に対しましては、行政として、何ができるのかをしっかりと研究をしながら、積極的に市民の皆様と一緒に、活動をしていきたい。そして、そういった活動をしてくださる市民の方々を、しっかりと支援をしていきたい、そのように思っているところでございます。

一緒に頑張っていきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 私が知り得る限り、宿毛市は市民活動を積極的に応援しているほうだと思っております。今後とも、多様化していく市民活動にどうか御理解をいただいて、さらなる支援をいただければと思っております。

それでは、最後の質問になります。

市長の政治姿勢について、質問させていただきます。

日ごろ、私が市民の方々と雑談をする際に、ほぼ必ずと言っていいほど、「中平市長、どう」という質問をされます。

どうと言われましても、答えようがないので、私はいつもこう答えます。「市役所の雰囲気はいいですよ」、そう当たりさわりのない感想を述べましても、市民の皆さんは、それなりにシ

ビアな目で見ているものでありまして、中平市政に限らず、いわゆる首長が交代する際には、市民の皆様から、行政改革とか、意識改革などということが語られるものでございます。

そのような期待される中、行政改革や職員の方々の意識の改革について、初年度、中平市長は何か具体的に取り組んだことなどございましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

行政改革や職員の意識改革について、何か具体的に取り組んだことはあるのかという御質問でございます。

市長就任に当たり、本年、新春の御挨拶でも申し上げておりますが、本市の人口減少対策への取り組みを最優先課題といたしまして、安定した雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援等を重点的な政策課題といたしまして位置づけ、さまざまな取り組みを推進してまいりました。

具体的な取り組みといたしましては、第一に人口減少対策の大きな推進力となる基盤整備といたしまして、企画課に移住定住推進室を創設し、組織の再編を実施をいたしました。

第2に、子育て支援といたしまして、同時入所、第2子以降の保育料の無償化、ゼロ歳児保育の拡大、こういったことを実施をいたしたところでございます。

また、現在、子育て支援関連業務の一元化に向けた組織の再編に向けて、関係課によるプロジェクト会議を推進しておりまして、さらなる子育て支援の充実に向けて、検討しているところでございます。これはやり遂げたい、そのように思っております。

職員の意識改革につきましては、公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという認識を新たに、行政は最大のサービス産業であるという意識を共有し、実践すると

いう思いから、職員間はもちろん、市民への挨拶を積極的に実行していただくよう、繰り返し注意喚起をしております。

雰囲気がよくなったともし思っていたけるんでしたら、この点が少し変わったのかなというふうに思っているところでございます。

加えて、本年4月より、本格実施となりました人事評価制度におきましても、職員として、当然に持つべき資質といたしまして、挨拶を評価項目の一つとして位置づけ、そういった位置づけもしているところでございます。

また、窓口業務において、市民からおしかりを受けることもあります。その都度、所属長に事情を確認の上、所管課内でしっかりとした対応を指導してきたところでございます。

窓口業務は大変おしかりを受けることも多いわけですが、その都度、対応をして、しっかりと改善を図っている、そういった状況だというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせていただきます。

それら市長が答弁なされたように、しっかりとした取り組みをなされていると思いますが、それらの取り組みによって、どのような成果が得られましたでしょうか、いま一度お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

取り組みに対する成果についての御質問でございます。

1点目の人口減少対策への取り組みであります。移住定住推進室の創設によりまして、昨年末の市長就任以来、現在まで65名の方々が、本市への移住を行っており、その成果が確実に見えてきているところでございます。

企画に来ていただいたとき、移住定住推進室のほう、入り口を見ていただくと、こういったポスターのような紙がありまして、そこに現在、何人移住してきたかということを書かさせていただいていますので、また見ていただければというふうに思っております。

2点目の、同時入所第2子以降の保育料の無償化、ゼロ歳児保育の拡大に伴い、着実に子育て世代の負担軽減が図られたと、そのように認識もしているところでございます。

職員の意識改革につきましては、挨拶の励行は、職員にも浸透してきておりますし、市民からおしかりを受けた後の対応についても、おほめの言葉を、少しずつではございますが、いただくようになってきているところでございます。

これからも、公務員として、職務の遂行に全力を挙げて専念するよう、指導をしてみたい、そのように思っております。

また、皆さん、裏に車をとめて、裏から入ることが多いとは思いますが、ぜひ玄関からも入ってみてください。玄関、花壇のあたりも、少しずつですが、きれいにさせていただいておりますし、花も植えているところでございます。

また、入っていただいて左側見ていただくと、小松製作所から今までいただいたミニカーの大きいやつですかね、ああいったものも、市民の皆さんに見ていただくということで、展示もさせていただいているところです。

少しずつではありますが、職員と一緒にあって、そういった取り組みもしておりますので、また気がついたことがありましたら、私でも職員でも声をかけていただきますと、また実践してみたい、そのように思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 答弁ありがとうございます。

ました。

子育て支援は、宿毛の将来を考えますと、とても重要な取り組みになりますので、ぜひこれからも力を入れて進めていただければと思っております。

職員の評価項目に、挨拶が評価項目になっているというのは、僕は知りませんでした、重要ですね。そうかなと思いますけれども、重要だと思います。

最近、本当に市役所の雰囲気いいですよって、僕いつも真面目に答えてたんですけども、近ごろ本当に感じいいです。すごく感じいいです。

特に、僕も気をつけて見ているんですが、数名、とても感じのいい答え方ですね。雰囲気がいいというだけじゃなくて、答える内容がすごくいい方いらっしゃる。この場では言えませんので、後で市長のほうに伝えておきますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で、私の一般質問の全てを終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 改めまして、皆さんおはようございます。野々下昌文でございます。通告に従いまして、ただいまから質問をしていきたいと思っております。

今回、私の質問するのは、大きく3題、被災者支援システムについて、移住定住について、そして給食センターの老朽化対策について、この3点を質問してまいりたいと思っております。どう

か執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、質問に入ります。

この被災者支援システムにつきましては、平成23年度から何度となく、今回、5度目だと思っておりますけれども、質問をしまりました。

26年度の3月議会において、当時、沖本市長が、このシステムにつきましては、本年度、試験的に危機管理職員がインターネットによる各機能を体験操作し、入力方法や操作性などの確認を行ってまいりましたが、業務継続計画などが完成していない段階で、実証実験を行っても、システムの有効性を十分に判断できないという結論に至りました。そのため、本年度完成予定の業務継続計画をもとに、来年以降、被災者支援の具体的な実務を明確にする中で、御指摘の被災者支援システムを初め、現在、本市で使用している基幹システムの活用ができないかなど、さまざまな観点から、また他自治体の事例も参考にしながら、システムの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております、という答弁をいただいております。

改めて、この被災者支援システム、紹介をしますと、この被災者支援システムは、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた西宮市が、被災者の復旧復興支援のために構築してきた、実際に使用し、大きな力を発揮した、大変すぐれたシステムでありまして、被災地の経験と教訓、情報からノウハウを生かした全国の公共団体のみが使用できるシステムであります。

被災者支援システムは、被災者の基本情報や、家屋を含む被災状況全般を管理するシステムと、現場職員の必須のシステム、犠牲者遺族管理システム、緊急物資管理システム、倒壊家屋の管理システム、避難所関連のシステム、仮設住宅の管理をしていくシステム、復旧復興関連システムから構成されております被災者支援システ

ムを中心にして、6つのシステムを組み合わせて、それを一元化して運営していく、そういうシステムでございます。

本市のように、南海地震に備える本市において、現在、発災後の後方支援に使う復旧復興システムを、どの程度開発をしてきているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

被災者支援システムを含めた復旧復興システムの開発状況についての御質問でございます。

大変、重要な御質問だと思っております。

現在、本市では、応急期機能配置計画を初め、さまざまな計画マニュアル等の作成や、各種の災害対応業務等を行う中で、優先順位をつけながら、緊急度の高いものから、災害対策への取り組みを進めているところでございます。

こうした中で、被災地における被災者の情報や避難所、倒壊家屋の情報など、自治体が行うべき業務を一元的に管理できる、先ほど来からお話のある被災者支援システムにつきましては、ホームページのデモサイトで、有効性の確認は行っているところでございます。

また、現段階で関係課が把握している要介護高齢者や、障害者等の情報をもとに、避難行動要支援者名簿については、平成27年度にデータ化をしておりますが、そのほかの復旧復興にかかわるシステムについては、現在のところ、開発には着手ができていない、そういった現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） あの質問から3年近くがきているわけでありましたが、今回の市長の答弁でありまして、避難行動要支援者名簿のデータ化のみはできているということでござい

ますが、最後の被災者支援対策についてのシステム化というのは、取り組みができていないということですが、本当にマンパワーが絶対数不足してできなかったというのが、本当のところかもしれませんけれども、この状態で、もし宿毛市、発災後、震災が発生した後に、この市民を守れると思っっているんですか。私は、本当に守れないと感じております。

東日本大震災や鳥取地震、熊本地震、どこの被災地を見ても、復旧復興に向けて重要となる罹災証明の発行が、スムーズにできなかったことが、報告をされております。

今の状況で、本市の罹災証明の発行は、どのように行われるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

罹災証明の発行の遅延、それに対する市民の怒り、またさきの熊本地震におきましても、このことがあらゆるメディアで放送されていたのは認識をしているところでございます。

議員言われるとおりに、被災者生活の再建に向け、重要な罹災証明となりますので、早期の発行が不可欠であることは、十分認識をしております。

また、現状において、準備不足のまま発災をいたしますと、このような状況になることは、十分考えられることだとも思っているところでございます。

こういった教訓を糧として、当市におきましては、十分な準備を整えてまいりたい、そのように考えているところでございます。

当市における罹災証明の発行手順でございますが、罹災証明とは、家屋の被害状況を証明するものとなりますので、まずは被害状況の調査が必要となります。

災害の規模にもよりますが、情報収集により、

水没等全壊であると判断できる場合を除きまして、現地調査を行うことが必要となります。

罹災証明の申請があれば、調査結果をもとに証明発行をすることになります。当市におきましては、罹災証明発行に際し、国のガイドラインに沿った対応を行っておりますが、宿毛市独自の発行マニュアルの作成もしておりませんし、災害の状況によっては、さらなるマンパワー、お話もありました。マンパワー不足も想定をされますので、罹災証明書発行の手順につきましても、よりスムーズに行えるように、準備をしていくことが急務である、そういった状況であると考えております。

そのため、現在、発災時において、即時に住家の被害認定業務に従事し、罹災証明の交付等の被災者支援を円滑に実施できるよう、高知県住家被害認定士の養成に努めているところでございます。

また、災害規模によっては、ほかの地方公共団体への応援要請や、民間団体との連携を進めていくなど、罹災証明の発行に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、調査担当者に対する研修等の拡充により、災害時の調査の迅速化を図ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

できることから、順次やっていく予定としております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 罹災証明の発行、不可欠なことは十分認識をしているということでございます。

また、罹災証明の発行は、国のガイドラインに沿って発行していくと、対応していくというお話でございました。

その国のガイドライン、先日、私たち益城町へ行って来たわけですが、このときに現地で言

われてたのは、国のガイドラインに沿って調査をしていく、その中で、住民からは、国のガイドラインで、同じ地域で、同じ状況で、同じ被害が遭った状況で、国のガイドラインでは、全壊、半壊。半壊状態だと。また、民間の保険会社では全壊だということに判断をされる。そのことに関して、住民から再度、調査をしてください。

また、何回やっても同じ結果でありますので、そういうことが繰り返されて、この罹災証明の発行が現実にはできないということがあるというふうなことは言われていました。

このことは、最終的にはどうなるんですかというお伺いをしたら、これは裁判でしか決着がつかないというふうなことも言われておりました、現実には、本当に厳しい、生々しい状態があるわけありますので、そういうことも各危機管理課はじめ、市長も頭に入れていただき、十分な対策をとっていかなくちゃいけないというふうに感じております。

では、再質問を行います。

総務省が先日、この罹災証明については、全面的に推奨し、平成23年3月議会で初めて紹介したときは、この被災者支援システムを導入することのできるインストールキーを、全国で、当時230自治体が取得しておりました。今、全国で1,741団体ですか、ある自治体の中で、1,000を超える自治体が導入をしようとしている、この被災者支援システム、本市はどのように評価をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどのお話もありましたが、やはり罹災証明も含めてそうなんですが、被害に遭われた方々にとりまして、自分の住んでいる、自分の持ち家が全壊なのか、半壊なのかということで、大きく、その後いろんな

ことに影響をしております。

そういったのを判断する上で、非常に厳しい状況が起こっているというのも、十分、認識をしているところでございます。

ただ、本市といたしましても、そこで思考停止をするのではなくて、どういった形で、しっかりとそういったときに判断をして、乗り越えることができるのか、職員と一丸になって取り組んでいきたい、そのように思っておりますので、どうか御理解、そして御協力のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

被災者支援システム、どう評価しているかという御質問でございます。

先ほども少しお話をさせていただきましたが、被災者支援システムにつきましては、阪神・淡路大震災以降に発生した東日本大震災などの災害において、各自治体が経験した教訓やノウハウ等が、随時盛り込まれて、改良が加えられており、さらに事務の大半がシステム化されていることで、非常時優先業務の一元的な管理ができ、かつ安価に、お話ありましたように、安価に導入ができるという点で、非常に有効なシステムの一つであると、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、市長が言われましたように、非常に安価で有効なシステムであるという評価であります。

この西宮の被災者支援システムは、基本ソフトがリナックスというものでありまして、本市で使用中のOSと、本市で使用しているのは、恐らくWindowsだと思えるんですけども、異なるために、環境設定を変えない限り、直ちに使うことはできないという状況であります。

しかし、このリナックスというのは、オープンソースであります。したがって、システム内容を自由に自分たちで見たり、また改造したり

できるわけでありまして。

このWindowsなんかは、全く中が見えませんし、自分たちでつづけるものでありません。全て業者に委託しなくてはならないという状況であります。それが、自分たちで何かあっても改造していける、そういうシステムが、このオープンソースだそうであります。

したがって、システム内容を自由に見たり、改造したりできます。そのために、自分たちの使いやすいものを、安くつくることができる。

島根県の松江市のように、既存のシステムをオープンソースのシステムと連携させて、業務を行っている、先進事例もございます。

私は、システムを使う気があれば、使用できるように、環境設定を整えることは容易なことだと思っております。非常にすぐれている被災者支援システムは、無償で利用ができ、しかもオープン系ウェブシステムとして、開発をされており、ハード面での制約もなく、安価にシステム構築をすることができるということになっております。

また、このリナックスのウイルスに対する脅威というのは、Windowsと比較して、ほとんど変わらないということでありまして、しかも、このリナックス向けのウイルス対策は、これも無料であります。

この西宮の職員が開発をした被災者支援システムは、自治体の組織の文化や思考方式を熟知して、職員が作成をしているわけでありまして、自治体の暗黙知が盛り込んだシステムであり、いわば西宮の職員が、自治体職員のためにつくった、カスタマイズしたシステムであると思っております。

南海地震が起きれば、壊滅的な被害が想定される本市においては、市民のためにも、被災者支援システムを絶対に使うべきだと考えておりますが、市長、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

被災者支援システムを導入すべきではないか、そういった御質問でございます。

議員御指摘のとおり、被災者支援システムは、できるだけ経費がかからないということに配慮して、設計されているため、サーバー等のハードを除くソフト面においては、無償で公開され、サポート体制も充実しておりますが、システム構築には、専門的な知識を必要といたします。

また、本システムは、住民基本台帳データとの連携が必要であります。本市の住基データのサーバーは、現在の設置場所の本庁から、防災センターへの移設が予定されておりますので、仮に総合運動公園で災害対応業務を行うことになった場合、防災センター、消防ですが、防災センターと総合運動公園を結ぶ専用回線の整備が必要となり、新たな経費が発生することとなります。

さらに、本システムは、津波等で被災しない場所に設置する必要がございますので、震災後における津波被害や安全性等を考慮しますと、津波浸水区域にある本庁舎への設置は困難で、設置場所の選定が必要となります。

このように、クリアすべき点ではありますが、議員御提案の被災者支援システムを含めた被災後の情報処理対策は、重要な課題であると認識をしておりますので、今後、ハードを含めたシステム環境全般の整備を含めて、検討してまいりたいと考えているところでございますし、また、議員御指摘のとおり、早い段階で、しっかりと構築をしないといけない課題だというふうに思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、市長から前向きな答弁がございましたけれども、その中で、

非常に専門的な知識を要するというお話ありましたけれども、いざ導入するとなりましたら、総務省から全て委託をされております地方公共団体情報システム機構というところがございます。ここから指導に来て、このシステムを運営し、また回していける、そういうところまで指導し、また管理をしてくれる、そういうことになっておりまして、その費用は全て、情報システムのほうが持つということで、全て無料で、これを運営するとこまでいくと。その後かかる費用というのは、本当に電気代ぐらいしかかかりません。自分たちで改造もできるし、思うようにつくっていける、そういう知識も指導してくれるということでもありますので、完全に総務省がバックアップしてやっているということでもありますので、決めたらそういうふうにいけるということでもありますので、その点よろしくお願いいたします。

今回、この問題を質問するに当たって、本当に感じたことは、危機管理、宿毛市本当に、地震が起きたら必ず津波が来る。津波が来て、宿毛市全体が被災して、壊滅的な状態になっていく。

そういう中で、危機管理課というのは、本当に少人数で必死になってやって、やりたくてもできないという状況がある。いろんなことに取り組みたくても取り組めていない、そういう状況を感じました。本当にマンパワー不足というのを、非常に感じます。

それと、もう一つは、この防災拠点、本来でありましたら、市庁舎において運営していく。けど、この庁舎は津波につかってしまうということできない、消防庁舎においたら、L2では、また運動公園に移動したい、こういう状況では、本当に市庁舎が動かなくなったら、市民を救うとかいう問題じゃなくなってくるわけですね。

市庁舎の問題、建てかえの問題ありましたけれども、高台移転という話もありました、学校等ですね。そういう部分もあって、いろいろ、今まで口には出してこなかったけれども、市庁舎の建てかえというか、移転というか、こういう部分も、本当に並行して考えなくては、市民の命を守り、救っていく、そういうことはできないと考えます。

そういう部分からいって、市の庁舎の津波の来ないところへ移転していく、思い切った考え方というのを、取り組んでいかなくちゃいけないというの、重々、この問題を勉強するに当たって、思いましたので、提言をしておきたいと思えます。

続いて、移住定住推進について、お伺いをいたします。

中平市長が就任以来、先ほども原田議員の質問にもありました、公約どおり移住定住推進室を立ち上げて、独立した形で移住定住促進に取り組まれております。

多くの方たちが移住して来られていると、先ほどもありましたが、まずこの移住推進の進捗状況、どういう方たちが、どのような目的で移住をしてきているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 移住定住の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、移住推進の状況についてでございますが、先ほど、原田議員への答弁でも申し上げましたとおり、私の就任以後、65名の移住者の方がおられます。

そういった中、平成27年4月から平成28年11月末現在の県外からの移住者数は、57組の82名となっているところでございます。

傾向といたしましては、移住者の年齢層は、20代から30代の若者世代が約54%を占め

ており、移住元につきましては、近畿地方が約33%、次いで関東地方が28%となっているところでございます。

移住者の家族構成につきましては、単身での移住が多い状況ではございますが、若者世代の移住が次いで多いことから、子供連れでの移住のケースも見受けられるところでございます。

また、移住者の本市での職業につきましては、会社員、公務員が約37%となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市長の取り組まれている移住促進、移住推進ですね、効果が上がっている、実ってきているということでございますが、その中で、今言われた中で、若者が移住が多いと。また、子連れの方たちも、移住してきているということで、本当に頼もしいことだと思いますけれども、この若い方たちが、これから定住をしていく。宿毛市に住んでいくというのは、非常にこれからの取り組みで、していかなくちゃいけないことだと思います。

再質問に入りますけれども、先日、総務省が人口減少対策で成果を上げた自治体に、地方交付税を手厚く配る方針を固めたということが言われておりました。

人口がふえるなどした自治体への支援を強化するのが目的で、2017年、来年度から3年かけて成果反映枠を段階的に、現在の2倍の2,000億円程度にふやすということが、11月25日に、高市早苗総務大臣から発表されております。

本市がこの人口減少に歯どめをかけるためには、思い切った移住、さらに今、市長取り組まれている移住対策、非常に成功をしてきておりますけれども、思い切った移住定住対策への取り組み、それが必要になってくるんじゃないかと思えます。

若者が地元で安心して生活できる環境や、高齢者の方たちが元気で長生きできる、健康寿命を延ばすといった社会減、自然減への対策にも力を入れていかななくては、クリアしていけない。この高市大臣が言われる部分に、少しでも近づいていけるためには、そういう思いで社会増、なかなか大変なことだと思いますけれども、自然増にはなかなかならないと思いますけれども、せめて社会増ぐらい目指して、取り組んでいかなくちゃいけない。思い切った施策を打っていかなくちゃいけない、そういうふうを考えます。

その対策について、市長、考えていることがありましたら、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、移住推進策について、お答えをさせていただきます。

人口減少対策につきましては、本市の最優先課題と認識をし、移住希望者のさまざまな問い合わせなどに一元的に対応するため、今年度、企画課内に移住定住推進室を創設いたしました。先ほど来、お話をさせていただいております。

移住定住推進室の主な取り組みといたしましては、平成27年度から移住相談員を企画課内に配置をいたしまして、電話や来訪者の移住についての相談や、住宅改修等、各種補助金制度などの支援策の受け付け、紹介、そして空き家情報及び求職情報の提供、またお試し住宅の運営、移住体験ツアーの実施等を行っているところでございます。

また、本年度より移住専用のホームページをリニューアルいたしまして、住宅支援、就業支援、子育て支援策など、きめ細やかに移住に必要な情報の発信に努めているところでございます。

今後も、将来にわたって、活力ある宿毛市の創生に向けまして、民間事業者や庁内関係部署との連携を強化いたしまして、住まいや仕事、

子育て、教育支援等総合的な支援に積極的に取り組み、住みたい、働きたい、生み育てたい、そういった気持ちを応援するまちづくりを推進してまいります。

次に、高齢者の方々が元気で長生きしていただく取り組みといたしましては、各種健康診査の受診勧奨や、介護予防に関する知識の普及啓発を実施しているところでございます。

また、高齢者みずからが、生活機能の維持改善に取り組めるよう、保健介護課や地域包括支援センターが実施している総合相談事業や、地域ケア会議、各地域でのいきいき百歳体操を初めとする介護予防事業等の支援を実施し、地域における住民主体の介護予防の取り組みを推進するなど、自立した生活を送っていただくよう、取り組みを進めているところでございます。

来年度は、平成30年度からの第7期介護保険事業計画を策定する年となっておりますので、地域におけるニーズ調査を実施する中で、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、住みたい、働きたい、生み育てたい気持ちを応援するまちづくりをというお話でございます。そういう取り組みを、具体的に打ち出して、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、教育長にお伺いをいたします。

先ほどもお話ししましたが、若い方たちが安心して生活をし、子育てができる環境がなくなるとは、定住というのは、なかなかしたくてもできないのが現状だと思います。

先日行った議会報告会で、他県から本市へ嫁いできた子育て中の若い奥さんが言っておりましたが、若い方たちの中で、一番、奥さんたちの中で話になる、話題になるのは、お金だと話

してくれて、本市が4月から行った同一保育園へ通う第2子以降の保育料が無料になったのは、本当にうれしかったということも言っていたのが、非常に印象的でした。

やはり、安心して生活ができる環境づくり、必要であるということでもあります。安心して働いて、ある一定の対価が得られる、こういう環境をつくっていくというのは大事だということですね。

私たち総務文教常任委員会では、この8月、行政視察で、大分県豊後高田市へ移住定住促進事業の先進的な取り組みについて、視察研修に行っておりましたが、その中で、他市にはない、先進的な教育のまちづくりへの取り組みとして、平成14年の週休2日制になることをきっかけにして、土日と放課後を利用した、幼児から中学生を対象にした、学びの21世紀塾事業というのを、無料の市営塾が大きな成果をあげておりました。

この学力が県下で、最下位から2番になったということは、非常に市長も厳しく受けとめて、取り組んだ施策でございます。

この結果、学力もスポーツも県下トップクラスの成果が出てきて、子育て世帯の親からすると、安心して子育てのできる環境ができてきておりました。

開設当時は、3講座から始まりまして、現在は72講座148教室が開設され、塾生が延べ2,740人、指導者が157人となり、飛躍的な取り組みとなっております。

平成25年度の学びの21世紀塾事業への歳出総額は1,595万3,599円というもので、この財源のうち、527万6,000円は、県の補助金がいただいて、運営しているということでした。

幼児期の英語に触れるという取り組みを入れておりました。本市においても、総合戦略の中

で盛り込んでおります、就学前の子供たちに英語に触れさせるということで、日新館事業というのが、計画をされておりますけれども、このことを考えると、本市でもこの豊後高田市のような、無料の市塾のような取り組みも、できるのではないかなと考えます。

教育長の所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、10番議員の一般質問にお答え申し上げます。

豊後高田市の学びの21世紀塾につきましては、議員御指摘のように、さまざまな活動を行っておりまして、成果もあげておられるようでありまして、素晴らしい取り組みであるというふうに考えております。

宿毛市におきましても、中学校での放課後学習支援事業でありますとか、小学校での放課後子ども教室なども実施をいたしております。

これは、子供たちの居場所づくりでありますとか、あるいは学習支援という目的で行っているものでございますけれども、さらに公民館活動や市民講座などの生涯学習のための、さまざまな活動も行っているところでございます。

現在の活動を、目的を持って、より強化することでありまして、あるいは市民のニーズを取り入れて行うことにより、子育て支援としても、成果をあげていくことができるのではないかと考えているところでございまして、そういったことから、今後も現在の事業のさらなる充実や、関係機関との連携に力を入れてまいりたいと。

なお、議員から御指摘のございました、幼児を対象とした、英語に触れる取り組みでございます日新館事業につきましては、どのような形で、塾のような形とか、いろんな形がありますでしょうけれども、形で行うか、これから検討をしてまいらなければなりませんけれども、私

としては、ぜひともそういった方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 中学校の放課後補習授業、また小学校の放課後子ども教室、公民館運動等々、連携を強化して取り組んでいかれるということでございます。

移住定住促進対策の中で、今回、質問した内容は、大変な、豊後高田市で成果をあげている、そういう部分で、この豊後高田市で移住定住、物すごい社会増となっているところなんですけれども、この中で、移住してきているところが、県下から、それから九州地方内から、一番多いわけですね。

やはりそのことを考えましても、本当に地域からも、同じような地域から移住してくる。それだけ若い方から見て、子供たちを育てていくのに、安心して教育をしてくれる、そういうところを目指して、移住してきているわけですね。

宿毛市、先ほどありましたけれども、調べると関東地方、関西地方からの移住が多いという話でございました。地元からそうやって移住してくるだけでも、少しでもいろんな施策が、お徳感があるというか、行ったら安心できる、教育の面でも安心できるという部分が大きいにあると思うんですね。

そういう部分で、力を入れて取り組んでいただきたいなというふうに感じましたので、質問させていただきました。

次に、この豊後高田市では交通の利便性がよい場所や学校が近く、また子育てに最適なところ2カ所を、市が区画造成をして、坪単価3万円から4万2,000円で販売をして、計101区画ほとんどが売却済みとなっており、45歳以下には、リース制度もあるという取り組みを行ってございました。

ほかにも具体的な取り組みとして、新婚夫婦専用の、新婚応援住宅や、定住促進空き家活用住宅、また小学生がいる世帯を対象に、2階建ての家庭菜園つきの子育て応援住宅を4万8,000円、移住者限定の子育て応援住宅4万8,000円など、工夫を凝らした取り組みが行われておりました。

こういう取り組み、先ほどの教育とも絡めて、少しずつ、本当に少しずつお徳感があるというか、あこへ行ったら暮らしやすいと思われる施策が打たれておるわけですね。

本市にも、先に買った方との公平性が保てないという理由によりまして、実勢価格で売れずに、ほとんど塩漬け状態になっている東団地など、けさ総務課でもらってまいりましたが、こういうパンフレットありまして、補助金も出ますよというパンフレットございますが、これを見ますと、大体、北側の条件の悪いところ、これが売れ残って、全然売れていないという状況でございます。

どんどん利息がついて高くなっていくばかりでありまして、思い切った施策をうたなくちゃ売れないというふうに思います。

こういうほとんど塩漬け状態になっている東平団地などがあります。このままだと、まず売れることはないと思いますが、この際、思い切った価格で移住定住対策や、若者支援を活用するというのを考えてもみてもよいのではないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛東団地の宅地分譲についての御質問ですが、現在、197区画中177区画が分譲済みとなり、残り20区画を分譲している状況でございます。

先ほど、議員のおっしゃったとおりでございます。

分譲促進の施策として、平成27年度から東団地の宅地を取得した方が、住宅などを建築する資金の一部といたしまして、住宅購入面積、1平方メートル当たり6,000円を交付する補助金制度を創設したところであります。この補助金制度の周知方法といたしましては、ホームページや広報への掲載を行うとともに、本年度は、分譲促進のためのパンフレットを作製いたしまして、宿毛市内外の住宅メーカーなどへの配布を実施いたしました。先ほど示していただきましたパンフレットでございます。

その結果、住宅メーカーからの問い合わせもいただきましたが、現在、成約には至っていない、そういった状況でございます。

私としましても、早期の分譲完了を目指しているところではありますが、残り20区画が売れ残っている理由等を一度分析するためにも、住宅メーカーなどにアンケート等を行い、今後の分譲促進における課題を、具体的に掘り起こし、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、金額を安くすれば、ふえるというふうに私も思います。そういったことは重々わかっておりますが、できる限り、今まで買っていただいた方々にも、余り不公平感が起きないような形の中で、何とかならないかなということ、これからも研究してまいりたい、そのように思っておりますので、どうか御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 課題を掘り起こして対策を考えていくというお話でございましたけれども、細部見ましても、条件が悪いところしか残ってないわけですね。先ほども言いましたけれども、不公平感があると、さきを買った人からいうと、ということですけども、思い

切って、先ほどの豊後高田市みたいに安くすれば、売れるんじゃないかと思うんですね。

そういう理由づけをして売ったら、売れるんじゃないかと思っておりますので、そういう取り組みをぜひ考えていただきたいと思っております。

次に、給食センターの施設の老朽化について、お尋ねをいたします。

今議会の中で、決算報告の中でも指摘をさせていただきましたが、給食センター施設の老朽化対策について、何とかしなくてはとの思いで質問をさせていただきます。

最近、あらゆるところで社会基盤の急速な老朽化が表面化をしてくれております。人口減少や、過疎化が進む中で、限られた予算で、どのようにインフラを維持管理するかが、大きな問題となって、課題となってきておるところでございます。

本市の給食センターも、昭和58年10月6日から、給食が開始され、約33年を経過しており、厨房機器の基本ラインも同じ年月を経ており、老朽化著しい状態で壊れそうなところは、メンテナンスを行いながら、日々子供たちの給食がつくられているという、そういう状況であります。今現在、センターでカバーしている学校数、配食数は幾らあるのか、あわせて職員の数についてお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えをいたします。

給食センターに勤務する職員でございますけれども、現在、所長1名、所長補佐1名、学校栄養教諭1名、調理員19名、それから配送車運転手4名の合計26名となっております。

学校給食センターが配食しております学校数及び給食数につきましては、平成28年12月1日現在、沖の島小学校を除く市内の小中学校8校、中学校5校の児童生徒、教職員に対し、

約1,650食を提供しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本当に古くなってきている施設でございますが、今、職員が26名、学校数が13校で1,650食、配食して、宿毛市の全ての市内の生徒の給食をカバーしているという状況でございます。

本当に重要な施設でございますが、先日聞いたところによりますと、ふぐあいのところはメンテナンスをかけながら、スタッフの皆さんの努力によって稼働させている状態だと伺っております。

夏休みでしたか、一度、拝見させていただきました。すると、中で機械を分解して、壊れておるようなところを一生懸命、丁寧に外して分解して、磨いて、職員さんも、汚いところもどンドン磨いている状況がありました。

30年以上たった厨房機器というのを考えると、いつ、このメインの基本ラインが壊れ、とまっても不思議ではないわけですが、突然、基本ラインが機能不全になった場合とか、その対策について、考えていることありましたら、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

給食センターの施設につきましては、議員御指摘のように、33年を経過いたしまして、本当に建物、それから機器類等も老朽化が進んでいることは事実でございますが、我々も、教育委員会といたしましても、大きな課題の一つというふうに認識をいたしております。

そういった中で、施設の老朽化に伴う基本ラインの破損停止対策についてということで、御質問いただきました。

少し、調理作業工程及び使用調理機器について、御説明をさせていただきたいと思っております。

当日の給食メニューによって、作業工程は異なりますが、基本的に御飯班、おかず班、フライ班の3班編成で調理業務を行っているところでございます。

各班の主な調理機器について申し上げますと、御飯班では、連続自動洗米機、連続自動炊飯器、立体蒸らしコンベアなどがございます。

それから、おかず班では、煮物、汁物を調理するオートミックスボイル、ソースやまぜ御飯の具を調理する蒸気三重釜、それからフライ班では、連続自動揚げ物機、連続自動焼き物機などを使用して、調理を行っているところでございます。

議員御指摘のように、調理機器が破損停止した場合は、当日、予定をしている給食メニューは、当然、提供することができなくなりますけれども、主食の御飯以外であれば、メニューを急遽、変更して対応することは、可能というふうに聞いております。

しかしながら、大規模な破損等になりますと、給食を再開できるまでの一定の期間、保護者の皆様の御理解をいただきながら、弁当持参で対応しなければならないと考えているところでございます。

現在、使用している調理機器の中には、給食センター開設以来からのものもございまして、引き続き、日々の調理業務での異状やふぐあいなどを見逃さずに、調理機器の点検やメンテナンス、修繕対策を行い、さらに修繕対策が困難な場合は、調理機器の購入をしながら、給食事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大規模損壊になら

ないような状況を願うばかりでございます。

先日というか、本年の5月23日でございますが、福井県若狭町で、学校給食にノロウイルスが付着したことを原因とする集団食中毒が発生をし、終息宣言の日までに、町内12小中学校の児童生徒の約24%に当たる496人が発症するという事故が起きたことは、記憶に新しいところでございます。

築後30年たった設備や、建物の老朽化も指摘をされておりました。本市の給食センターも、築後33年ということでございます。同じような心配をしているところでございますが、本センターの食中毒対策について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

集団食中毒対策についての御質問でございますけれども、調理員には調理帽子の着用を初め、センター内を汚染区域、表現があれなんですけれども、汚染区域。これは食材納品室でありますとか、下処理をする場所でございます。それと、非汚染区域、これが調理室でございます。に区分をいたしまして、手袋や作業エプロンの使い分け等を行いながら、調理業務を行っているところでございます。

また、日々の調理業務終了後には、施設内の洗浄を初め、当日使用いたしました調理機器、調理器具の洗浄や、殺菌消毒、月1回、業者による施設内の害虫駆除対策を実施しております。

給食センターに勤務する全ての職員には、毎日の健康観察記録を初め、手洗いの励行、月2回の腸内細菌検査の実施、さらには、ことし10月から来年の3月までの間に、3回のノロウイルス検査を加えるなど、食中毒を未然に防止する対策を行うこととしているところでござ

います。

特に、調理員には、衛生面に関し、必要な知識を習得するための研修会への参加でございますとか、厚生労働省からのノロウイルス対策を中心に改正されました大量調理施設衛生マニュアルといったものを配布をいたしまして、取り組みを強化しているところでございます。

今後におきましても、引き続き、安心安全な学校給食を提供するため、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準を順守いたしますとともに、施設の衛生管理には、細心の注意を払って、学校給食事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） センター内を区分しながら、最前の対策を講じているというお話でございました。

次の質問ですが、先ほどの集団食中毒が発生しても、同じことになるとは思いますが、ボイラー等のメインの設備が破損をして、仮に長期休業となった場合に、職員の処遇、これはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

不測の事態で長期間給食を提供できなくなった場合における職員と申しますか、委託先の職員ということだと思いますけれども、調理業務、配送業務の委託先でございます特定非営利活動法人宿毛雇用サポートセンター並びに、有限会社和田タクシーとの協議を行っていただかなければならないというふうには考えております。

しかしながら、議員御指摘の厨房機器やボイラー等の老朽化に伴います破損など、基本的に施設側が原因となる長期休業に対しましては、契約を変更するという事は、非常に困難では

ないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 施設側の原因とする長期休業に関しては、その契約を変更するということはないということでございますので、一安心でございます。

次に、根本的な解決方法としては、早期の移転改築が一番だと思います。しかし、財政的なこともありますので、そう簡単にはいかないことはよくわかっておりますが、将来に向けた計画もなく、何か起きたら、そのときに対応するというのでは、余りにも無責任ではないかと考えます。

子供たちが安心して給食を食べ、保護者の皆さんの不安を取り除いていくためにも、移転改築が喫緊の課題であろうと、先ほど言われてましたけれども、思います。

今後、給食センター事業への取り組みを、教育長としてどのように考えておられるのか、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

学校給食センターの早期の改築につきましては、御質問議員と全く、共通認識を持っていると思っております。

そういった中で、学校改築につきましては、教育委員会としても、早期に着手しなければならぬ課題の一つであると認識はいたしておりまして、ただ、厳しい財政状況の中でもございます。そういったことから、教育委員会といたしましては、できるだけ早い時期に、まず学校給食センター改築移転検討委員会、これ仮称でございますけれども、そういったものをまず立ち上げまして、検討課題を整理をし、改築移転計画が策定できるよう、当然、市長部局とも協

議を行いながら、学校給食センターの改築が推進できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 最後の質問になります。

できるだけ今、早い時期に、学校給食センター改築移転検討委員会を立ち上げると。また、市長部局とも検討協議をしていくというお話でございました。

給食センターの設置者は市長でありますので、今後の給食センターの改築計画について、市長にもお伺いをしたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、教育長からお話もありました、仮称ではありますが、そういった検討委員会、そういった中で話されたことも、十分協議を、市長部局としてもする場をもって、しっかりと考えていかないといけない、そのように思っているところでございますが、基本的な考え方といたしまして、建てかえの必要があるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） どうも、詳しい答弁をありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

----- . . . -----

午後 1時32分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。

こんにちは。一般質問をさせていただきます。

今回は、3項目、8点について、市長並びに教育長にお伺いいたします。

1項目め、宿毛市の観光について、1番目、沖の島の観光についてをお伺いいたします。

先々月、10月1日と2日、俳句仲間13名と、また18、19日には、松浦、山戸、高倉の市民クラブで、政務調査に、いずれも1泊2日で参りました。

俳句仲間は、元教師が多く、島で勤務しているらっしゃった先生もおいでますので、島の方から、〇〇先生ですねと声をかけられまして、あれやこれや、懐かしい交流に、すてきな風景を拝見いたしました。

行きは定期船、翌日は渡船での行程でした。

帰る段になりまして、定期船に案内が欲しいねと、一緒に行った方から御意見をいただき、2回目に参りましたときに、改めて注意をしながら見ていきました。

確かに、初めて乗船する方にとっては、宿毛湾に浮かぶブイが何なのか、島の名前はなどと、知らないことばかりでした。私も知りませんでした。

こんなにすてきなパンフレットあるんですよ、沖の島の。

これも、朝会って、季節の挨拶や、元気だったとか言うてる間に、このパンフレットがあることさえ気がつかずに乗船いたしました。

常時とは言いません。船員の方は、乗客が観光客の方なのか、島の方なのか、おおよその見当がつくと思います。観光の時期にアナウンスなり、島々の名前、通過時間帯を記載した航路図の掲示、目立つ場所へのパンフレットの設置など、海の道路として、また観光としての配慮をすべきでないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

定期船等の観光の活用についての御質問というふうにとめさせていただきました。

質問議員も言われますように、本市の定期航路からは、水島や姫島、三ノ瀬島など、さまざまな島々が見られ、また白岩岬や、多少、航路からは離れて距離がありますが、七ツ洞などの景観地も見ることができます。

こういった島々や景観地の名称を、観光客の皆様にご存知いただくことは、沖の島の観光を進めていく上でも、大変重要なことでございますので、ただいま、いろいろお話もありました、島々の景観地の名称、それから通過時間の目安など、そういったものを表示をしていきたい。案内図を作成の上、船内へ掲示をしてみたい、そのように考えているところでございます。

また、船内アナウンスにつきましても、今後、検討をして、そういった名称等も入れていくようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、うれしい御答弁をいただきました。ぜひとも有効な活用を御検討いただきたいと思います。

2点目にまいります。

島内循環移動手段についてをお伺いいたします。

現在、沖の島を訪れます観光客が、島内を循環する移動手段が少ないために、不便をしているとお聞きしております。実際、俳句仲間も、白岩岬に行きたかったんですが、13名です、なかなか移動方法が見つからずに、断念いたしました。

急な坂も多いことから、アシストつき自転車

のレンタルなど、何か対策、導入する計画ないか、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 沖の島観光における島内の移動手段についての御質問だというふうに受けとめました。

お答えをさせていただきます。

現在、沖の島を訪れる観光客の皆様の移動手段につきましては、主にゆるりんバス、こちらを御利用いただく方と、そして一部の宿泊先が現地まで車で送ってくれるといった、そういったお話も聞いているところでございます。

多くの方は、徒歩により、島内の各景勝地を巡っているというふうにお聞きをいたしているところでもございます。また、以前から、レンタカーなどがあれば助かるのにといったお話を受けて、何とかならないか検討もされたようですが、さまざまな事情により、実現できなかったと、関係者の方からは聞いているところでもございます。

今後におきましては、高倉議員も言われております、急な坂道等があるこの島でございますので、そういう島内の事情も踏まえまして、電動アシスト付きの自転車などの導入が可能か、関係者の方々とも御意見を聞きながら、これから検討をしていきたいなど、そういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、今後の観光面を考える点において、大きな課題の一つであろうかと存じますので、前向きな御検討を期待いたします。

3点目に、妹背山の活用についてをお伺いいたします。

2回目に参りましたときは、6年ぶりに沖の島アドベンチャーラン2016を3日後に控え

たときでした。

支所長に御案内をいただきまして、軽四のバンで参りましたが、道路ではなく河原の状態のところが多数でした。

水害によるものと理解はしております。ましてやロードレースのコースのことについて、申し述べるのは釈迦に説法、市長に説法であることを承知で申し上げます。

余りにも悪路です。

一例を申しますと、道のど真ん中にくぼみがありまして、土のうは大体、7キロから8キロぐらい入りますか、それをくぼみに埋めましても、それでもなお、段差は埋まっております。

また、大きな石が転がっておりまして、じょうれん棒など、道具がないと、とても動かせるようなものではありませんでした。参加者は当然、自己責任において参加してくださるんですが、悪路です。ある程度のレベルまで復旧、整備してお迎えするのがマナーであろうと存じます。

整備について、市長に伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 妹背山の活用、そしてそこに登る道路ということで、質問を受けたというふうに思っております。

そういった面で、答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、アドベンチャーラン2016ということでございます。残念ながら、雨が降った関係、悪天候ということで、実施はされておられません。

それからあと、この道路に関しましては、アドベンチャーラン、今回、予定されてたのは、マウンテンバイクMTBのほうですので、逆に道路は穴があつたりとか、そういうところを走るレースということで予定をしておりましたので、特にそれに参加される方々は、悪路であっても問題がないというふうに認識をしていると

ころでございます。

四国100名山であります妹背山は、沖の島の観光名所として、年間を通じまして、地元の方や登山客が訪れております。頂上には、木製の展望台を設置しまして、眼下に広がる太平洋を臨む絶好のポイントとなっておりますが、近年は老朽化が進むなど、早急な修繕が必要な状況となっております。

また、妹背山山道の整備につきましては、先ほどお話がありましたが、こちらの整備につきましては、担当課が現地を何度も訪れまして、水害や、そしてイノシシ等による被害の状況は把握をしております。

道の至るところ、掘ったりとかしている状況も承知をしているところでございます。

例年、沖の島開発促進協議会による陳情の中にも、要望として、位置づけられ、協議してまいりましたが、多くの地権者の問題や、国立公園としての規制などの課題があり、なかなか道について整備ができていないところでございます。

今後におきましては、沖の島開発促進協議会と、引き続き協議しながら、今できることとして、まずは地元の方々に支障を来している箇所の復旧をお願いをいたしまして、市としては、そのために必要な材料等を可能な範囲で提供してまいりたい、そのように考えているところでございます。

本当に素晴らしいところですので、多くの皆さんに訪れてもらえるような、そういった整備に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

市長おっしゃるように、悪路を走るのが楽し

みで行かれる方もたくさんいらっしゃって、その点は承知しております。

ただ、登山者の方が歩いた場合、道路の長い距離の間、ずっと水がありますので、よほど防水がきちんとしている靴でなければ、歩いている間には、もうびちゃびちゃになってしまうというような状態ですので、ぜひとも考慮していただきたいと思います。

その点で再質問をいたしますが、地元の沖の島開発促進協議会がやると言えば、先ほどの御答弁のように、必要な材料や、可能な範囲での、いろんなものを提供していただけるのですね。もう一度お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） そのように考えておりますので、ぜひ一緒になって、整備をしていきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

先ほどの御答弁の中に、展望台の老朽化が進み、担当課から修繕工事に伴う予算が提出されるとございました。

展望台、拝見いたしました。足元が腐り、階段部分が宙ぶらりんの状態でありました。鎖で登れないようにはしておりますが、面白半分に、悪さして登らないともいけません。撤去するにも、島外に搬出、当然費用がかかってまいります。今なら修繕で間に合います。

毎年、防腐剤を塗布して下さっていることもお聞きをしております。市長、修繕いたしましょう。予算がつけば、当然、用材、機材の搬入が必要になります。先ほどの道路整備に向け、沖の島開発促進協議会のはずみ、追い風になります。

国立公園の縛りや民地の関係、いろいろあるとは存じます。

既存の道路整備については、許容範囲内であると存じますが、妹背山は、先ほど市長の御答弁の中にもありました、魅力的な山ということです。1度に50人もの登山客があったともお聞きをしております。

市長、修繕いたしませんか。修繕いたしましょう。お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

展望台、かなり老朽化しているということでございます。ただ、修繕費に関しては、まだ予算計上に向けて、どういった動きになっているのか、まだ承知していないところでもございますし、今議会には提出された予算でもございませんので、そちらについては、そういうことだというふうに認識をしていただければというふうに思います。

私のほうから、予算については答弁していませんので、またよろしくお伺いをいたします。

修繕に関しては、これからも先ほど言った協議会の皆さん方と御相談をしながら、どういった方法がとれるのか、そしてどういった方法が有効なのか、また、さらに検討をしてみたいと思いますので、どうか御理解、よろしくお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） そうですね、ぜひ予算をしっかりと出していただいて、市長にはしっかり検討していただいて、いい形で島に報告できたらなと思います。

市長、決めるのは市長です。決められます。大いに期待しておりますので、よろしく、期待いたします。

次に、4点目、歴史的観点について、お伺いをいたします。

私は、土佐清水の海岸に生まれ、育ちました。

海を見なれた私にも、沖の島はとてもすてきなところでした。

七ツ洞はすごかったです。吟行の翌日、渡船にて、間近に、手が届くぐらいの近くまで、渡船で近づいていただきまして、深い海の色や、断崖。すごい断崖でした、もう上から何か落ちてきたらどうしようと思うぐらいの断崖でした。

見なれた貝や、鷹の爪とかカラスロとか、すぐ目の前にありました。

姫島のお姫様にのどぼとけあるのは、市長、御存じですか。お姫様見たら、ちょっとありますね。

沖の島の本島と姫島の岩石の違い、島の違い、歴史を親しむ方にとって、奥深いものがあると思います。

一つの島に、土佐藩と伊予藩の国境、国境が存在する珍しい離島であります。

また、海から臨む沖の島は、穏やかで荒波を受けているとは思えない姿があり、陸上からは実感できなかった国境も、海からは稜線越しに拝見できました。

かの伊能忠敬が計測のためについた砂浜、アコウの大樹、歴史ロマンは沖の島にあります。沖の島ならではの観光プランを企画できるのではないかと。

幕末維新博、今追い風です。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 沖の島観光の歴史的観点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

来年3月から、先ほどお話にもありました、開催されます志国高知幕末維新博につきましては、宿毛市においても、地域会場として位置づけられた宿毛歴史館を中心に、市内観光スポットをめぐる周遊コースを6コース設定をいたしまして、その一つに「宿毛で離島を楽しもう」

と題しまして、沖の島をめぐるコースの設定も
行っているところでございます。

議員おっしゃるとおり、追い風になるものだ
というふうに、大変期待をしているところでご
ざいます。

古くは今昔物語に登場する妹背山や、議員御
提案の伊予の国との国境、三浦氏の歴史やお祭
りなどの伝統芸能にも触れていただくなど、沖
の島の歴史、文化を満喫できるコース設定とな
っているところでございます。

また、一方で、宿毛市の観光振興の取り組み
の中で、一般旅行に加え、体験型の教育旅行の
誘致に向けた商品の開発についても取り組んで
おりまして、沖の島は磯釣りやダイビングなど、
宿毛市の観光の拠点であると考えているところ
でございます。

歴史的にも、魅力の多い沖の島を、今回の幕
末維新博を契機といたしまして、宿毛市観光協
会や、幡多広域観光協議会とも連携をとりなが
ら、新たな商品開発に取り組んでまいりたい、
そのように思っているところでございますし、
もう既に取り組みを進めているところでもござ
います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 大変よくわかりました。

足の悪い私は、自転車をかついで坂道を登ろ
うとは思いませんし、全然登れません。

これがアドベンチャーラン2016のポスタ
ーなんですけれども、自転車をかついで、あの
坂をあがっていつているんですものね。

でも、反対に、たかだか俳句を詠むのに、泊
りがけで沖の島まで行くかと言われたら、これ
もまたそうです。

島の方には、島から咸陽島、片島のほうに向
かって、24キロの遠泳のコースを設けたらど
うかという御意見もお伺いしました。ドーバー

よりも、佐渡島よりも近いです。

いろいろな形に合わせて、プランをお考えい
ただきたいと存じます。その点、突然ですが、
市長、いかがでしょうか、お答えお願いできま
すか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

先ほど、アドベンチャーラン、皆さんも記憶
にあるとは思いますが、走る、マラソンであっ
たりとか、それからあと、山道を登る、山道を
歩く、そういった登山であるとか、また先ほど
御紹介ありましたマウンテンバイクを使ったレ
ースと申しますか、スピードを争うものではご
ざいませぬが、レースであったりとか、いろい
ろな取り組みをしてきた経緯もございます。

そういった中で、私自身も、実はエントリー
をしていたんですが、マウンテンバイクを今回
やろうということ。

マウンテンバイクの場合は、特に、登れる
道があるのに、わざわざ階段のところを設定を
したりとか、緩やかな坂があるのに、わざわざ
穴があいているようなところを設定したりとか、
そういったような競技ではございますが、そう
いったもの、本当に沖の島の自然を相手にして
行うからこそ、いろいろな味があるというふう
に考えているところでございます。

先ほど、遠泳のお話もありました、アドベン
チャーランもそうなんです、民間の方々がい
ろいろ企画をしていただいて、そして実際そこ
が事務局となって、物事を動かしてござって
いるところが多大にあります。

そういった中で、宿毛市といたしまして、行
政として、何がバックアップできるのか、そう
いった中で、良好な関係を築きながら、運んで
きた経緯があるというふうにお伺いしている
ところでございます。

近々、近隣市町村では、もう既に行われているんですが、トライアスロン、そういった大きな大会をこの幡多でやりたいというお話がありまして、それに向けた、いろいろ協議も民間主導でなさっているというお話もお伺いしているところでございます。

そういった方々とともに、行政としては、しっかりとお手伝いをするという立場で、そういった立ち位置で、皆さんと一緒にいろいろな協議を進めていきたいというふうに思っておりますので、先ほどの遠泳についても、その推移といたしますか、そういったことに精通されている方々が、ぜひそういうものやってみたいというお話があれば、ぜひまた私のほうに御一報くだされば、一緒になって取り組んでまいりたい、そのよう考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、さすがにお詳しいですね。突然振って、すごくすてきなお返事をいただきました。ぜひ、手伝っていただいて、いい結果を、また海とか山とか、宿毛市も、どんどん宿毛のところを取り上げていただきたいと思います。

続きまして、宿毛に戻りまして、大島公園の今後の展開についてをお尋ねいたします。

大島公園の整備につきましては、前回、9月議会において、山本議員も御質問されておられました。私は、少し視点を変えたところで、お伺いをいたしたいと存じます。

以前、大島桜公園について、できるだけ長い期間、桜を楽しめるように、ソメイヨシノだけでなく、種類を変えて植栽すべきではないか。また、ヒガンザクラから始まり、息の長いボタンザクラを効率よく植栽すれば、春先から2カ月間、桜のイベントができる。来場者を見込めると、当時の林市長に対し、御提案を申し上げ

た経緯がございます。

また、想定しておりますのは、造幣局の桜や、岩国錦帯橋の桜に並ぶぐらいのものを希望すると伝えましたが、今現在にてかなっておりません。

これが、ある意味、現実できていれば、多くの発展的材料であろうかとも考えたところでした。

春一番、桜前線上陸の宿毛市、さくらの里の本家として、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大島桜公園の整備について、お答えをさせていただきたいと思っております。

大島桜公園の整備につきましては、さきの9月議会におきまして、山本議員の一般質問にもお答えをしたところでございますが、現状といたしましては、事業実施から25年が経過をいたしまして、密植の影響と、桜一本一本が大きく成長したことにより、枝と枝が接触するなど、著しく成長を阻害する状態となってきたことから、やむを得ず、間伐を実施するなど、桜並木の再生に向けて、取り組んでいるところでございます。

また、議員御提案の桜の種類につきましても、平成3年3月の事業実施当初から、ソメイヨシノだけではなく、サクランボや山桜、そしてボタンザクラ、オオシマザクラなど、数種類の桜を公園内のところどころに植栽しているものの、全体の多くは、ソメイヨシノであるため、そのほかの桜がわかりづらい状態となっているのが現状であります。

今後におきましては、県立牧野植物園の樹木医等の御意見を聞くなど、それぞれの桜の状態を見ながら、引き続き、テングス病対策や、間伐作業、そして草刈り等を計画的に実施してまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、必要に応じまして、早咲き桜など、長い期間、観賞できる、そういった種類の桜の植栽についても、検討をしてみたいと、そのように思っているところでございます。

桜、本当にきれいですので、皆さんに楽しんでいただけるような、そんなまちづくりに、引き続き取り組んでみたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、何分にも御検討していただきたいところです。

わざわざ桜を見るために、朝早くから観光バスに乗って出かけます。宿毛という名所ができれば、反対に、来ていただける方も多いのではないかと思います。

当時の林市長に、なぜ桜なのですかとお尋ねいたしました。「僕が、人がいなくなっても、桜は残るからね」って。残念ですが、そのとおりになりました。中平市長、林市長の思いを継いでください。そして、中平市長のお名前も残してください。

そのために、2点目、改めて、サクラテングス病の対策についてをお伺いいたします。

テングス病については、対策が難しいことは聞いてもおります。市内全域5万本とも聞きます。その都度、手入れをしてきていただいていることも存じております。

とはいえ、このままでは、大切な桜が枯れてしまいます。「さくらの里」推進を掲げる宿毛市にとって、何らかの対策を講じられないのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） サクラテングス病対策について、お答えをさせていただきます。

本当に、桜枯れるのは、本当に寂しいものでありまして、何とか枯れないようにというお声を、市内あちこちでお伺いしているところで

ございます。

サクラテングス病につきましては、先月、商工観光課職員が、市内各所を調査したところ、大島桜公園を初め、市内の広い範囲で感染が見受けられます。

議員御指摘のとおり、現状で、抜本的なテングス病対策は解明されておられませんので、実質的には、感染した枝を切除し、切断部分に薬剤を塗り、枯死予防するといった作業を行うこととなりますが、高い枝などの切除は危険を伴う作業となり、対応が難しい状況があります。

対策については、毎年、さくらの里推進事業を実施し、予算の範囲内で、毎年少しずつではありますが、除去作業を実施しております。

しかしながら、何分広い範囲で、多くの桜が感染しているため、対応が間に合わない、そういったのが現状であります。対応するよりも、感染するほうが早いのではないかといたった声も聞いているところでございます。

しかしながら、御指摘いただいた状況につきましては、市としても危惧しておりますので、適用できる国や県の補助事業を模索しながらではありますが、今後、さくらの里推進協議会の中でも、対策について検討してみたい、そのように考えているところでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 大変難しいこととは存じますが、いろいろな手段を講じていただきたいと存じます。

2項目めに入ります。

奨学金のその後の検討についてを、教育長にお伺いいたします。

奨学金の給付型や貸与型については、以前、御提案を申し上げました。私には、人口問題、少子化対策についての私案は、今のところ、将来に向け、速攻対応できるのは、対策としてで

きるのは、一番最初にこれではないかと浮かびました。

地元に残っていただく、自立していただく、負の連鎖は断ち切る対策として、決定的外れではないと、自負しております。

その後、どのように御検討なされたのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛市の奨学金制度の充実に向けた検討状況について、御質問をいただきました。

まず、今現在、国の奨学金制度の動きについて、若干御説明をさせていただきたいと思えます。

現在、文部科学省におきましては、大学進学者らを対象とした返還不要の給付型奨学金制度のあり方について、検討がなされておりまして、近々、最終案がまとめられる方針であるとの報道がなされておるところでございます。

その内容について見ますと、月額2万から4万円の給付型奨学金の実施に向けて、最終的な調整を行っているということと、それから、児童養護施設出身者などの、経済的に特に厳しい学生に対しては、入学時に一時金の給付も、合わせて支給するようなことについて、検討されているということでございます。

また、高等学校におきましては、御承知のように、授業料支援策といたしまして、現在、高等学校等就学支援金制度がございまして、保護者等の市町村民税の課税額に応じて、国からの支援措置がなされている状況でございます。

さらに、高知県におきましても、当然、奨学金制度が整備をされておりますので、そういった状況を踏まえる中で、さらに宿毛市の現状の財政状況といったものを鑑みる中で、宿毛市の奨学金の役割としては、現状のままの貸与型と

いうことでよいのではないかと、現状ではそういう判断をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 国の状況とか、きちんと教えていただきまして、ありがとうございます。

本当に、難しいことと思います。市の役割も、もちろん市の財政のことも承知しております。難しいことは重々承知しておりながら、高卒と大卒では、就職のときにどうしても圧倒的な差があるということで、多くの学生さんが奨学金を借りて進学いたしております。

日本の奨学金の9割は、日本学生支援機構から貸与型で、その約7割が有利子であるとお聞きしております。卒業と同時に、300万円前後の借入金を抱えて出発しなければならず、免除が認められるのは、たしか死亡や重度心身障害に至ったとき、負ったときとかいうふうにお伺いしております。

ぜひ、できる部分で、頑張る元気が欲しいです。今後の御検討を、また重ねていただきたいと存じます。

3項目め、総合グラウンドにテニスコート設置についてを、市長にお伺いいたします。

テニスコートの今後の御計画について、市長のお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） テニスコートの整備について、お答えをさせていただきたいと思えます。

宿毛市総合運動公園は、皆さん御承知だと思いますが、よさこい高知国体に向けまして、陸上競技場、多目的グラウンド、体育館、管理施設を重点的に整備した後、広域にわたる住民の触れ合いの場として、遊歩道や遊具の整備が行

われ、事業としては、一旦、完了しているところでございます。

東日本大震災以降、当公園の広域防災拠点としての役割が強まる中、新たに防災広場を計画し、今年度、工事が完成したところでございます。

現在は、テニスコートを複数面確保できるだけの平坦地は残っておらず、整備できる状況ではないというふうを考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、防災面とか事業課題も山積しております。本当に現状はよくわかります。でも、今は無理でも、完成の希望だけは持ち続けたいと存じます。

テニスコートを待っている方もいらっしゃいますので、あらゆる場所、機会を取り上げて、ぜひ今後の検討課題と、お願いいたします。

今回、実行できることとか、できそうなこととか、前向きなお答えをたくさんいただきました。有効、有意義な予算編成を期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 7番の山上でございます。よろしく申し上げます。

先日、中平市長の友人であります小泉進次郎代議士の講演会が、ネットで配信されておりますので、聞いておりましたら、言葉に体温と体重を乗せるというのがありまして、そういうも

のを言っておりましたので、確かに言葉には熱意を感じますし、重さも感じるということがございます。

私も、質問に、今までうまくいったことがないので、せめて体温とといいますか、熱意でも伝わればと思っております。

私の体重を乗せますと、ちょっと重過ぎて、受けとめてくれんかもしませんので、これは避けたほうがいいのかと思います。ともあれ、質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、防災関連ですけれども、避難所等に対する市民の方々への周知徹底について、お聞きします。

先月初旬に行われました避難訓練におきまして、熊本地震などがあったことも影響しているのかもしれませんが、防災意識も高く、参加者も多くありました。

その参加された方々から聞かれますことですが、高台に避難した後はどうなるのか、どのようにすればよいのかということがありました。

このことは、いかに避難所などに関する情報が、地区の皆さんに共有されていないのではないかと思ったことであります。

話しかけてこられる方の中には、大島でございますので、桜公園の中に、雨露をしのぐ小屋をつくって、そこに食料や毛布などをストックしてもらえればといったことなどもありました。

このように、避難所などのことを、十分に周知されていないようですので、再度、市民の方々に周知徹底を図る必要があるのではないかとと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

地震による津波被害後の指定避難所がどこにあるのか、市民への周知徹底すべきではないか

といった内容の御質問だというふうに受けとめました。

先日の避難訓練ですか、参加者が多かったということで、本当にうれしく思いますし、そういったときに、しっかりとそういった周知も図っていかねばならないのかなというふうに考えるところでございますが、現在、震災後に一定期間の避難生活を行うこととなります指定避難所につきましては、平成26年度に全戸配布した宿毛市防災マップや、本市のホームページ上に施設の一覧表を掲載いたしまして、周知を図っているところでございます。

また、本市へ転入された方につきましても、転入手続の際に、本防災マップをお渡しをしているところでございますが、指定避難所の場所が、まだ十分に市民に浸透していないという議員の御指摘の点もあるようでございますので、今後、広報への掲載を含めまして、市民の皆様へわかりやすい形で周知を徹底していきたいと、そのように考えております。

なお、本年度より津波浸水区域外にある指定避難所33施設について、施設管理者や地区自主防災会などの関係者で、施設ごとの避難所運営マニュアルを作成することとしておりますので、今後、完成した運営マニュアルにつきましても、ホームページ等で公表をし、周知を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、私、就任以来、ずっと一貫してお話をさせていただいておりますが、高台にある公共施設が本当に不足をしているというか、少ないのが宿毛市の現状であります。可能な限り、公共施設、高台へ移設もしたいし、また公共施設を活用する中で、二次的な避難場所として、運営ができる場所は、しっかりと、また皆さん方に周知をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ぜひ、市民の方々に説明していただくとともに、もちろん私のほうにも、十分、腑に落ちるような説明をいただきたいというふうに思います。

続きまして、防災に関連しまして、大島橋について伺います。

先ほど申し上げましたように、避難訓練に参加された多くの方々から、異口同音に、大島橋のことについて、何とかしてほしいということがあげられておりました。

9月には、……………より、議会にも大島橋の改築の要望書が提出されております。私も議員になって5年余りですが、前市長の2人にも、幾度となく大島橋に対する地区の皆さんの不安や不満などを訴えてまいりました。

また、市内における橋梁等の改築において、大島橋は優先順位も高いであろうことも、重ねて訴えてまいりました。

そのかいあってと思いたいところなのですが、予備設計まで行われたと聞いておりますけれども、なぜか後回しにされた感が否めません。

大島地区は、大島橋が崩落しますと、代替機能を持ったほかの橋がありませんので、文字どおり孤島になってしまいます。復興にも支障を来すことにもなってしまいます。また、順調に推移している国民宿舎にも、支障を来すことにもなってしまいます。

大島橋の予備設計につきましては、私ども議会には報告もありませんので、どのような設計で、どのような形態になるのかもわかりません。

さきの10月に、橋梁の現地調査もされているようですが、その結果も踏まえて、今後のスケジュールなど、どのようにされていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大島橋の改築につきまして、答弁をいたしたいと思えます。

今年の10月に、大島橋の橋脚鋼管について、貝類等の付着物を除去した後に、近接目視点検といったことを行った結果、緊急性の高い損傷及び変状は見られませんでした、ということでございます。

昨年6月議会でも、一般質問がありましたが、大島橋については、予備設計まで完了しており、現在、事業中であります与市明川にかかる廻角橋のかけかえの完了後に、大島橋の詳細設計を発注する予定としているところでございます。

今後の予定ですが、橋梁改築の国庫補助金である社会資本整備総合交付金の配分が、今年度においても、要望額に対し半分以上の割り当てしかなく、廻角橋の完了時期が不透明となっているため、大島橋の事業着手年度を示すことが難しい状況になっているところでございます。

そのため、国に対して、積極的に予算要望活動を行いながら、事業を進めてまいりたいと、そのように考えておまして、昨年度というか、ことしですが、ことしもこういった要望活動を続けているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） どうも御答弁ありがとうございました。

と言いながら、ああ、そうですかと言うわけには、ちょっといかないところがございまして。

宿毛土木のほうに話を聞くことがございまして、与市明川の堤防のかさ上げの工事に関しましては、錦川の合流地点での改修などが、その調整がつくまでは、当面、かかれないのではないかといたったような話もございました。改修を待って、廻角橋の工事をしていたのでは、ますます遅くなってしまうというようなこともありますので、この件につきましては、通告にあ

りませんので、答弁は結構でございますけれども、県の工事を待つ間に、大島橋の工事もできるのではないかというふうに思ったりもしております。

私自身も、技術屋の末端の人間ですので、その辺からちょっと申し上げますと、大島橋の橋台の地盤は、北側の支持層までは約10メートル、大島川のほうの支持層までは20メートルというふうに聞いております。

10メートル、20メートルということで、単純に直線補完して、真ん中にある柱、橋脚の支持層は15メートルというふうに想像されまされども、物の大きさとか、長さによりまして、振動に対するこういう周期が違いますので、同じ揺れが来ても、例えば最初是一緒に動くんですよ。でも、早いほうだと開くことがあるんです。

そんなようなことで、橋桁がはずれる可能性があるかもしれないというふうに思ったりもしております。

余り不安を増幅するようなことはいけませんけれども。そんなことで、落橋というのを大きくするところでございますけれども。

またジョイント部分、現在のジョイント部分ですけれども、大島に来られたらわかると思うんですが、バウンドするんですよ、こぶができて。

そのようなことも、地元の方が不安に思っているところではないかというふうに思います。

大方の橋では、大島橋のように、余りバウンドすることはないというふうには思うんですけども、もう少しスムーズに通れるようになれば、そんなに不安は持たないのかなというふうにも思ったりします。

このようなもろもろのことを勘案していただきまして、スケジュール等を含めて、御検討をいただきたいというふうに思います。

続きまして、土地利用のあり方についてということでございますけれども、市長の想定しますまちづくりにおきまして、整備イメージはどのようなものであるのか、都市計画としての、土地利用の現状のままで、市長のイメージする都市像が実現するのでしょうか、というふうに思います。

現状では、高容積の商業地域が2カ所に分かれておりまして、いわゆる二眼レフ構造といわれる構造になっております。

このようなことも、市長のイメージする都市像に合致しているのでしょうか、ということですが、もしイメージに合わなければ、土地利用の見直しも必要ではないかと思いますが、市長の考えの一端をお示しいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まちづくりのイメージ像について、お答えをさせていただきたいと思っております。

平成12年度に宿毛市が策定をいたしました都市計画マスタープラン、こちらでは、公共、商業施設、住宅が密集している中心市街地と、宿毛駅を中心とした駅周辺地域を連携させることによりまして、周囲にある丘陵住宅地や、港湾漁港地域からの多様な土地利用をバランスよく受けとめるという、そういった構想方針を定めまして、宿毛駅東区域で、土地区画整理事業を実施し、建築を促進してきたところであります。これは議員も御承知のとおりだと思います。

しかしながら、ここからが大切なところになるんですが、人口減少、そして景気低迷、津波浸水予測の公表に伴いまして、思うような出店が見られていないのが現状でございます。

商業化が進んでいない状況にある中、今後のまちづくりのイメージといたしましては、古くからの商店や、偉人の史跡が残る、現在、中心市街地と呼ばれている、こういった文教センタ

ーを基点に、町なかを散策できる、そういった商業地といたしまして、そしてもう1点、二眼化という形も、今、お示しをいただいたところでございますが、大型店舗の出店が見られる、その駅周辺地域などは、車両を利用して店舗前まで訪れることのできる商業地として、それぞれの特色を生かすとともに、宿毛湾港の利活用や、高速道路などの、そういった基盤整備を行うことで、新たな人の流れをつくっていききたい、そのように思っているところでございまして、地域の産業振興や、商業地のにぎわいにつなげていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

当時、先ほど御説明させていただいたように、平成12年に策定した計画のもと、まちづくりが行われきております。しかしながら、現状は、先ほど述べたように、人口も減ってきて、いろいろな要因が重なる中で、それぞれが余りにぎわいがいいのではないかといたったまちになっておりますので、そういった人の流れを新たにつくるという観点の中から、それぞれ特色を持たしたまちづくりを進めて、この二つを、当時とは違った意味合いではありますが、つなげていきたい、そのように思っているのが、私の今の抱いているイメージでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 土地利用に関しまして、もう1点、関連しますけれども、お伺いをいたします。

今現在、宿毛市にいえることは、まちの顔といますか、へそといますか、そういう場所がなくなっているというところにあるように思います。

それは、商業や娯楽施設などが散在しているというのは、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、そのようなことで、低密度になっ

ていることが要因ではないかというふうに思います。

これも、土地利用に起因しているものと思いますが、若い方々が楽しめるような施設を、公共側でつくるのは困難であるというふうに思いますので、商業や娯楽施設などを集積させるように、誘導策など展開して、密度を高めていくことで、にぎわいの創出ができるのではないかと考えております。

集積を図ることで、土地利用に伴う空間的、あるいは景観的といってもいいのかもしれませんが、民活によるにぎわいの仕掛けづくりもできるのではないかとこのように思います。

どうでしょうか、別にシネマとかカジノをもってきてはどうかということではございませんが、商業や娯楽施設などの集積を図っていくエリアを明確にして、積極的な規制誘導策などとしてのインセンティブを与えることも必要ではないかと思いますが、その辺のところを、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 土地利用のあり方について、お答えをさせていただきます。

現在、都市計画区域内の用途指定によりまして、商業地域や近隣商業地域といった、店舗や商業などの業務に対する利便の推進を図る地域を定めておりますが、商業施設以外の建築を制限するものではないため、商業施設の集約に至っていない、そういった現状がございます。

また、全国のまちづくりを見ますと、国が進めるコンパクトシティや、集約化といった方法で、にぎわいづくりを目指す自治体もありますが、集約区域周辺の衰退、その周りの衰退ですね、それや、土地の資産格差を招くなど、課題も見られると思います。

さまざまな課題のある中ではありますが、先ほども答弁したように、宿毛市の特色を生かす

中で、宿毛市に合った、そういったまちづくりを探っていきたいというふうに考えているところでございまして、ぜひ、今、カジノとかシネマというお話もありましたが、できることならば、何らかの教育施設、そういったものもつくっていきなという思いが強くなりますので、そういったことに向けて、現在、いろいろな方々に御相談もかけているところでございます。

現在の若者の求めるものが多様化しておりますので、なかなか娯楽施設を、何をもってすればいいのかというのは、非常に難しいところではございますが、まず、一つには、そういった教育施設、そういったものをもってくることによって、ある一定、若者がここに集まる、そういったまちづくりができるのではないかと、そのように考えているところでございます。

ぜひ、皆様方にも御協力を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） どうもありがとうございます。

今後、高速道路も近い将来開通するようになってくると思いますので、高速道路ができれば、ストロー効果で、宿毛には何もなくなってしまうということがないように、それまでにできることをやっていくべきではないかというふうに思います。

以上、土地利用に関しましては、以上でございます。

最後の質問になりますが、設計委託業務についてでございます。

さきに行われました宿毛小学校の体育館の設計委託業務の入札についてですけれども、地元の設計事務所は、1社も指名されていなかったようですが、なぜそのようにされたのか、まずその理由をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御質問にお答えをさせていただきます。

宿毛小学校体育館の設計委託業務につきましては、老朽化した体育館の改築に向け、基本実施設計を行うもので、規模といたしましては、アリーナと武道館の複合施設で、延べ面積1,600平方メートル程度の体育館となります。

これだけの規模の体育館になりますと、経験に基づくノウハウ等を設計に反映させることが求められますし、また、業務を行う途中で、不測の事態が発生することも考えられます。

このようなことを考慮した場合、複数の技術スタッフが在籍しており、学校や体育館などにおける施設設計において、実務経験のある設計業者に委託すべきだと考えます。

今回の業務委託におきましては、競争入札参加資格審査申請書の提出があった設計業者の中から選定をした結果、市外の設計業者のみの指名となりました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 再質問になりますけれども、学校などの施設設計にも、ぜひ地元の設計事務所の方々が携われるような機会を提供すべきではないかというふうに思います。

これらのことは、これまでにも幾度となく申し上げてきておりますが、地元業者単独では、少し厳しいところもあるかもしれませんが、市内外の設計業者と、地元の設計業者の共同企業体にするなどすれば、経験もでき、技術移転も図られ、技術等も向上することで、宿毛の技術的ストックにもなります。

今後におきまして、地元の設計事務所が独自に設計できるようになることにもつながると思います。

また、これは何とかの一つ覚えと言われるか

もしれませんが、地元の設計事務所が請け負うことで、市内への経済波及効果ももたらすことも配慮していただかなければなりません。学校等の建てかえなど、特に災害対策は喫緊の課題ではありますが、公共施設はまち全体から見た配置や形態が求められるのではないかと思いますので、地元の事情を周知している地元業者の参画にも御配慮いただければと思いますが、市長の何かお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市における入札時の業者選定につきましては、入札制度の競争性をより一層高めるべく、5社以上の指名を原則としていたものを、高知県に準じまして、8社以上の指名を原則とするなど、平成26年度におきまして、入札制度の見直しを行っているところでございます。

これに伴い、建築設計等委託業務などのように、市内業者が少ない業種につきましては、市外業者を含めて指名することで、競争性の確保に努めているところでございます。

今回の宿毛小学校体育館の設計委託につきましては、山上議員からの提案にもあるように、実務経験の豊富な市外業者と市内業者を組み合わせた形の共同企業体での入札についても、宿毛市建設工事等指名業者選定委員会内で検討いたしましたことが、市内設計業者数が4社と少ないことから、やむなく市外設計業者のみでの指名競争入札を行ったものであります。

ただし、先ほど来御指摘があるように、基本的には、全ての業務において、地元業者優先の考えで選定を行っているところであります。また、今年度からは、新たな取り組みといたしまして、簡易な建築設計業務については、原則としている指名業者数には達していなくても、例外として、地元業者のみの入札を行っているところでございます。

今後は、入札の競争性や公平性、透明性を確保しつつ、地元業者を最優先する、よりよい方法がないか、さらに検討を進めていきたいというふうに思っているところでございまして、地元業者の皆さん方に、ぜひこういった仕事にも携わっていただきたい、そういった思いは一緒でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） どうも、地元への御配慮ありがとうございました。

ぜひとも、設計業者のみならず、地元のさまざまな業者が、市の発注します仕事に携われるようにしていただき、市内への経済波及効果を、最大化を図っていただけるよう御配慮いただければと思います。

かなり時間が余ったようですけれども、般若心経をやるわけにもいきませんので、以上で私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時52分 延会

平成28年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成28年12月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平 富宏 君
副市長	岩本 昌彦 君
企画課長	黒田 厚 君
総務課長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課長	立田 ゆか 君
税務課長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君
総務課主監	上野浩由紀君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。与えられた90分いっぱいやりたいたと思っていますが、いかが相なることかわかりませんが、始める前に、格言を一つ御紹介してから始めたいと思います。

信念と希望にあふれ、勇気に満ちて日に新たな活動を続ける限り、青春は永遠にその人のものである、というマッカーサーの格言です。

これに倣って、私も老体にむち打って、青春を謳歌したいと思っていますが。その流れで、質問に入らせていただきます。

まず、第1点は、空き家対策特別措置法について、お尋ねいたします。

平成25年現在、全国に空き家は820万戸が存在し、400以上の自治体が空き家条例を制定しているようです。

本法は、これらを包括するもので、その目的は、第1条に示されているとおり、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応等を計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と、地域の振興に寄与することを目的としておりますが、他方、よく理解しないと、市民の皆さんにリスクが及ぶという内容が含まれているように読み取れます。

そこは十分に、市民の皆様にお知らせすべきだと考えますが、市側が特に知らせたい内容、その手段は、現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

早速、山本議員の一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたことによる、周知すべき事項とその手段についてですが、概要的な説明になりますが、まず、対象となるものとしては、適正な管理が行われておらず、倒壊の危険性や衛生上、有害となるおそれのある、そういった状態などの空き家等でありまして、総合的に判断された特別空き家等について、所有者に対して、まず助言や指導を行うこととなります。

そして、改善が見られない場合は、勧告を行い、さらに勧告に対しても、措置が行われなかったときに、命令をすることができ、それでも措置を講じない場合は、最終的に行政代執行といったことができるようになりました。

また、勧告の対象となった特別空き家等にかかわる敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されるなど、特別措置法により放置され、適正に管理が行われていない空き家等につきましては、さまざまな措置が講じられることがありますので、そういったことにならないように、所有者の方には、適正な管理をお願いしたいと思います。

また、周知手段としては、具体的な内容を広報等を通じまして、情報提供をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 同法上では、特別じゃなくて、特定空き家となっておると思いますが。

市長の後ろにおられるであろう市民の皆様に対して申し上げるということで、重複するかわかりませんが、土地の固定資産税が約4.2倍だそうです。

そこら辺のことも含めて、よくよく市民の皆様にご啓発していただきたいというふうに思っ

おります。

この法律は、平成26年11月に公布され、27年2月に施行されています。

施行後は、法の中の特定空き家に関するガイドラインが直ちに出示され、実務的には、各市町村が定める行政手続条例によるとされていますけれども、本市の行政手続条例では、処分、行政指導及び届け出の手続を定めてはおりますけれども、不利益処分では、聴聞だけであり、特措法の特定空き家に関する措置の事前準備たる立入調査、事前の通知、助言、指導といった段階が読み取れず、ガイドラインに沿った、新たな条例が必要ではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをする前に、特定空き家のことを特別空き家と言い間違えたようでございます。訂正をさせていただきます。

お答えをさせていただきます。

特定空き家への実務的な措置に関する条例整備についてですが、現在は、議員も御存じの、国の定める、先ほどお話ありましたガイドラインを参考とし、宿毛市行政手続条例に基づき、手続を行うこととしており、新たな条例整備までは考えておりませんが、実務的に運用していく中で、必要な基準等について、策定予定である空き家等対策計画の中で、検討していきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ガイドライン、私も目を通して見ましたけれども、かなりきめ細かく書かれておまして、大いに参考になるなとは思いますが、かなり定性的な内容の判断要素があります。

例えば、柱が傾いていることというふうに記述されているところがあるんですけれども、じゃあ何度傾くのかという具体的な話がないんです。

傾いてて危ないというのは、調査した者の判断、かなり私的といいますか、個人の判断要素に頼るところが大きくなるということです。そこら辺の調査員のマニュアルづくりといいますか、市民の皆様との会話の要領も含めて、かなりきめ細かな対応策をとっていく必要があるんじゃないかなというのが、私の所見です。

次に、防災対策について、質問させていただきます。

さきの臨時議会でありました、耐震診断の補正の件ですけれども、現段階で診断を受けられている件数、その受けられた中で、要対策と判断されている方から、耐震対策への設計施工へと進まれている方の件数は、どれぐらいでしょうか、お教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

耐震診断件数と耐震診断から耐震設計、そして耐震工事への移行件数についての御質問だったと思います。

本市では、南海トラフ地震の揺れに対する対策を一層進めるため、平成27年度より、木造住宅の耐震診断無料化や、自主防災組織の戸別訪問による住宅耐震化の啓発を実施しております。さらに今年度からは、耐震診断希望者への電話連絡等も行っているところでございます。

こうした中、現段階で耐震診断の申請件数は93件となっております。そのうち診断が完了しているものが44件で、設計の申請件数は14件、工事の申請件数は11件となっております。

なお、耐震診断をしたものについては、耐震の必要があるという、全て結果が出ているというふうにお伺いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 阪神・淡路大震災の最大の教訓は、家具の転倒防止。家具の下敷きになって脱出できずに、後の火災等に巻き込まれて死亡された方、結構たくさん数にのぼっているというふうに伺っております、家具の転倒防止ですけれども、これも補助事業になっておりまして、機材さえ用意すれば、取り付け金具等さえ用意すれば、市のほうから用意された方が出向いて、取りつけていただけるといふのだそうです。

先ほどありました、耐震診断の補助額等も含めて、せっかく診断して、補助額も100万近い額で補助していただけますので、そこら辺のきめ細かな、活用の優位性といいますか、そういったものを市民の皆様へ周知していただければと思います。

家具の転倒防止については、今のところ、件数は何件でございますか。

○議長(岡崎利久君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

家具転倒防止器具の取り付け作業につきましては、本年度からシルバー人材センターに委託をいたしまして、無料で実施しているところがございますが、現在のところ、申請件数が1件と、大変少ない状況となっております、十分に周知ができていないものと、そのように思っているところでございます。

このため、今後、住宅耐震化の戸別訪問や、耐震診断希望者への電話連絡等を行う際に、この家具転倒防止対策制度についても、より丁寧に説明を行うなど、一層のPRを図りまして、活用件数を伸ばしていきたい、そのように思っているところでございますし、また、取り付け器具に関しましても、購入する前に御相談いただければ、そのあたりの話も、どういったものが必要なのか、しっかりと御説明をさせていた

だきたい、そのように思っておりますので、ぜひ宿毛市のほうに御連絡をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(岡崎利久君) 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 特に独居老人の方が非常に気になって仕方がないので、ぜひ、今、市長さんのおっしゃられたとおり、市民の皆様への啓発を、強固にやっていただきたいというふうに思います。

次に、レクリエーションについて、お尋ねいたします。

先般、あすは課内旅行ですという会話を小耳に挟みました。懐かしいなという、ノスタルジアにひたったものです。

今から三、四十年前は、労働による疲労やストレスからの回復、職場の人間関係の改善、上司と部下のコミュニケーションの活性化、さらには、家族との親睦、これらを目的として、レクリエーションが展開されてきましたが、バブルの崩壊以降は、実施率が低下しているようですけれども、宿毛庁舎内のレクリエーション活動とは、どんなものが行われているのでしょうか。

○議長(岡崎利久君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

庁内のレクリエーション活動としましては、以前は職員運動会といったものや、各種スポーツ大会等を開催しておりました。

現在は、運動会などのレクリエーション活動は実施しておりませんが、部署によっては、ボウリングや卓球大会などを開催したりして、職員の親睦を図っている状況でございます。

職員一人一人の健康保持や、そして仕事を離れた職員間のコミュニケーションは大変重要であると考えているところでございます。レクリエーション活動は、それらを活性化させるため

に、なくてはならないものだと思いますので、職員の意見も聞きながら、前向きに検討していきたいというふうに思っておりますし、私自身も、こういったレクリエーション、参加するの大好きでございますので、ぜひ職員の皆さん方には、市長も誘っていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと時期が、きのう、千寿園の報告を受けましたので、風化したような感じになってしまいましたけれども、実は、この課題を取り上げましたのは、レクリエーションのあり方で、例えば、施設のレクリエーションのあり方ですね。

千寿園に勤務されている方々は、なかなかまとまって実施することは困難ではなかろうかというふうに思います。近々、千寿園を慰問しますという人と話してみますと、単に入所者だけではなく、支援者の方々にも楽しんでもらうよう、努めてまいりますというお言葉がありました。これはありがたい企画だとも思いました。

労働時間の管理や、労働の対価、あるいはマニュアルの制定といった形而下学的、唯物主義的な対策だけでは、施設に勤務される方々のストレス解消にはならないと思います。

そこには、心の通い合うチームワークが望まれます。

このような人たちに対し、再度、どのような施設の中ではレクリエーション活動があるのだろうか、どういうお考えがあるのか、お知らせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

千寿園で働く職員のストレス解消策についての御質問だというふうに、お伺いをいたしましたし

た。

千寿園などの施設では、職員全員の休日を合わすことが不可能であるため、レクリエーション活動の実施は難しい状況にあるというふうに思っております。

職員個人個人につきましては、多様な価値観の中で、ストレス解消となる趣味を持つ方もいることとは思いますが、今後は、職員組合とも協力しながら、職員のストレス解消に向けて、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

なお、本日の高知新聞にも掲載されておりましたが、再び千寿園におきまして、誤薬事故が発生したことに対しまして、本当に市民の皆様方、大変な心配、そして御迷惑をおかけしているところでございます。その点につきまして、本当に心よりおわびを申し上げます。

また、しっかりとした対応をとっていききたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様方を初めとする市民の皆様方には、しっかりと説明をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 私の所見、あるいは見てきたことの紹介にとどまる話ですが、2件ほど述べさせていただきます。

千葉県鴨川市というのが、房総半島の南のほうの、太平洋側にございますが、そこに亀田クリニックというでかい病院がございまして、病院のリラクゼーション化のために、一番最初にアートを壁に掲げたんです。待合室だとか。それは物すごい、先駆的な、市で評判を呼んで、広がっているやに聞いています。

僕、千寿園のほうは、まだ見せてもらってないので、今度行ったときに、どんな環境になっているのかと思いますが、環境づくりというこ

とも、一つの方策であろうかと思えます。

それから、今はどうかわかりませんが、バックグラウンドミュージック、BGMを、かすかな音量で流していると。それによって、心がリラクゼーションできるというふうな方法もあろうかと思えます。

これは、所見ですね。

それから、チェックリストをつくっていただいたんですけども、コックピットリソースマネジメントというのがございます。これは、コックピットの中には、機長と副操縦士ですが、機長は絶対の権限を持っているんです。副操縦士は、なかなか意見が言えない、普通は。それでは、せっかくのアドバイスをして、機長が気づかないアドバイスをしようかなと思っても、副操縦士のほうが自閉するといいますか、これぐらいは機長も気づいているだろうと思って黙っている、それが人的過誤につながって、事故につながっていくというふうな流れをくいじめようというので、コックパイロットにも伸び伸びと、機長にもものが言えるようなマネジメントをしていこうと、これがコックピットマネジメントであります。

そのように、チームワークを重要視するということが、非常に大切だろうと思うんです。いろんな方々で、チームが編成されていると思いますけれども、施設の中でも。その中の人たちが、お互いに胸襟を開いて、意見が伸び伸び言い合えるような雰囲気をつくっていくということは、まず第一歩として、必要ではないかなというふうに思います。やられてたらごめんなさい。

そういうことから、事後対策を始めていく必要があると思えます。

航空事故の80%は人的過誤です。いまだに。一生懸命対策を練っていても、人間は過誤を起こしやすい動物ということで、80%が、残念

ながら、人的過誤です。パイロットだけではありません、整備ミスもあります。

そういうことで、人間力というものをもう少し、お互いに使い合うと言いますか、助け合うという、チームワークづくりを、ぜひお願いしたいと思っています。

次に、話変わりますが、教育についてお伺いします。

最近出されましたすくもの21人を読みますと、小学生向けによくできているなという反面、二つのことに疑問を持ちました。

一つは、小野 梓の父親の遺言は一つだけで、明治維新前後の宿毛人の気骨を支えていたであろう、「身を犠牲にして国家のために尽くすは男子第一の榮譽であるぞ」が、欠落しているように見受けられました。これは非常に残念であります。

ケネディ大統領の就任演説では、永遠の炎とともに、碑文としてアーリントン墓地に掲げられております。

残すことは、銅像ではなくて、その哲学ではないかと、私は思うわけです。今さらのことなので、これは所見にとどめおきますが、もう一つは、酒井南嶺であります。本の大とりで、最後の21人目の紹介となっておりますが、実は、21人の中では最古参の方で、どうも幕末から維新、明治初期にかけて活躍した宿毛人に、指標を示した人ではなかろうかと思われまます。

できれば、この人の思想哲学を解明すれば、来年から始まる維新博の目玉にもなるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、市内小中学生を対象といたしました副読本「すくもの21人」を御高覧いた

だきまして、まことにありがとうございます。
厚く御礼申し上げます。

この冊子は、御承知のように、郷土が生んだ多彩な人材を、小中学生が学ぶために制作をいたしているものでございまして、学校に常備をしているものでございます。

御指摘のとおり、小野 梓の父、節吉は、厳しくも、先見性豊かな遺言を残しておりまして、梓の人生に大きな影響を与えておりますけれども、冊子でも、この親子の強いきずなが、児童生徒に伝わるように、表現をいたしております。

しかしながら、どうしても、小学生ということもございまして、平易な文章が求められるといったことから、あのような表現になりましたことを、御理解もいただきたいというふうに思っています。

また、酒井南嶺につきましても、まさに議員御指摘のように、南嶺が子弟に対して行った教育が、その後の明治維新での宿毛の人材輩出につながったと考えております。

実は、その思いもありまして、従来は、宿毛の20傑ということでございましたけれども、この冊子の作成に合わせて、酒井南嶺を追加して、すくもの21人というふうにした経過があるようでございます。

今後、来年から始まります志国高知幕末維新博に向けまして、広く宿毛の人材を紹介したいというふうに考えておりますので、より充実した内容となるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 私、全然、南嶺さんの本も読んでないので、わからないんですが、解明していただきたいなと思います。期待しております。

さて、8月に義務教育学校の先進校の視察が

行われましたけれども、先般、報告書をいただきまして、読ませていただきますと、必ずしも先進校じゃなかったんじゃないかなというふうな所見を持っています。

現在の検討状況はどうなっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

義務教育学校に向けた検討状況について、御質問いただきました。

議員御承知のように、義務教育学校につきましては、平成28年度から始まった新たな学校ということもございまして、先ほど議員からも御指摘ありましたけれども、視察をさせていただいた学校も、まさにこの4月から取り組みを始めたということで、すぐさま成果という形には、なかなかつなげていかないのではないかなというふうに認識しておりますけれども。

そういう中ではありますけれども、学校として、小中一貫教育から、さらに一步進めた義務教育学校ということを目指して、ことしからスタートしておりますので、視察の際にも、先方の校長先生から、3年後に見ていただきたいというようなお話もいただいておりますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

義務教育学校の内容につきましては、本年6月議会で、山本議員から御質問いただきまして、御答弁もさせていただいたところでございますけれども、教育委員会といたしましても、当該制度を検証すべく、8月末に大阪府守口市のさつき学園という、義務教育学校でございますけれども、私を初めといたしまして、教育委員、学校長、事務局職員合わせまして、総勢15名で視察研修を行ってまいりました。

視察参加者の意見といたしましては、義務教

育学校は非常に魅力的な制度であり、この制度の意義を教員が共有して、有効に学校運営がなされれば、効果があるのではないかと。が、現状におきましては、教員の免許の問題でありますとか、あるいはカリキュラムの問題等、まだまだ制度的な課題や検討すべき事項があるのではないかとこのものでございました。

その後、参加者からの意見をもとに、教育委員会におきましても協議をいたしました。が、導入校においても、制度を最大限活用し切れていない面があること、さらに、この制度の創設に当たって、国のほうへ要望活動を行った、中心となって行った自治体においても、導入に対して、まだ慎重な姿勢である。そういったことを総合的に考えまして、現時点では、義務教育学校への移行については、慎重に検討をしていく必要があるのではないかとこのように、判断をいたしているところでございます。

しかしながら、義務教育学校につきましては、教育効果の向上に非常に大きな可能性がある制度であると認識をいたしておりますので、宿毛市がこれまで柱として取り組んでまいりましたキャリア教育を基盤とした小中連携教育のさらなる推進に努める中で、まずは小中一貫教育の導入を検討し、並行して、義務教育学校の検証をさらに深めていく中で、宿毛市の教育にとって、よりよい体制を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと、私の舌足らずな言い方で、質問だったのですが、義務教育学校は、小中一貫教育の発展型なんですよね。

小中一貫教育は全国で行われているんです、既に。その最先端が、佐賀の多久市が行われて、それを文科省が吸い上げたというような格好が、

義務教育学校の話なので、義務教育学校のための視察であるならば、そういう小中一貫教育をやっていたところからのところにいけば、さらに流れがわかるのではないかと。

例えば、多久市なんかは、4・3・2のブロックに分けて教育しているようです。

そんな感じで思うわけですが、ぜひ文科省が昨年度末に出した、小中一貫教育の実施している211の市町村のアンケート結果が、インターネットで見てとれたわけですが、例えば、中1ギャップが緩和されたが93%、アンケートの44項目のほとんどで、大きな成果が、あるいは成果ありとなっております。

そういう結果を見ると、そんなに捨てたものじゃないということなんで、優位な点はどんどん取り入れて、宿毛も発展的にやっていただきたいなと思います。

先ほど、さきに答弁されたかもしれませんが、問題は教員の免許のあり方だろうと思うんですね。

高知県のほうの免許のあり方、小学校の教員が中学校の免許を持っているという、あるいはその逆といったようなデータは出ておりますけれども、宿毛の先生方の現状はいかかなものでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

まず初めに、私どもが視察をさせていただいた守口市も、既に小中一貫教育は全て行っている、その上で、義務教育学校に移行したということでございますので、いきなり義務教育学校に移行したものではありません。そのことだけは。

お答えいたします。

市内小中学校における、教員免許の保有状況についての御質問でございます。

校長や教頭、養護教諭を除いた中で、市内の小学校に勤務する正規の教員のうち、およそ3割の教員が、何らかの中学校の教科免許を有しております。

また、中学校に勤務する正規教員のうち、小学校免許を持っている割合が約6%程度となっております。

ただし、御承知のとおり、高知県の教職員につきましては、宿毛市の教職員も含めてですけれども、宿毛市内だけの異動ではございません。基本的には、幡多地域を中心とされておりますけれども、県下的な人事異動対象ということにもなっておりますので、来年度の教員の配置によって、宿毛市内の先生方、教員異動によって、今の数値が変わってくるということは、当然でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） かなり低いですね、やっぱり。全国平均から見ますとね。

教育先進県と言っているんでしょうか、福井県なんかは、すごく教育に熱心ですけれども、その福井県の教員の方の免許の保有率はかなり高いパーセント、70、80を持っているような状況だと伺っております。

これは、さら問いみたいな話で、追加質問というような話で恐縮なんですけれども、特にクロス教育をする場合には、中学校の先生が小学校に出張してくると。特に英語なんか、そういう機会がふえるんだろうというように思うんですけれども、その小学校の免許を持っていない中学校の英語の先生が、小学校に行くという、そのハードルというのは、文科省は何か取っ払っているんですかね、あるんですかね。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、小学校の免許の先生が中学校へ行って指導するということは、基本的にはできないようになっているんですけども、中学校の教科の先生が、例えば理科の免許を持っている中学校の先生が、小学校に出向いて行って、専科の先生として授業を行うことは、現状でも可能となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） わかりました。ハードルがないということで、もっと伸び伸びとできるんだなということがわかりました。

平成30年からですか、小学校でも英語教育が本格的に始まるというふうにお聞きいたしましたけれども、ALT2名のネイティブでは、どうも私は心もとないというような感じです。

市内のいろいろな人と接してますと、英語の堪能な方がたくさん、市内にも宿毛人としておられるようで、この人たちに、あるいは子育ての終わった人たちで、余暇活動の一環として、そういうグループを結成していただいて、そこに学校から派遣を依頼するとか、そういうシステムができれば、非常に人材の有効活用になるのではないかなと思うんですが、いかがですかね。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、学習指導要領につきましては、これまで10年ごとに改正をされておりました。今回の改正におきましては、まず幼稚園において、平成30年度から実施をいたしまして、小学校におきましては、平成32年度から本格実施となっております。

その内容の主なものにつきましては、現行五、六年生で行っております外国語活動、それを三、四年生まで低年齢化をすると。五、六年

生はといいますと、中学校と同様に、英語の教科として、指定した教科書で英語の授業で行うということになっております。

これが、今、最終的な方針は、今年度末には出される予定ではございますけれども、まず、確実視されているというふうに言われております。

それから、三、四年生の外国語活動では、年間35時間、週1時間、それから五、六年生の英語の授業は、年間70時間、週2時間が検討されているということでございます。

そのため、高知県教育委員会におきましても、平成32年度を見据えまして、平成27年度から31年度の5カ年をかけまして、県内全小学校に英語の教科対応ができる研修を受けた教員は、1名以上育成することを目指して、外国語活動研修が行われているという現状でございます。

宿毛市教育委員会といたしましても、改正される学習指導要領の本格実施を見据えまして、取り組みを進めたいと考えておりますけれども、御提言をいただきました小学校での英語教育について、市民の方々からの御協力ということについてでございますけれども、学校においては、一義的には、教員が授業を行うということになっておりまして、子供たちの評価も、当然、教員が評価をするということでございます。

現在、実施しておりますALTを各学校に派遣しておりますけれども、についても、授業内では、あくまでも補助的な、まさにアシスタントということで、補助的な役割として、主体は教員が授業を行っていることでございます。

こういったことから、小学校での英語教育への、市民の皆さんの御協力につきましては、学校現場から求められる人材、そういったもののマッチングの問題もございます。そういったものが、十分に、慎重に検討してまいらなけれ

ばならないというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、学校以外においても、ぜひとも英語に親しまれる環境をつくりたいと、私が考えておまして、そういったところで、そういう市民の方々で御協力いただける方々に、ぜひとも、どういうやり方でやるかは別にいたしまして、御協力をいただいて、小学校に入る前の段階から、英語に親しまれるような環境ができないか、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） その節は、ぜひ私も教育していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、自衛官の募集について、お伺ひいたします。

だんだん本丸に入っていきます。

安全保障は、国の政策の最大の福祉であります。なぜか、国民の生命と財産を守る安全保障であります。その一翼を担う自衛官は、志願兵でありまして、志願兵のことを、英語ではボランティアというそうです。その言葉のとおり、福祉のかなめでございます。

日ごろは、宿毛市も自衛官の募集によく御協力いただいているようで、先輩として厚く御礼申し上げます。

が、念のため、確認させていただきますけれども、自衛隊法施行令第119条にあります自衛官、または自衛官候補生の募集に関する広報宣伝は、どのように行っているか、お教えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 本市が実施しております自衛官、または自衛官候補生の募集に関する広報宣伝について、お答えをさせていただきます。

自衛官募集事務につきましては、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法の施行令第162条によりまして、法定受託事務とされており、自衛隊高知地方協力本部と連携する中で、募集に関する広報宣伝を行っております。

今年度においては、広報すくも7月号、8月号及び9月号におきまして、広報文を掲載しており、先日の練習艦しまゆきの一般公開の際には、新聞折込チラシによる広報も実施したところでございます。

さらには、市内で5名の自衛官募集相談員を委嘱し、自衛官募集に関するきめ細かい相談体制を整えているところでございます。

なお、広報宣伝に関する財源につきましては、国から募集事務地方公共団体委託費が、各市町村に配分されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 私が言う話ではありませんけれども、わずかな額で労多い任をとっていただきまして、まことにありがとうございます。

募集に関しましては、2012年に防衛省の人事教育局長から、「地方公共団体による自衛官の組織募集の推進について（依頼）」という文書が発信されております。

その中で、市町村が定めた募集事務計画に対応するというくだりがありますけれども、募集事務計画は、宿毛市は作成されているでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 自衛官に関する募集事務計画について、お答えをさせていただきます。

本市においては、自衛官の募集は窓口を総務課に設置し、対応しているところでございます。

しかし、議員のおっしゃられたような通年の

募集計画等は策定しておらず、自衛隊高知地方協力本部との連携の中、適宜、先ほど述べましたような手法等により、広報活動を行っている現状でございます。

自衛官の募集という、国防を担う自衛隊の人材確保につきましては、本市としても、重要な事務と位置づけておりますので、今後でもできる限り、広報を実施していきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） これは、通知文書をもう一回見直してもらえればよろしいかと思うんですけども、活用すれば、すごいものができる、私は思うんです。計画をつくって、この計画に自衛隊のほうにのってきてもらうというような募集計画ですね。

例えば、音楽会。自衛隊はたくさんの音楽隊を持っておりますので、例えば、呉の音楽隊を来て、定期演奏していただくとか、あるいは装備品を展示する、あるいは部隊見学をお願いする、それから艦艇の一般公開、体験航海、航空機の体験搭乗等々を、計画に入れて、組み込んで、これに協力を、地方協力本部を通じて依頼していく、いうことをしていただければ、我々がやっております自衛隊の誘致にも資することになると思うんです。

だから、立体的に活用するものは活用していくという流れの中で、もう一度、ここの募集計画については、御検討をいただきたいと思えます。

最後に、誘致についてお伺いします。

先般の防衛省への要望活動の感触はいかがだったでしょうか。また、議会にできました自衛隊誘致調査特別委員会との情報の共有を図るようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどのお話の通知文

書等、また確認をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、自衛隊誘致についての質問でございます。

防衛省への陳情につきましては、本年10月19日に重要港湾宿毛湾港等の利活用につきまして、市議会議長、宿毛商工会議所会頭とともに、陳情を行ってまいりました。

内容につきましては、宿毛湾港への自衛隊艦船の寄港誘致や、宿毛湾港の防災拠点としての重要性、そして根拠地としての地勢的条件の優位性などについて、説明をさせていただいたところでございます。

そういった中で、宿毛湾港を初めとする当地域の活用をお願いをしてきたという状況でございます。

陳情時の感触といたしましては、現時点では、具体的な内容に至っておりませんので、今後も引き続き、定期的に陳情活動を行わせていただきたい、そういった旨を申し上げさせていただいたところでございます。

また、自衛隊誘致調査特別委員会との情報共有というお話でございます。そういったものをもってはということだと思いますが、このことに関しましては、議会と執行部との情報共有、情報交換の必要性は、私自身も十分認識をしているところでございます。しかし、なお今回の陳情に関しましては、議長とともに要望活動を行っておりますので、議会との情報共有はできているものだというふうに考えております。

先ほど、陳情というお話させていただきましたが、要望活動ということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 今後の陳情、我々は誘致を優先して考えておりますが、陳情の資料といたしましては、香南市に倣えば、部隊の誘致

場所、隊員のリラクゼーションの場所、子弟の通学環境、宿舎の立地場所等の資料も用意していく必要があるというふうに思っております。

これは、オール宿毛で検討していかなければならないという課題だろうと思っておりますので、ぜひ市民の、有識者の方々にも働きかけて、この辺の資料づくりを進めていく必要があろうかと思っておりますので、よろしく願います。

最後に、本年の締めくくりといたしまして、若干の、我々が得ている情報等を、今、読み上げますので、最後に御所見をお伺いしたいと思います。

11月30日、市長も同席いただきましたが、県知事へ、そして12月9日は県議会議長等へ、宿毛の熱い思いを伝えました。

終了後、地元県議を通じ、知事部局と議会が一体となり、全体で力強くバックアップしますとのお言葉があり、意を強くしておるところでございます。

さて、個人として、あるいは政務調査としての今年の成果として、二、三申し上げますので、先にお会いしたときの知事のお言葉等を合わせて、御所見を賜りたいと思います。

その一つは、人口増です。香南市は、700名の部隊が入りましたが、単身赴任者等は住所を移してない人もあり、家族を含めて、約1,000名の増のようです。

経済効果は絶大との評価でございました。

連隊誘致で張り合った徳島の阿南市の施設中隊は、150名の部隊ですが、ネット情報では、家族を含め約450名の増加であるとのことでした。

さらに、下関研修では、下関港に入る艦艇への食料補給で地産外商になっている。あるいは、同じ下関の700人の航空部隊では、隊員の年間所得の約7割が消費に回り、経済効果は年間80億円ほどあるということでした。

隊員の食料費は、1日約1,000円で、艦艇乗組員は総員が対象になります。200人乗りの艦は、1日20万、月600万、年間約7,000万の食料調達があるのです。

地元自治体とのコンタクトは、香南市だけではなく、周辺対策事業として、多くの支援をいただいているという話も伺いました。デメリットは全くない、命の安全、安心を感じているという御所見でした。

市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在の要望活動、何が、どういうふうなものが来てもらえるのかといった形で、物事が進んでいくのかというところがはっきりしない中で、広い意味での要望活動となっているところでの答弁にはなってしまいますが。

自衛隊の誘致につきましては、これまでも答弁をさせていただいておりますが、地域経済、先ほどお話もありました地域経済の活性化や、そして防災対策の点にも触れさせていただいております。

さらには、本市の大きな課題でもあります、先ほど450名というお話もありましたが、こういった人口減少対策にもつながるものと認識をしておりますので、今後も関係機関と連携を図りながら、当然、国の動向等も注視をしながら、そしてまた、この地域に対して、どういったふうな形で動いていくのか、そういったものも、国の動向をしっかりと見て、情報も仕入れながら、積極的に要望活動を続けていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

最後に、安倍総理大臣が、9月に高級幹部会同で訓示されましたけれども、その内容の一部を御紹介して終わりたいと思います。

世の中は、絶えず変化を続けています。きのうまでの常識を常に疑い、時代に応じて変化することをおそれないでください、という訓示がありました。

以上です。

終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、ただいまから一般質問をさせていただきます。

市長、きのうの答弁の中で、いつも議員は後ろの駐車場にとめて、後ろの入り口からはいつて来るので、ぜひ正面から回ってくれとおっしゃっておいりましたので、けさは早速、正面から入ってまいりました。

市長のおっしゃるとおり、美しい花々に囲まれて、この3階の議場まで到着いたしましたので、きょうは爽やかに、一般質問をさせていただければと思っております。

今回は、3項目について、一般質問をさせていただきます。

一つ目は、高齢者ドライバーの事故が多発しております、この問題について。

そして、二つ目は、薬物犯罪について。

そして、三つ目は、間もなく就任から1年を迎えますが、中平市政、この1年間を振り返っての総括と、そしてまた、2年目に向けて、今

後の取り組みをお伺いしてまいりたいと思います。

それでは、まず、初めに、多発する高齢者ドライバーの事故について、御質問申し上げます。

私は、さきの9月議会でも、認知症による高齢者の徘徊について取り上げました。本当に認知症の高齢者の徘徊で、その方が事故に遭われたり、そしてまた、行方不明になられたり、そういったことで、高齢者が被害者になる事案を取り上げまして、本市としては、どのような対応をとるのか。そうすると、市長のほうからは、SOSネットワークシステムを導入しておりますということで、お答えをいただきました。

今回、この12月議会では、高齢者が加害者となる事案、これについて、本市はどのように取り組んでいくのか、これについて御質問申し上げます。

この多発する高齢者ドライバーの件につきましては、ちょうどおとこのNHKの日曜討論でも、議題として取り上げられておりました。

警察庁ですとか、そしてまた交通体系の専門家の方、また地方の高齢者のサポートをなさっている方など、さまざまな立場、見識を持たれている方が、いろいろな意見をおっしゃっておられましたが、本当に、全体としての交通事故の件数というのは、近年、減少傾向にありますけれども、75歳以上の高齢ドライバーの事故件数は、ずっと横ばいを続けております。

つまり、割合として、高齢者ドライバーの事故件数は、ふえております。こういった実情を踏まえまして、本市では、どのような状況になっているのか、また、この高齢者ドライバーの事故について、市長はどのような見解をお持ちなのか、その点をよろしくお願いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、庁舎に、玄関から入っていただきまして、本当にありがとうございます。皆さん方に、そういったお言葉をいただくと、より一層、職員、そして私もやる気が出ますので、ぜひいいところがあったらほめていただきたい、そのように思っております。

答弁させていただきます。

高齢者ドライバーの事故に関する質問でございます。

ただいま御質問ありましたように、全国的に、高齢者ドライバーによる交通事故が多発をいたしまして、社会問題化しているところでございます。テレビでも、日曜討論のお話ありましたが、非常にそういったニュースが流れているところを、目にすることが多くなったというふうに思っております。

先日も、横浜市で87歳の男性が運転する軽トラックが、小学生の列に突っ込み、男児が死亡するという、大変痛ましい事故も発生したところでございます。

宿毛市におきましても、本年1月から11月末に発生した交通事故の総件数は58件で、そのうち65歳以上の高齢者ドライバーによるものは28件と、全体の約50%を占めている状況でございます。

これは、昨年同時期の高齢者ドライバーによる事故件数16件と比較しても、12件も増加をしている、そういう状況でございます。全体に占める割合も、1.7倍と、大変危惧すべき状況になっているところでございます。

この問題、本当にしっかりと取り組んでいかなければならない、そういった問題になってきているというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 高齢者ドライバーの

事故、宿毛市でも本当に高い割合となっておりますが、この事故に関する受けとめ方というのは、大都市圏と、そしてまた地方では全く違うなどというの、本当に受けとめております。

この件に関しまして、ワイドショーで、東京都内のある商店街で街頭インタビューをしておりました。

そうしますと、お一人の方から、これほど高齢者ドライバーの事故が多いのだから、もう75歳以上には運転をさせないように、免許を取り上げるとか、そういった法的手段をとることも必要ではないかとおっしゃっている方もいらっしゃいました。

そしてまた、さっき申し上げました日曜討論の中でも、30代の芥川賞作家の男性が、僕の周りには運転免許証へのこだわりや、車を運転することについて、生きがいを感じるですとか、魅力を感じている者がいないので、どうしてそうやって免許証や車にこだわるのか、ちょっと理解に苦しむというような内容の発言をしていらっしゃいました。

やはり公共交通機関が発達した大都市圏に暮らす人たちにとっては、この高齢者ドライバー、ただの危ないだけのドライバーではないかと、そういうふうにとめておられる方も多いと拝察いたしました。

一つのバスや電車を乗り過ごしても、すぐに、10分もたてば、新しいのがやってくる、そういった交通環境の中で過ごしている人と、本当に1本のバス、電車を乗り過ごすと、次はもう何時間後に来るかわからんぞというような、本市を初め、地方に暮らしているものの運転免許証、車に関する認識は、本当に雲泥の差がありまして、同じ土俵の上に立って、この問題を語るの、都市と地方では難しいのではないかと感じております。

そしてまた、今回、この多発する事故を受け

まして、免許の自主返納、こちらのほうも非常に割合が高まっているというのを、ニュースで拝見しました。

免許の自主返納に関しましては、返納した方に、何か優遇措置、何かメリットを与えるというような自治体もあるとお伺いしておりますが、この運転免許証の自主返納について、市長はどのようなお考えなのか、また何かその自主返納に関しまして、メリットがあるようでしたら、教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 運転免許証の自主返納制度について、お答えをさせていただきたいと思っております。

議員御承知のとおり、車の運転をしなくなった方や、運転に自信がなくなった、そういった方などにつきましては、運転を卒業していただくという意味で、運転免許の自主返納制度というものがございます。

本制度では、運転免許証を自主返納した方に、身分証明書といたしまして利用ができる、運転経歴証明書、これ免許証と同じサイズになっておりますが、こちらが交付されまして、さらに本証明書の交付を受けた65歳以上の高齢者の方々には、先ほどお話が少しありました、さまざまな特典というものがございます。

本市でも、路線バスや鉄道等の運賃の割引が受けられることになっております。

ただ、先ほど議員もおっしゃったように、本市の場合、大変公共交通機関が整っていない現状がございます。そういった中で、非常に厳しい状況ではございます。

こうした中、テレビ等で、高齢者ドライバーによる悲惨な交通事故の報道を目にすることが多くなったことによりまして、高齢者ドライバーは、運転免許証を早々に自主返納すべきだ、

そういった意見も多く見られますが、先ほど申しましたように、本市のように、公共交通機関が十分でない地域で、かわりとなる交通手段も少ない状態のまま、日々の生活を送るのは大変不便を強いられることになりまして、簡単には受け入れられない、受け入れることができない、運転をされている方にとりましては、そういった現状もあるというふうに思っているところでございます。

そこで、本市の今後の取り組みといたしましては、先日来、お話にもものぼらせていただいております、はなちゃんバスであるとか、ああいったものを充実していくことはもとより、関係機関とも連携する中、運転免許証の自主返納制度を啓発するだけではなくて、地方の交通体系も考慮いたしまして、最新の運転支援の機能がついた自動ブレーキつき自動車などへの乗りかえ等も、推奨することによりまして、高齢者ドライバーによる交通事故の発生を抑制をしまいたい、そのように考えているところでございます。

どうしても車に乗らなくては生活ができないという方々が多くおられると思います。そういう方々にとっては、車が必要だということになってきますので、そういった方々が、安全に乗ることができるような、そういった車等の推奨というの、しっかりとしていかなければならないと思っておりますし、テレビ等で、ブレーキとアクセルの踏み間違いというお話も、よくお聞きをすることでございますので、そういったことを抑制するような、予防するような、そういった装置につきましても、これから研究されてくると思います。そういった情報も、いち早く皆さん方に、市民の皆さんにお知らせをしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 本当に、市長のおっしゃるように、どうしても公共の交通機関の発達していない地方におきましては、御高齢の方はもちろんですし、本当に我々全ての者にとって、車は生活を支える、必要不可欠なものでございます。

そしてまた、自分の好きなときに、好きな場所へ行ける、これは高齢者にとりまして、自立の象徴となるべきものでもありますし、ただ単に年齢が65歳以上だ、75歳以上だ、そういった年齢的な、数字的なもので免許証を返納する、車に乗るのをやめる、そういった単純な問題ではないと思います。

御高齢の方の自尊心を傷つけることにもなりかねませんし、実際に御家族の方が、御高齢の方から免許証を取り上げて、その後、認知症が進んでしまったというような事例も、実際伺っております。

本当に高齢者ドライバー、もちろん人命が何よりも大切ですけれども、先ほども市長がおっしゃったように、行政も、そして警察も、そして自動車学校も、何より御家族や地域の皆様が、高齢者のドライバーを見守り、支えていく、そういった地域の連携が必要だと思います。

はなちゃんバスを初めとするコミュニティバス、こういったものも、本当に進めていかなければなりませんけれども、財源的にも、なかなか難しいことがありまして、本当に完璧な形で、そういった代替の交通手段を確保することは困難であるというのが、実際のところです。

そういったところは、何とかマンパワーと申しますか、地域の連携の中で築いていければと思います。

そしてまた、高齢者の方に限らず、いよいよ12月も半ばになってまいりました。慌ただしい季節でございます。どうか市民の皆様、お一

人お一人も、交通安全には努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

以上で、高齢者ドライバーに関する私の質問といたします。

次に、薬物犯罪について、こちらのことについて、質問をさせていただきます。

ことしもさまざまな、覚醒剤ですとか、大麻ですとか、そのほか違法薬物で逮捕される事件、ニュースが報じられました。

皆様も、やはり有名人、芸能人の方のニュースを覚えていらっしゃる方も多いと思いますが、本県出身の俳優として活躍されておりました高知東生元被告、そしてまた、大麻取締法違反で逮捕されました高樹沙耶容疑者、そしてまた、2年前に覚醒剤取締法違反で逮捕されまして、その後、執行猶予付きの有罪判決を受けましたASKA容疑者、先日また、再逮捕されました。そして、これはまだ週刊誌が報じているだけで、真偽のほどはわかりませんが、今、コカインの使用容疑ということで、引退を表明した俳優もおります。

先ほどの山本議員の一般質問は、マッカーサーやケネディ大統領という、そういった名前が出る中、私が出るのが、どうも芸能人ばかりなので、おまえの頭の中はどうなっているんだと言われそうですけれども、そういうことでございます。

それで、私がどうしてまた、この問題を取り上げようと思ったかという背景には、実は、高知東生容疑者が逮捕されました折に、初めて覚醒剤を使用したのが高校卒業後、上京しまして、そのアルバイト先で勧められたので、ついつい手を出してしまったのが初めてだということでした。

同じ高知県出身者ということで、高知県にいる間に、きちんとした薬物の対する教育なり、指導なりが行われていたら、安易に、上京して、

薬物に手を出さなかったのではないかと、そういう思いがしまして、これを取り上げさせていただこうと思いました。

ただ、しかしながら、薬物、そういったものに関する教育が、義務教育の小中学校で行っているものなのだろうか。これについては、私も正直、最初ちょっと懸念材料としてありました。せめて高校ぐらいでいいのではないかなど。どうしようかなと思っていたやさきに、ちょうど高知新聞さんが、裁判員裁判の記事を載せておりました。

それは、20代の男性が婦女暴行事件を起こしまして、裁判員裁判を行うと、その裁判内容、供述内容が出ていた記事だったんですが、その婦女暴行犯の被告は、犯行時に覚醒剤を使用していた。覚醒剤を使用していたために、どうしても自分の気持ちを抑えられなかった、そういう供述をしておりました。

覚醒剤の常習者が覚醒剤以外の犯罪、殺人ですとか暴行、その他の犯罪を犯しました際に、覚醒剤の使用による心身の喪失というのを表に出しまして、無罪や、または刑を軽くするという、してもらおうという、そういう裁判手法がありますので、私は、そこのところには余り注目しなかったんですが、この被告が、初めて覚醒剤を使用したのが、小学校の高学年か中学生のころやったと。やはり知人から勧められて覚醒剤を使用したのが初めてであると申ししたことから、これはやはり小中学校のうちから、きちんと、悪いものは悪い。薬物に対する害、身体的に及ぼす異状など、きちんと教えるべきではないかと思ひまして、質問をさせていただくこととなりました。

教育長、今現在、小中学校の教育現場では、こういった薬物犯罪についての教育指導はなされているのでしょうか。また、なされているようでしたら、こういった教育指導がなされてい

るのか、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答え申し上げます。

薬物犯罪に関して、教育現場でどのような対応をしているのかとの御質問でございますけれども、議員御指摘のように、最近のニュースを見る中で、薬物となる植物の栽培でありますとか、芸能人の薬物使用、所持など、目を疑うような事件が次々と報じられております。

学校教育の場におきましては、文部科学省の第4次薬物乱用防止5カ年戦略を踏まえまして、保健体育の授業以外にも、薬物乱用防止に特化した薬物乱用防止教室を、全ての中学校で年に1回は開催をすることといたしております。

そして、地域の実情等にも応じまして、小学校においても、開催に努めることが、指針として示されております。

また、薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置づけ、実施するものとして、指定をされているところでございます。

今年度、宿毛市における薬物乱用防止教室につきましては、11月末時点で、市内中学校5校のうち2校で実施済みでございます。残り3校も、2月までには実施予定と伺っております。

さらに、先日、厚生労働省からも、小学校6年生の保護者のための啓発読本が配布をされるなど、子供たちの発達状況に応じた取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 発達状況に応じた指導教育ということで、安心をいたしました。

本当に昭和の、私の子供のころの小中学生の悪いことをするといいますと、合法的ではあるが、年齢制限のある嗜好品、お酒やたばこを飲

んだ、吸ったということで、親が学校に呼ばれたり、高校生でしたら、停学処分をくらったりと、そういったものですが、本当に最近は、それ自体が違法な薬物ということで、インターネットのほうでも、違法薬物の売買がされているというのも聞きますし、非常に犯罪に対するハードルが、ネット社会を通じまして、非常に低くなっているという懸念を持っております。

そしてまた、児童生徒も、自分が犯罪の被害者になることもそうですけれども、知らず知らずのうちに、加害者側に立ってしまうという、そういったこともよく耳にするところです。

この児童生徒、こういった、純粋な児童生徒に社会のダークな部分といいますか、大人の汚い部分、犯罪の部分之余り早くから教育するのは、寝た子を起こすじゃないですけれども、そういった懸念を持たれる方もいらっしゃるかと、ちょっと早過ぎるのではないかと思います。今、寝た子はインターネットで揺さぶり起こされるような時代ですので、私もある程度のことは、きちんと教育していくべきだと、薬物犯罪に限らず、思っておりますが、教育長、そのあたり、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、社会が今、急激に変化をしております。

議員も御指摘ございましたように、まさに、今はインターネット社会ということで、携帯、あるいはスマホ等を使ったさまざまな犯罪も起こっております。

そういったことを踏まえまして、小学生だからまだ早いということには、なかなかつながってこないのではないかとこのように思っております。

それで、子供たちについても、携帯、スマホへの依存でありますとか、生活習慣の乱れ、あるいは無料通話アプリなどでのやりとりが原因となります。いじめでありますとか、気軽な情報発信や、不正アプリによるプライバシーの流出、有害サイトへの接続、あるいはネットで知り合った人とのトラブルなど、携帯やスマホに限らず、インターネットなどを通じて、膨大な情報に触れることで、思わぬトラブルや犯罪に巻き込まれることが、事例として数多くあるというふう聞いております。

しかしながら、現在社会を生き抜く上で、インターネットへの接続に限らず、情報機器を一般的な能力として使いこなせることが、若者にとっても、特に重要であることも事実でありますので、市内各小学校においても、携帯、スマホについては、生徒会を中心として、みずからルールを作成をします。あるいは、青少年育成センターの職員や、外部講師によって、現在の子供たちが巻き込まれやすいトラブルについて、講演会を開催するなど、学校でもさまざまな取り組みを行っているところでございます。

インターネットや携帯、スマホにつきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの御家庭の事情もあり、中学生だから、あるいは小学生だからといって、学校や教育委員会が一律に所持を禁止することはできません。

けれども、学校内での使用に関して、禁止をしたり、あるいは制限をすること、そういったことは対応しているという状況でございます。

携帯やスマホ等の使用に関しての指導は、学校のみならず、幡多地域のPTA連合会や、幡多地区教育委員会連合会でも、ネットに対する危機感を持ちまして、共同宣言幡多っ子ネット宣言を決定をいたしておりまして、家族、あるいは親子で、ネット問題に対して、取り組みが進められております。

そういった中で、それぞれの家族の中で、この宣言を活用するなどして、それぞれの家庭において、ルールづくりをいたしているところでもございます。

この幡多っ子ネット宣言につきましては、つい最近、香美市、香南市のほうでも、幡多地域に続いて、そういったことを取り組みがなされているという新聞報道が、つい最近、なされておりましたけれども、幡多地域においては、何年か前から、そういう取り組みもいたしております。

今後も、関係機関と連携を図りながら、子供たちが危険に遭わないための取り組みを、より一層深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、薬物犯罪からネット犯罪まで、再質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

どうしても、薬物も、それからネット犯罪もそうですけれども、教育現場での対応というのは、どうしても限界があります。やはりお一人お一人の御家庭での教育、これが何よりも軸となりますので、御家庭でぜひともネットの問題、そして薬物の問題、さまざまに話し合われていただきたいと思っております。

そして、この薬物犯罪について、市長に、今度はお伺いをしたいんですが、地方への広がりというのがございます。特に、ことしは大麻取締法違反で逮捕された容疑者の方々、地方への移住をなさった方が多かった、その事例が非常に多かったことを思い出されまして、市長にお伺いをしたいんですが。

例えば、この10月に何件か重なったんですけれども、鳥取県の智頭町の麻の加工販売会社の社長並びにその従業員が、大麻取締法違反で。

それからまた、岡山県真庭市の、これもやはり麻を栽培し、それを6次産業化することによって、地方を活性化しようという、そういうねらいを持って活動していたんですが、地域おこし協力隊の方が、逮捕されました。

そしてまた、本県におきましても、長岡郡大豊町で、集落協力員の男性が、やはり大麻取締法違反で捕まっております。

また、大量の検挙という意味では、11月には、長野県で大量の、22名に及ぶ多くの方々が、この方たちは、限界集落といわれるところに移住をされた方々が、音楽のいろいろなコミュニケーションをとりながら、イベントを通して大麻を乱用していたようですけれども、この限界集落へ移住しての大麻の乱用。

ある方が、冗談で、それは限界集落やなくて幻覚集落やんかと言った方もおりますけれども、本当に笑いごとじゃないぞと。移住や地域の活性化、こういったことを名目に、移住してきて、そういった悪さをして、田舎をばかにしようがやないかと、正直思います。

実際、市長も移住定住推進室を設けて、移住対策に取り組んでいらっしゃいますが、こういった少子高齢化による人口減少、その地方の衰退を、何とか移住を促進することで押しとどめたい、何とか地域を活性化させたいと頑張っている自治体、また、本当に豊かな自然に憧れ、自然の中で暮らしたいと地方に移住してきた方々、また、地方の活性化のために、力を尽くそうと、そういった考えで地方に移住してきた方。そしてまた、そうやって移住してきた方を本当に受け入れて、地域の住民として、ともに歩んでいこうと、受け入れている地元の方々に対して、本当に冷や水を浴びせる、侮辱した犯罪だと思っております。

この大麻取締法違反での数多くの移住者の逮捕などを受けまして、市長、どのようにこの犯

罪、お考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 移住者による薬物乱用の地方への広がりについて、私の意見を述べさせていただきます。

限界集落等で、移住者による大麻コミュニティの形成と言われた事件や、先ほどの御説明ありました、芸能人による薬物使用の事件など、移住定住の推進に水を差すような、そういった行為が、ニュース等で報じられているところでございます。

議員からもお話ありましたように、大半の移住者の方々は、地域に溶け込もうと、本当に誠実に暮らされているところでございます。

このような事件は、移住者に対する偏見や、そして移住者の住まわれる地域のイメージダウンにもつながりかねない、そういったことであまして、大変遺憾に思っているところでございます。

議員も御承知のとおり、薬物の乱用は、身体や精神へ広く悪影響を及ぼすものでございますので、今後も県と連携いたしまして、行っております薬物乱用防止の取り組みのほうを推進し、またさまざまな施策を実施しながら、住んでよかった。これからも住み続けたい、そういった宿毛市をつくっていききたい、そのように思っておりますし、また、宿毛のほうに移住してきてくださった方々も、ここに住んでよかったな、住み続けたいなと思っただけ、そんなまちづくりをしていきたいと思っております。

そういった、自分たちが悪いことをするために、この地域に来るといの方々、宿毛市としても受け入れをしたくない、そのように思っておりますので、断固として、その点はしっかりとお話もさせていただかなければならないというふうには思っておりますが、現在、宿毛市においては、幸い、そういったことはございません

ので、安心していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございます。

ある日突然、隣に越してきたお父さんの背中に龍がおったとか、そういうことはないわけですね。

本当に、移住者の方々と地元の皆さん、いいコミュニケーションがとれている宿毛市だと思っております。これからも、市長の公約の一つでもあります。移住定住、こちらの推進のほう頑張っていたきたいと思いますと思っております。

それでは、市長ですけれども、今年の12月6日に初当選果たされまして、12月26日に新市長に就任されました。間もなく1年目を迎えますけれども、大変大ざっぱな質問にはなりますが、市長御自身がこの1年を総括して、またこれから2年目に入りますけれども、どのような課題に取り組んでいこうと思っていられるのか、これを最後にお伺いをさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長になってもうすぐ1年がたとうとしております。本当に皆様方、お世話になっております。

この1年を振り返りまして、そしてまた、来年に向けての抱負ということで、御質問をいただきました。

この1年を振り返りますと、地方創生を掲げまして、市民の皆様や市職員とともに、みずから先頭に立ちまして、宿毛市の魅力を積極的に全国に売り込んだ、そのような市長就任の1年だったというふうに思っております。

昨日の答弁とも一部重複いたしますが、幾つかの取り組みについて、ここでお話をさせていただきますというふうに思います。

4月から、企画課内に移住定住推進室を、新たに創設をいたしました。そして、本市の最優先課題であります人口減少に向けて、取り組みをさせていただいたところでございます。

若年層、若い方々の転出超過は、出生率や消費の低下を招きまして、経済活動を停滞させてしまいます。その対策といたしまして、移住者の受け入れ推進と、定住できる環境整備を進めるとともに、宿毛市の魅力を積極的に、県内外へ発信してきたところでございます。

その結果、就任以降、本日まで、先日もお話しさせていただきました、65名の方々が本市に移住されておりまして、着実にその成果が見えてきております。

引き続き、安定した雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援等を、人口減少対策の重要な政策課題と位置づけまして、さまざまな取り組みを推進してまいりたい、そのように思っているところでございます。来年も同じことを、引き続き続けていきたい、そのように思っているところでございます。

次に、返礼品等を見直しして取り組んだふるさと納税について、お話をさせていただきたいと思います。

7月からの寄附金が、12月で目標の1億円を超えております。昨年度の寄附額は、1年で約2,000万円程度というふうにお聞きをしているところございまして、昨年度の10倍を目指しまして、担当職員とともに、引き続き、頑張りたい、そのように思っているところでございます。

また、議員の皆様を初めとする関係者との積極的な要望活動、川村議員にも一緒に行っていたこともございますが、そういった要望活動が実りまして、9月には国土交通省四国地方整備局におきまして、四国地方小委員会が開催されまして、四国横断自動車道、高速のほう

ですが、こちらの宿毛内海間の計画段階評価について、審議がなされたところでございます。

このことは、ルート選定、新規事業化に向けての大きな一歩であります。宿毛市にとりまして、ぜひ海岸ルートを通っていただきたい。そして、宿毛の港を使えるような、活用できるような、そういった場所にインターチェンジを設置していただきたい、そういったお話をさせていただいているところでございます。

宿毛内海間の自動車道整備は、本市の経済を活性化させる必要不可欠な社会資本であるとともに、防災上の観点からも、重要な基盤整備となってくると考えております。

今後は、国土交通省による市民の皆様へのアンケートが実施されると聞いているところでございまして、市内全世帯が対象になってまいります。早期事業化に向けまして、アンケートの回収率を上げる必要がございますので、議員を初め、全市民の皆様方、アンケートを答えて、回収率アップに協力をしていただきたいと思います。

これによりまして、本当にこの宿毛市の皆さんが、熱意を持って、高速が必要だと言っているのか、またルートに関しまして、海側ルートを本当に市民の皆様方が望んでおられるのか、そういった判断材料になりますので、ぜひしっかりとアンケートに記入していただきまして、返していただきたい、そのように思っているところでございます。

来年も引き続き、台風、地震等の自然災害に備える基盤整備を進めまして、災害に強いまちづくりを推進するとともに、産業振興、観光振興等においても、周辺市町村と広域的な連携を図りながら、事業化へ向けて、事業推進へとなげ、若者が夢を持って、そして高齢者が生きがいを持って、本当に先ほども言いましたが、この宿毛市に住んでよかったな、これからも

住み続けたいな、そう思ってもらえるまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

選挙を通じまして、市民の皆様方といろいろなお約束もさせていただいております。市民の皆様方から、まだまだ形が見えてこない、そういった厳しいお言葉を聞かさせていただいているところでございまして、2年目に向けて、しっかりとそれを形にすることができる、また一歩をふみ出していきたいというふうに思っておりますし、またそういった準備も進めておりますので、それをしっかりと、こういった議会の場で、皆さん方にお示しをしていきたい、そのように思っているところでございます。

引き続き頑張りますので、どうか議員の皆様方にも、御協力のほどよろしく願いをいたします。力をおかしてください。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 1年目から、大変積極的に、さまざまな事柄に取り組んでいらっしゃる市長の姿勢を見ることができまして、本当に頼もしく思いました。

しかしながら、やはり1年目というのは、先ほど、まだまだ市長の働きぶりが見えてこないという、市民の御意見もあったと伺っておりますが、どうしても1年目は、前市長の、今はやりの言葉で言うなら、レガシーがいろいろとありまして、その整理整頓でも忙しかつたのではないかと拝察いたしております。

しかしながら、本当に若い市長が誕生したということで、市民の期待も大きいものがございまして、いよいよ2年目は、本当に中平市政の特色、色がどんどんと出てくるものであると、私のほうも期待しております。

そして、市民の皆様、きょうも、きのうもなんですが、どなたも傍聴にいらしておりません。高知新聞さんさえ来ないという。

ある方が、これは宿毛市の議会は見捨てられたのかな、おもしろくないのかなとつぶやいていらっしゃる方もいらっしゃいましたが、私は何でもプラス思考にとる性格ですので、これは中平市政の安定を示すものだと思っております。

ただ、傍聴席に誰もいないというのは、寂しいものでございますので、どうかお寒い中ではございますが、市民の皆様も、テレビはもちろんですが、傍聴にも来ていただけたら、また議員のほうも、また執行部の皆様も、より熱のこもった答弁が繰り広げられるものと思いますので、あすの議会、そしてまた来年からの議会も、傍聴よろしくお願いをいたします。

以上で、私の12月議会の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今回、私は2点、県道沖の島循環線についてと、臨時職員の処遇改善についての質問を行いたいと思いますが、2番目の臨時職員の処遇改善については、確認程度にとどめて、主力を1番目の県道沖の島循環線について、注ぐ形で質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

昨日、同僚の高倉議員も言われたことでしたが、去る10月、私の所属する会派の市民クラブは、政務調査の一環として、沖の島地区の視察を行い、沖の島開発促進協議会の主要な役員の方々との意見交換会を開催しました。

沖の島地区の抱えるさまざまな問題点や課題

について、認識を深める中で、昨日の一般質問において、高倉議員から、幾つかの提案を含めて、質問はなされましたが、私は今回、1点、県道沖の島循環線について、質問したいと思います。

循環道路の早期完成というこの件に関しては、沖の島開発促進協議会を中心として、毎年実施されている幡多土木事務所への陳情に際しても、その筆頭に掲げられ、沖の島の方々の悲願ともいべきものと位置づけられていることは、市長も重々御承知のとおりです。

もちろん、県道と名のつくとおおり、沖の島循環線の所管者は県である。宿毛市がその事業自体を、直営で実施するものではないために、私の質問に対する答弁には限界があろうことは拝察しますが、市として、どのように認識し、県を初めとする関連諸機関への働きかけを行っているものなのか、お教え願う意味において、一連の質問にお答えくださいますよう、お願いいたします。

それでは、質問に入ります。

沖の島循環線と、こう聞くと、既に循環できるような形で、ループ状につながっているものと思っていたら、これがある地区で切れていて、いわゆるミッシングリングとなっている部分がある。しかも、現状では、輪の両端を接続して、真の意味での循環する県道にするための作業については、長年にわたって頓挫したままになっている。これでは、循環する線という意味での循環線ではなくて、循環せん、つまり循環しないという意味での「循環せん」でしかないということになってしまう現状があります。

そこでお尋ねいたします。

この県道沖の島循環線というのは、その計画の当初から循環させることを前提として設計、着手されたものなのか、それとも、じわじわと延ばしていけば、最終的にはつながって、循環

したものになるという形で、いわば一寸のぼし
の話として、事業着手されたものなのか、沖の
島循環線の計画はどういう形で始まったのか、
その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問に
お答えさせていただきます。

県道沖の島循環線の計画については、県道沖
の島循環線は、昭和45年7月に認定されてお
ります。当初から、その名前のように、沖の島
を循環させる計画で事業が進められております
が、議員御指摘のとおり、現在は事業は休止し
ている状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 県道沖の島循環線が、
集落と集落をつなぐ重要な生活路線であるとし
ても、観光やレジャー等の産業の振興及び防災
の面からも、重要な役割を担っていると、平成
25年4月付の高知県離島振興計画には記載さ
れているのですが、こういった認識は、既に、
以前から存在し、当然、沖の島を循環する県道
として計画されていた。

ところが、玉柄地区と弘瀬地区とを結ぶ部分
で、用地取得に支障が生じ、中断されて、現在
に至っている。高知県離島振興計画では、つい
最前、引用した部分に引き続いて、弘瀬地区か
ら玉柄地区へ至る未着手区間3キロメートルの
開通を目指して、整備の障害となっている用地
地図混乱地域の解消に向け、宿毛市と協働して、
長期的に対応する必要があります、とこのよう
に記載されているのですが、この整備の障害と
なっている用地地図混乱地域というのは、どの
ようなものなのか、その実態について、お尋ね
いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

地図混乱地域とは、ある程度の広がりのある
地域で、登記書備えつけ地図等と対応する現地
が著しく相違し、地図等に現地復元機能が失わ
れている状況を呈している、そういった地域の
ことであります。

弘瀬地区は、地図混乱地域となっているとい
うことでございます。

幡多土木事務所、宿毛事務所が、用地買収の
ために調査した土地の状況は、玉柄地区で登記
名義人のほとんどが死亡。現在では、相続人が
1,000人以上と想定されておりまして、行
方不明や外国在住の方も多く存在しているよう
でございます。

また、弘瀬地区も同様に、登記名義人の多く
が死亡、相続人も、1,000人以上ではない
かというふうに推定されているというふうにお
聞きをいたしております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 相続、登記の問題が原
因で、用地の獲得ができない。したがって、こ
の循環線の計画は、現在、中断されている。本
当に残念至極としか言いようがありません。

集落と集落をつなぐ重要な生活路線であり、
防災の面からも、重要な役割を担っているにも
かかわらず、未完成である。このことがもたら
している、島民の方々の不便や、大規模災害発
生時のルート確保上の不安を思い描くとともに、
私など素人の目からしても、観光やレジャー等
の産業の振興という点についても、大きなとい
うか、むしろ決定的ともいえるべき、マイナス点
となっているように思われてなりません。

もしもこれがつながってさえいけば、この離
島循環型のコースを生かしての観光や、マラソ
ン、あるいはサイクリングなどのスポーツの面
でも、大きな活用が可能であり、島を訪れる観
光客やアスリート、サイクリストの大幅な増加

も期待できて、地域振興に大きく貢献できる、沖の島特有の個性的なプランがいっぱい立てられるに違いない、そう考えると、沖の島自体の持つ大きな可能性が、この3キロメートルの未着手区間があるおかげで、阻害されている。

さらには、一人沖の島のみならず、観光資源の乏しい、いわば集客能力の低い当市全体を考えると、全くもったいないことだと、そう思わないではいられません。

先ほど引用した離島振興計画の文言にもあるように、市も県も、その問題の解消に向け、あれこれ模索されているようにお聞きしているのですが、そうした中で、地図混乱地域を避けるようなルートの設定に関して、具体的に事業主体である県は、どのような対応を考慮しているのか、市として、どの程度、認識し、働きかけを行っているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、本当に道が繋がっていない、今、循環していないということで、沖の島を中心としましたレジャー、観光、そういったものに、大きな支障になっているというふうに、私自身も感じているところでございます。

平成21年度において、地図混乱地域を避けるルートを検討するために、社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士、その協会に、調査士協会に弘瀬地区の土地調査を委託するとともに、最も用地問題が少ないルートの選定を目的といたしまして、4つのルートで検討を行っております。

その結果、用地問題を避けるとなると、足摺宇和海国立公園の特別保護区域内を、通過せざるを得ないルートとなりまして、環境保護対策

などの課題が多くて、事業費も膨大となるため、工事着手は困難な状況となっているところでございます。

宿毛市としては、毎年、県議会や土木部長へ、早期再着手の要望活動を行っているところでございまして、議員のおっしゃるような内容について、私たちも、県に対して申し入れをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁に対する再質問というか、補足的な質問になりますが、ルート変更を行おうにも、国立公園ということで、あれこれと厳しい規制があつて困難とのことですが、いっそのこと、トンネルでつないだらどうだという、そういう声もあったかと思うのですが、この点はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先日、県のほうに要望に行った際に、トンネルのお話も、行ったメンバーから出まして、一定の回答もいただいたところでございますが、なお今回、改めて回答をいただきました。

トンネルは、用地買収が坑口のみなので、改良済みの区画をトンネルでつなぐことはできないか、検討した経緯はありますが、改良済みの区画の弘瀬と玉柄で、高低差が大変大きくて、トンネルの最大勾配の3%を超えること、また高低差が少ない区画をつなぐとしても、平地が少ない沖の島では、掘削残土の処理ができないということでありまして、事業費が多くなり、費用対効果の面で、公共補助事業としての採択が困難であるというふうに、高知県から説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 当初の計画路線以外に、地図混乱地域を通らない形でのルート設定を模索しているが、なかなか思いどおりにはいかない。

だとしたら、やはりルートの延長、接続を図るためには、地図混乱地域を何らかの形で整理し、取得する以外にはない。現地の地形や状態を見る限りでは、そのほうが、むしろ易しいのではないだろうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

権利関係者が余りにも錯綜して、その取得が困難となった場合、土地収用法の適用を考えるのが当然ではないのかと、そんなふうに思うのですが。

平成28年3月、つまりことしの3月に、国土交通省関連の検討会が出している、これですけども、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索、利活用のためのガイドライン、第1版によれば、2章の5、土地収用法に基づく不明採決制度という項目の中で、土地収用法の適用について触れ、事業の内容や地元の状況、手続に要する時間等、さまざまな状況を勘案して、財産管理制度の活用による任意取得ではなく、つまり、地権者との交渉を通じて、円満に解決するという方法ではなく、土地収用制度を利用することが、効率的で望ましい場合に適用を検討、とされています。

また、高知県のホームページの記載によれば、土地収用法は、憲法により補償された私有財産権と、公共の利益の増進との調整を図り、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的として、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用、または使用について、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について定める法律です、と記載した上で、より豊かで、安全な市民生活や、効率的で活力ある経済

社会の実現のために、さまざまな公共の利益となる事業（道路事業・河川事業等）が実施されています。

これらの事業に必要な土地等については、通常、任意交渉による契約により、取得または使用していますが、土地の所有者等に同意が得られない場合や、相手方が不明の場合には、土地等が取得できないために、公共の利益となる事業が実施できなくなります。

このようなときに、土地収用法の規定に基づき、所有者等の意思にかかわらず、事業に必要な土地等を収用、または使用することができます。と、このように記載されています。

もちろん、土地収用法には、市民にとって、必ずしも歓迎できない公共の名においてなされる公権力の横暴としか思えない、そんなケースが存在します。

特に、その対象地に居住していたり、生活上、不可欠な要因を、その土地に負っている人、あるいは人々がいる場合には、一種行政の強権的な措置として、重くのしかかってくるケースだっているわけです。

しかし、この沖の島循環線の弘瀬と玉柄の両地区にまたがっている地域には、居住する人なんて一人もいないし、空き家の1軒もないばかりか、現に農地や、あるいは山林として占有管理し、利用する者とてもいない。

住民の生活上の見地からすれば、空白地帯でしかないわけです。

市として、この土地収用法を適用してでも、循環線を完成するよう、県に働きかけを行うのが、当然のことではないかと思うのですが、その点、どうなっていますか。

土地収用法という起業者である県の見解はどうなっているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

先ほども少し答弁させていただきましたが、宿毛市といたしましては、高知県に事業進捗を図るよう、毎年、要請を行っているところでございます。

一方、高知県においては、先ほどお話のあった土地収用法の適用を図るため、平成12年に事業認定の取得を試みましたが、地図の混乱や、境界の不確定な地域が、余りにも広範囲であるために、事業認定の取得ができず、そして土地収用法の適用が困難であると判断したことがあります。

県の見解では、地籍調査の実施等によりまして、地図の混乱や境界の不確定な地域の縮小を図ることが、事業再開の近道であると考えているようでございますが、仮に国土調査を実施することになれば、現地立会人として、境界を確定することが困難であるため、多くの場所で筆界未定となり、用地買収はさらに不可能となってくるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 実は、所有者の所在の把握が難しい土地での事業推進に関しては、当市と大月町並びに三原村を選挙区とする県会議員の今城議員も、県議会の場で、一般質問や、委員会での審議を通じて、再三にわたり質問を行っておられるようにお聞きしています。

そうした県議会でのやりとりや、これまでの御答弁等を考慮すれば、沖の島循環線の早期実現のためには、二つのネックが存在する。

その一つは、沖の島循環線についての事業が認定されたものとなること。

さらにもう一つは、事業用地を整理して、土地収用法に係る条件を満たしていること。どちらが先か後かは別として、この二つの点が大き

な問題点となっている、そのように、ただいまの市長の御答弁からも思われてなりません。

そこで、まずは、事業認定の部分、つまり土地収用法第17条、事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う、という条項の1、国または都道府県が起業者である事業、という表記からすると、要するに、県道沖の島循環線の残存未着手部分については、起業者である県が、事業としての認定を申請し、国土交通大臣からの認定を受けなくてはならないということになっている。

この部分をクリアできない限りは、土地収用の手続は一切進展しない、そういうことになります。

今城議員の質問に答えて、県の道路課長は、主要な幹線道路の位置づけになっておるところにおきましては、事業認定等の手続を踏まえて、収用という手段もとっているところでございますけれども、そういう幹線と位置づけられないところについては、なかなか事業認定も難しいのが現状でございます。今すぐに、効果的な対策がないのが実情でございますと、このようにおっしゃっておられるのですが、県道沖の島循環線は、確かに道路法の、都道府県道の意義及びその路線の認定について触れた第7条の4、2以上、つまり二つ以上の市町村を經由する幹線という表現に従えば、都道府県道としての幹線には該当しないということになる。

しかし、ことは離島です。離島の道路です。有人の離島である沖の島の性格を勘案し、その循環道路の重要性を考慮するなら、市としても、国土交通大臣による事業認定を、特段の御配慮をもって容認いただけるように、強く要請していくべきではないか、その点、どうなっているのか。あるいは、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

二つの市町村を結ぶという形の中で、以前でしたら、二つの県だったんですけれども、今は一つの市の中でありますので、こういったことで、非常に厳しいというお話が、県のほうでなされてたということだと思います。

市長としては、非常に、宿毛市にとって必要な道だというふうに考えておりますので、ぜひ認めていただきたい、そのように、認可していただきたいというふうに思っているところでございます。

事業認定の申請者は、道路管理者である、山戸議員もおっしゃられておりましたけれども、高知県でありますので、宿毛市としては、高知県と協力する中で、離島である沖の島を特例として、事業認定をしていただけるよう、国や、そして関連、関係する国会議員の皆様方に、引き続き要望活動、引き続きと言いますか、また新たに要望活動を行っていききたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁に対する再質問です。

引き続きと言うてみたり、新たに言うてみたりということで、ちょっとあれなんです。

要望活動を行っていききたいということは、これまでは離島である沖の島に関して、特例としての事業認定の働きかけはしていなかった。だから、これからそういう視点での働きかけを行いたいということなのではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 宿毛市として、高知県のほうには、正式に要望活動を、ずっと続けて

きております。

ただ、一議員であったりとか、もしくは関係の県会議員の、先ほど、今城議員のお名前も出ていましたが、それぞれの立場で、地元の国会議員の先生方に要望をしたという経緯もござい

ます。そういった中で、改めて高知県と協力をいたしまして、しっかりと国や、そして国会議員へ要望活動をしていきたいというふうに思っております。

いろいろ、先ほど御提案もいただきました。改めて、いろんな方向から、その可能性を探っていく、またできることはないか、しっかりと皆さんとともに探っていく、そういう活動をしていきたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

御理解願います。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの点については、了解いたしました。

続いて、ネックとなっていると考えられる部分の2番目、事業用地の所有権や境界の確定の問題です。

これまでの県の見解を含めた市長の御答弁では、この問題の難しさと重要性とが強調されているわけです。

先ほど引用しました、国土交通省による、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索、利活用のためのガイドライン第1版に記載された、第2章個別制度の詳細の中の2-5、先ほど言いました、土地収用法に基づく不明採決制度の直接的な適用については、現状のままであれば、なかなか難しいと、そういった内容の御答弁でございましたが、このガイドラインの中には、第3章に、土地の状況別の所有者情報調査の方法と、土地所有者が把握できなかった場合の解決方法という章だてで、所有権登記名義

人等から所有権が移転等をしている土地と、歴史的な経緯等により、名義が特殊な土地という形で、10種類に分類して、その運用の具体例も含めて、土地状況の把握や解決方法などが紹介されています。

沖の島循環線に係る地図混乱地域も、この10種類の分類のどれかに該当しているのではないかと。あるいは、何項目かが重複しているのかもしれませんが、そこに示されている解決方法を参照、あるいは援用すれば、市のレベルでの解決が可能なのではないかと、その点、どのように認識されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま、国の示したガイドライン、これに沿って10種類に分類がされているという形の中で、どれかに該当するのではないかとのお話でございます。

地図混乱地域の解消に向けまして、国のガイドラインに沿った解決方法で作業を行ったとしても、多くの人手や、膨大な時間と予算が必要であるというふうに考えておまして、宿毛市での実施は困難であると、現状は考えているところでございます。

なお、先ほども言いましたように、さらに研究調査を進めていきたいというふうには、思っております。

ただ、宿毛市といたしましては、やはり先ほど申しましたような、特例としての事業認定を要望していくこと、あるいは、境界不明地でも、公共事業が実施できるような、そういった法改正を要望していくことも必要だというふうに考えておまして、こちらのほうも、しっかりとしていきたい、そのように要望活動をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ガイドラインに沿った

解決方法の採用というのは、地図混乱地域の解消に関しては、宿毛市では無理だと。県はどうなんですかね。

これが、県レベルでも実施困難ということになると、本来、所有者の探索や、所有権の取得等に要する負担の増大を軽減するために作成されたとする、この国交省によるガイドラインでも、カバーし切れない問題が存在することになります。

このガイドラインの冒頭部分の文末には、ここにあるんですけれども、改善等の御要望があれば、お寄せいただければ幸いです、とありますので、問題点を整理して、ぜひとも改善ないしは効果的な手法の開発を行っていただくよう、要望あるいは提言を行っていただきたいと思っております。

国交省として、反論の余地がないものと判断されるなら、あるいは御指摘のとおりの方策、ぬかっておりましたと、そういうふうに判断されるなら、そのことが沖の島に見られるような事例への対応、対策を深めることへとつながって、市長の言われる、新たな法整備の必要性を認識していただくことにもなりやしないかと、そんなふうに思われます。

県道沖の島循環線の未着手の部分の問題は、なかなか一筋縄ではいかない、困難な状況にある中で、県を初めとして、市としても、あれこれ模索を続けておられる。当議会としても、協力して事を進めなくてはならない重要な案件であります。

一筋縄ではいかない中、二筋でも三筋でも、さまざまな可能性を探りながら、早期の完成に向けて、一層の御努力、御研究をお願いして、この件に関する質問を終わります。

続きまして、臨時職員の処遇改善についてでございますけれども、前回、9月議会にお尋ねしたばかりなのに、またやるのかと、ちょっと

としつこ過ぎやしないかと、自分でも思わないでもないのですが、臨時職員の処遇改善について、市長からは、前段の注釈部分があるとはいえ、宿毛市が四万十市や土佐清水市と比べて、特別賃金が低いという状況は、議員御指摘のとおりでございますので、どのような手法で臨時職員の処遇改善を図ることができるのか、平成29年度の実施に向けて検討してまいりたいと思いますと、非常に心強い御答弁をいただいています。

今、まさしく来年度予算の編成時期、そこで、この臨時職員の処遇改善、どのように御検討いただいて、どのように改善なさる御予定なのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

確認という意味での質問だというふうを受けとめさせていただきました。

先ほど、議員おっしゃられたとおりの答弁にはなるんですが、臨時職員の処遇について、来年度はどのようにということでございますので、9月議会でもお答えしたとおりでございます。

現在、近隣市町村の動向も踏まえながら、臨時職員の経験年数等も考慮しつつ、どのような手法で処遇改善を図ることができるのか、検討中であります。

しっかり検討させていただいているところでございます。

検討結果は、来年度の予算にしっかりと反映させてまいりたい、そのように考えて、現在、進めているところでございます。御理解願います。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほどお尋ねいたしました、沖の島循環線と同様に、一步でも半歩でも、この臨時職員の処遇改善について、前進さ

せていただきますよう御期待申し上げて、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時48分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

今回は、3点を通告をしております。

まず、1点目として、防災情報伝達システム屋外子局の整備についてということで、通告をさせていただきます。

これは、昨年度の予算で、今まであった防災行政無線と消防無線とを一つにして、こういうシステムにしたということで、承知をしておりますが、このことについて、住民から、これまでも、同僚議員のほうから、質問は何回かあったというふうにも心得ておりますが、今回の9月に、宿毛市にも影響のありました台風16号によって、平田山奈地区に大きな被害を与えたということ。また、去る11月末になりますが、橋上地区において起こった火災において、一人の方が亡くなったという、悲惨な火事がありました。

そのことを受けて、住民の方から、いろいろな心配の声が聞こえてきましたので、あえてこの場で質問をさせていただくようにしました。

その中で、近年、日本の国内においても、いろいろなところで大きな災害、自然災害が起こっております。ことしに入りまして、4月の熊本地震であったり、台風も北海道、4個の台風が上陸したり、鳥取地震が10月ですかね、あったりということで、いつどこで、どのよう

な災害が起こってもおかしくない。東日本大震災が起こったときに、想定外を想定してということで、これは高知県知事が言ったんですかね、何かそのような言葉がありました。本当に、いつ、どのような災害が起こってもおかしくない状況にある中で、この防災情報伝達システムというのが、今のままでいいのかというのを、非常に感じております。

まず、1点目として、消防のサイレンの整備についてということで、お聞きをいたしますが、これは、このシステムによって、今までモーターサイレン、電動のモーターで回すサイレンが設置をされていたのが、スピーカーからモーターの疑似音が流れるというシステムに変わったというふうに、心得ております。

このことによって、今まで聞こえていたところが聞こえにくくなったとか、室内にいますと、ほとんど聞こえないというような声を多く聞きます。

この現状をどのように把握しているのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず初めに、台風16号を初めとする自然災害におきまして、それぞれ被災、災害を受けられた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、先日の火事で亡くなられた方、本当にお悔みを申し上げますところでございます。

寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

消防サイレンの整備につきましての御質問をいただきました。

サイレン吹鳴につきましては、消防団員招集を目的に鳴らしているものですが、音量が大きいと、サイレン直下の住民からは、うるさいといった苦情が多くあり、また、小さくすると、聞こえない、放送内容が、何を言っているのか

わからないなどの苦情が、これは宿毛市だけに限らず、どこの市町村でもあるということは、消防長会等でも議論をされているところでございます。

そのため、都市部では、火災発生のサイレン吹鳴は行わず、団員招集はメールのみで行っているところもあるということをお聞きしたところでございます。

宿毛市におきましても、防災アプリへの加入を呼びかけをしているところですが、全ての団員の加入には至っていない現状がでございます。

また、アプリの内容がわかりにくかった点につきましては、改善できる点はしっかりと改善するよう、努力していかねばならない、そのように思っております。

しかし、今のところ、屋外子局の増設等について、消防署では、考えていないところでございます。今後は、防災アプリへの加入促進をさらに進めるとともに、日々の消防力の向上にも努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 防災アプリの加入をしてほしいというようなことで、消防単独での増設というのは、考えていないという答弁ですので、そういうことであれば、情報伝達システムの未整備地域ということで、これからは聞いていきたいというふうに思いますが、実は、先ほども言いましたように、平田山奈地区で台風16号によって、多くの家屋が床上、また床下浸水をしたと。それとともに、国道56号線もところどころで冠水をして、かなり長い間、通行どめの時間があったというようなふうに聞いております。

その中で、私が2日目ですか、水が引いてから、知り合い等のところに、見舞い等にも行っ

たときに聞いた話なんです、災害ごみを、市のほうが2日間、無償で車も出してきたというふうにも聞いておりますが、その連絡が全然来なかった。また、山田川の水位増がなって、越流というか、堤防を越して、急激に水が上がったときにも、なかなかその情報が伝わってこなかったようにも聞いております。

そこらあたりも考えると、やはりこの放送設備の未整備地域、特に今回の場合、津波を想定して、海岸線に多く設置したというふうにも聞いておりますが、平田、山田、また橋上地域においては、消防無線のあったところ、消防のサイレンのあったところを中心に、整備をしたというふうにも聞いておりますが、それだけでは連絡が行き届かないところがいっぱい、今、できているんじゃないかというふうに思いますので、このことについて、今後、どのように対応していくのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

防災情報伝達システムの屋外子局未整備地域の今後の整備方針については、幸い、防災情報伝達システムにつきましては、従来のアナログ式防災行政無線と同様に、津波対策を目的といたしまして、沿岸部を中心とした屋外子局の配置とする一方で、当時、使用期限が迫っていた消防団招集無線の代替システムとしても、活用ができるのではないかとこの考えのもと、先ほど、議員のほうからお話がありましたように、山奈、平田、橋上地区等の津波浸水が想定されていない地域においても、従来のモーターサイレンが設置されていた箇所を基本に、整備したものでございます。

このため、山奈、平田、橋上地区等におきましては、沿岸部に比べ、音声伝達ができないエリアが多くありまして、特に台風などの暴風雨

のときには、昨今の気密性の高い、そういった住宅では、屋外子局からの音声が届かないのが現状であります。

このような状況への対策といたしまして、防災情報伝達システムでは、携帯電話やスマートフォンに、宿毛市防災アプリを御登録いただくことで、災害情報や火災情報といった緊急情報だけではなく、イベント情報などの市からのお知らせも、文字で伝達できるようになっているところでございます。

また、戸別受信機と比べましても、市民の方が、ふだん使いなれている携帯電話やスマートフォンへ情報が届きますので、いざというときに、使用方法がわからないとか、バッテリーが切れていたということが防げるとともに、音声放送のような聞き漏れもなく、後で情報の確認もできますので、非常に有効なシステムであると感じているところでございます。

このため、今後、屋外子局の増設よりも、むしろ防災アプリを情報伝達手段の中心に置いて、活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、現在の防災アプリの登録者数は1,574人と、まだまだ少ない状況ではございますが、これまでのチラシに加え、本年度、啓発用のポスターを作成しているところでありますので、今後、病院や量販店等に張っていただき、一層のPRをする中で、登録者数をふやし、より多くの市民の方々へ情報が伝達できるよう、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、情報を受ける側の市民の方々にも、そういった方法で情報が受けれるのか、そういったことも調べてもらったり、そういったことを、ふだんから、災害時になる前から関心を持っていただく、そういった面での啓発活動も続けていきたい、そのように思っているところでござ

います。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長の言う、なかなか、これから余分に子局をふやしていく計画はないというふうにお聞きをいたしました。この電話の届かない、届かないと言ったらおかしいね。ビル陰であったり、山陰であったり、非常に山側に入ると、入り組んだところが結構ありまして、電波の届かないところが結構あります。そういうところについては、屋外で作業をしている人もいれば、仕事じゃなくても、外に出ている人もいます。その人たちのためには、サイレンという、放送設備というのは、どうしても必要なところではないかというふうに思います。

もし、これから一気にということではないですが、子局を1基増設する。どうしても必要なところには増設していかなければいけないと、僕は思うんですが、予算的に、余りにも高価なものであれば、それはなかなか難しいとは思いますが、大体、1基増設するのにどれぐらいかかるのかということも、わかっていればお示しを願いたいというふうに思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

情報伝達、本当に、非常に難しい問題だというふうに思います。

先ほども言いましたが、受ける側も、情報を入れるために、例えば、電波の入らない場所であれば電波の入る場所に移動していただくとか、何か心配事があれば、放送を、少し窓をあけていただいて聞いていただくとか、そういったようなことの中で、いろいろな形で補っていきたい、そのように思っているところでございます。

防災情報伝達システムの、屋外子局を新たに

増設した場合の費用についての御質問でございます。設置場所が山間部なのか、平たんな土地なのか、また設置場所までのアクセス状況等によって、異なってくると思いますが、NTTデータ四国から聞いたところによりますと、おおむね400万円程度かかるのではないかといいことでございました。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 400万程度ということですので、できれば1年に1カ所ぐらい、必要なところに増設をしていただければ、住民の安心感というのは、今以上に得られるのではないかというふうに思います。

これは、先ほど言った、平田、山奈、橋上地域だけではなく、海岸線の中でも、そういうところもあるとは思いますが、国道56号線であれば、押ノ川地区あたりも、ほとんど聞こえないところがほとんどですので、そういうところに、まず整備をしていただければというふうにも思います。

これ以上、子局については聞きませんが、先ほどから市長答弁にあるアプリです。私も携帯の中に入れてあります。初めてここで携帯をさわりますが、このアプリ、こういうアプリ、市の職員は全員入れてますよね、ここにおられる課長の方は。

そのアプリをあけると、ちょっと大きく見えるように、タブレットのほうにもダウンロードしましたので、先ほど。

こういうところで、アプリ、緊急情報と、市からのお知らせという二つが大きくあります。あと、安否確認とかあるんですが。

この市からのお知らせというのが、かなりな数が入ってきます。

消防団員の人にも、ちょっと聞いたことがあるんですが、このお知らせが余りにも頻繁に入

ってくるので、どっちかという、もうちょっとシンプルに、緊急情報だけを伝えていただければいいのになど。

消防団員、特に意識が高いので、メールが入ってくると、すぐ確認をするくせが、ほとんどの方がついています。そうすると、仕事の合間に、再々見んといかんなるということになるという心配をされていました。

今、1,500人程度、市の職員も初め、一般市民も入っていますので、団員の加入、聞くところによると、20%とか30%ぐらいの方しか入っていないようにも聞くんですが、やはりこれ、より多くの団員にアプリを取得してもらおうというか、ダウンロードしてもらうためには、そういうところも改善の余地があるんじゃないかと思いますが、その点について、市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市からのお知らせの通知が頻繁に、たびたびあることが、消防団員の防災アプリの登録者数がふえない要因となっているのではないのかといった御質問だったと思います。

宿毛市防災アプリにつきましては、当初から、防災情報のみの通知に限定をせずに、市からの情報発信ツールの一つとして、火災情報や、市からのお知らせなども配信することで、登録者数の増加を、逆に増加を図りたい、そのように思っていたところでございまして、より多くの市民の方へ、防災情報を通知できるように開発したものであります。

火災などの緊急情報以外の情報も発信されているのが現状でございまして、議員おっしゃるとおりでございます。

このような中で、議員御指摘の問題につきましては、例えば、火災情報についてのみ、通知

音が変更ができないのか、あるいは、必要な情報のみを、受ける側で選択ができるようにならないのか、などといったシステムの改修について、現在、開発元の株式会社NTTデータと協議をしているところでございます。

また、4月の運用開始から8カ月が経過しましたが、運用後、議員の御指摘の問題も含めまして、改善が必要な点が幾つか見つかっており、その対策について、関係課と開発元で、随時、協議を行っているところでございます。

これを踏まえまして、多くの方が、使いやすい防災アプリへ改善を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、そして、何よりも皆さんが、このアプリを入れてくださらないことには、つくった意味がございませんので、しっかりとそういった啓発活動も続けてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 本当に情報というのは、上手に使える便利なものだというふうに思います。

私も、できるだけ市民の方に声をかけていきたいと思っておりますので、使い勝手のいいアプリに、また改善をしていただきたいというふうに思います。

この情報伝達システムについての質問は、これで終わりたいと思います。

次に、2番目の街路樹の伐採についてということで、通告をさせていただきました。

これは、昨年9月に一度、前沖本市長に同じ質問をしたことがあります。そのときには、お金をかけてしたことなので、今、切るつもりはありませんよみたいな話で終わりましたが、この街路樹、高木と低小木という2種類あるとは思いますが、まず高い木について、お話をしたいと思います。

これ、特に桜町藻津線ですかね、宿毛市の一番メイン通りの通りに、両サイド、歩道と車道との間に木が植えられています。

ところどころ、もう伐採してなくなったところもあるし、枯れてなくなったところもあるようにも思いますが、特に桜町線というか、高校通りまでの間は、木の根っこが歩道の方で盛り上がり、歩道をなかなか、でこぼこになって歩きにくいところ、これはこういう歩道では、車椅子等の人には、なかなか通りにくい道だろうなというふうにも感じるわけですが。

それと落ち葉ですよ、これ季節によれば、1晩で地面が見えないくらい落ちる木もありますので。うちの場合は、クスノキを植えていますので、一気に落ちるということはないですが、木の植わっている近隣の家庭は、なかなか朝晩に大変だろうなというふうにも思います。

それと、幹が大きくなりましたので、特に駅前から片島中学校までの間というのは、結構、真っすぐで見通せる道路なんで、幹と電柱とで歩道がほとんど見えないような状態のところもあります。

やはりこういうところは、安全確保がしにくい、逆に、ふうな感じがするわけですが、全部を一遍に切ってしまうという乱暴なことも言いませんが、この街路樹については、なくしたほうが、僕は安全面、また景観面もよくなるんじゃないかというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市道の街路樹の伐採について、背の高い木への対応について、お答えを、まずしたいと思います。

平成27年の第2回定例会でも、議員おっしゃられたように、当時の市長に御質問をいただいておりますが、街路樹は、人々に安らぎを与

える景観形成、そして今、危険な道路横断の防止、逆に道路と歩道をし切ってということのようでございます。そういった横断の防止。また、車両の衝突軽減、それから夏ですね、特に真夏の木陰形成、雨天時の水はね防止等の目的で、整備をしているところでございます。

それぞれ市民の皆様方も、残してもらいたい、それから切っていただきたい、そういったお声があるということも、承知しているところでございます。

そういった状況でございますが、議員御指摘のとおり、育ち過ぎた、高木により通行に支障を来しているところがあるのも事実でございますので、そういった場合などにつきましては、一部伐採をするなど、臨機応変な管理をしていく必要があるというふうに考えておりますので、そういった場所に関しては、整備をしていきたい、場合によっては切っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） なかなか一気にということにはならんと思うんですが、高木についても、これから聞く低小木についても、この路線、結構、真っすぐな道路ですので、車のスピード、町中とはいえ、結構、車のスピードというの上がる路線であるし、脇道がかなり入ってますので、これまでも再三、大きな事故が起こっているというところも、市長もわかっているとおりだと思うんですが、やはり安全の確保がしにくいところについては、市長も言うますように、早急に整備をすべきだろうというふうに思います。

その低小木ですが、先ほど、水はねの防止であるとか、飛び出しの防止ということで、市長のほうから答弁がありました。確かに水はねがあることもわかりますし、自分たちが走ってい

て、路面のでこぼこで、水のたまったところを走るときには気をつかったりすることもあります。ただ、逆に、低小木が植わっていることによって、小さなお子さんが歩いていたりするときに、目に入りづらいというようなこともあることも確かです。

それと、一番気になるのは、駅前の通りというのは、宿毛市でいえば、本当に県外から来られた方、また県外に住んでいる人が返ってきたときに、一番最初に目にする、メインストリートというふうに言ってもおかしくない通りだと思うんですが、低小木の中から、私たちのところではマカヤと言いますが、小さな草が、低小木の上に抜き出て、カヤミみたいなやつですね。カヤミもありますが、そういうものが出て、見るからに、何かさびれているように見受けるところが、結構あります。

特に、駅の入口のところもそういうふうな状態のときが多いんですが、その草っていうのは、本当に1カ月もたたないうちにふえてくるというか、伸びていくという性質を持っていますので、この低小木あたりも、やっぱり撤去したほうがいいんじゃないかなと。

その低小木の中に、ごみを拾ったらよくわかるんですが、ごみがたまっているところも、かなりあります。これは、高知市内なんか行ったときも、よく目にするんですが、宿毛市というのは、両側に山があって、見渡せば緑というのは、結構ある地域なので、わざわざ道路に木を植えて、緑を確保するというよりも、明るい雰囲気のマチにしたらどうかなというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

低小木への対応ということでございます。低

小木につきましても、先ほど議員がおっしゃられるとおり、高木と同様の目的で整備をしているところでございます。

ただ、先ほどの議員からの御指摘もありましたが、旧県道部分、これちょっと店の名前言わないとわかりづらいので、ちょっと出ささせていただきますが、北本大福堂のところから南海楽器のところまでの道になるわけですが、こちらは歩道が大変狭いような状況にもなっておりまして、そういった狭い部分に関しましては、低小木の伐採についても、検討していかねばならない、そのように考えているところでございます。

それから、そのほかの部分につきましては、先ほど、議員からもおっしゃられるように、明るいか、そういった意味で、本当に交差点のところの角であるとか、全部をのけると、逆にどこからでも渡れるようにというのは、逆にまた危険性もありますので、道路管理者とか、それから警察のほうとも相談をさせていただきながら、場所によっては、低小木を抜いて、そういったところに花を植えるとか、そういったようなことができないのか、検討をしていきたいというふうに考えてまして、そういうお話も、常日ごろというか、もう既にさせていただいているところでございます。

ただ、花とか植えるに関しまして、そしたらそこをどこが管理するのかとか、いろいろな問題等もありますので、これから先、近隣住民や、それから利用者の方々ともしっかりと相談をしながら、街路樹のあり方について、検討をしていきたいというふうに思っております。

どうか御理解願います。よろしく願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） そうしていただきたいと思いますが、これ、木を植えているという

ところで、木というのは、年々芽が出ますし、手入れというのが必要になってきます。

1回もこの金額を聞いたことないんですが、この路線、単独だけでもいいんですが、その桜町藻津線で、この木の手入れに、大体、年間どれくらいかかっているのか、わかっているればお知らせを願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

おおよそではあります、1年間で、剪定であるとか、それから先ほど言ったカヤとか、ああいう雑草の撤去といいますか、除去等を含めまして、年間200万から300万程度かかっているのが、現在の現状でございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 年間二、三百万かかっているということですので、10年すればそれの10倍ということで、相当な金額が、これずっと、永年的に投入していかなければならないというふうに思いますので、これから先のこともしっかりと考えて、進めていっていただきたいというふうに思います。あえてこれ以上は言いません。

次に、課の再編についてということで、通告をさせていただきます。

これは、それこそ私が議員になった当時というのが、もう17年以上前になるわけですが、その当時は、多分、400名程度、もっとおったかもしれませんが、職員がいたというふうに記憶をしております。

現在が300人ぐらいだというふうに思っているんですが、100人程度少なくなっている、というふうに思います。

その中で、多少、課の統廃合というのはあったり、またふえたりということをしてますので、

私が今回、何で聞いたかということ、何年くらい前から、いろいろな市民の方が、ある窓口に行って相談に行くと、担当者がきょうは休みですので、また日を改めて来てくださいますと言われて。自分は休みをとってわざわざ行ったのに、職員一人が休んでいて、対応ができないというが、どういうことながということで、おしかりを受けながら話を聞かされました。

私も全く、その方の言うとおりで、その課の中で、一人が休めば、その業務が回らないという形がもしあるのであれば、こういう形でそのまま進めていくと、市民サービスはどんどん低下していく、市民の宿毛市の職員に対する見方というものも、どんどん悪くなっていくなのを感じました、そのときに。

やはり、一つの課で、人数まで話をするつもりはありませんが、チームとして仕事ができる、また一人の職員が、取り切って仕事をするのではなく、何人かが補完しながら仕事ができる体制をつくらなければ、行政というのは回っていかないだろうというふうに思います、その部分について、市長のお考えを、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどのお話、課の中で、ほかの人がどういう状況だったのか、想像もちょっとつかないんですが、一人の人が休んで、また出直してきてくださいということは、あってはならないことだというふうに思います。

ただ、どういった状況で、どういった内容の案件だったかもわかりませんので、それ以上の答弁はできませんが、しっかりと対応をしていかなければならない、そのように思っておりますので、そういったことがもしありましたら、市民の皆さんも、またそういった声を聞くとこ

るもありますので、ホームページ上にもありますので、書き込みをしていただくとか、また議員の皆さんもそういったお話を聞いたときは、ぜひ私のほう、企画課もしくは総務課のほうに伝えていただければ、二度とそういった市民の方に、思いをさせることのないように、取り組みができるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） そうですよ。そういうことがあれば、ぜひまた、本当にどこでもいいと思うんですよ、そこの場で職員に言ってもいいと思うんですよ。すべきだというふうに思います。

私がこのことを踏まえて、先ほど、言いたいのは、やはり今、300人に、例えばなつたと、職員が。この300人の職員で、どのような課の構成にして動いていくか。

例えば、2階の産業振興課であれば、今の産業振興課、農林水産で産業振興課になっていますが、商工業も一緒にそこに入れて、宿毛市の産業をつかさどる課にするとか、観光課は、例えば企画課と一緒に仕事をするとか、土木、一時期、建設課ということで、都市建設課と土木課が一緒になっておったときもありますが、そのような形で、チームとして動いていると。ほかの部署でも、いろんな、まとめてできるところがあるんじゃないかというふうに、私個人としては思っているんですが、そのような形で、統合することによって、中の職員同士のコミュニケーションもとやすくなるんじゃないかというふうに思うんですが、この部分について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます

す。

先ほど、寺田議員のほうからお話がありましたように、市役所の職員、20年前と比べますと100名以上少なくなっているということでございます。

その上、国や県からの業務の移管や、住民ニーズの多様化等もありまして、一人一人が受け持つ業務内容が増加し、多岐にわたっているというのが現状であるというふうに思っているところでございます。

そのような中、寺田議員の言われるように、課の統廃合を行い、コンパクトでも機動性、柔軟性を持った課をつくることは、重要であると考えております。

宿毛市においては、これまで、課の統合により、産業振興課、上下水道課、そして建設課を創設するなど、より機能的な課の再編を目指し、その都度、課の統廃合を行ってきた経緯がございます。

しかしながら、さまざまな理由によりまして、統合後わずか数年で、建設課は土木課と都市建設課に、課を分けることとなりました。

また、一方では、南海トラフ地震に備えるため、新たに危機管理課を創設するなどといった課の再編も、ときには必要であるというふうに考えているところでございます。

今後も、市民目線を念頭におきまして、課の統廃合も含めて、より機能的、効率的で、柔軟な対応ができるような職員配置を心がけるとともに、職員数の減少による、職場としての業務遂行力のほうの低下を補うためにも、職員の資質の向上、そういうのが必要となりますので、個々のスキルアップに努めてまいらなければならぬというふうに思っております。

いろいろと課題はありますが、しっかりと、議員御指摘のように、課の再編も組み合わせながら、スキルアップを図っていったら、市民の皆

さんに納得をしていただけるような、そういった形の市役所にしていきたい、そのように思っているところがございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 行政体というのは、ある面で柔軟性というか、職員の柔軟性も求められると思うんですね。一つの職場にどうか、一人が一つの職場の、取り切った仕事をしていると、その部分については、柔軟性がなくなってくるというふうにも思いますので、ぜひ柔軟に職員が動ける職場づくりというのに、力を注いでいただきたいというふうに思います。

最後に、課の統廃合と、同じような内容にもなるんですが、かれこれ十四、五年ぐらい前まではあったと思っているんですが、保健センター構想というのがありました。私たち、議員になった当初、宿毛市にも保健センターをつくらうということで、執行部のほうも積極的に動いておりましたし、場所も、社会福祉センターの南側にできるんだみたいなどころまでいったというふうにも思います。

そのときに、その後、なかなか市の財政的にも、保健センターの建設までは至らないということで、当時、質問をしたこともあるんですが、当時は保健環境課とってたと思うんですが、現在の保健介護課、そして福祉事務所、それと市民課の国保係、そこらあたりの事業関係を一にまとめれば、市民課の部分は、今、保健介護課が業務のほうはやっているというふうにも認識しているんですが、もっとシンプルに仕事ができるんじゃないかな。職員も、特に保健師等は、一つの部署でまとめて、チームとして仕事ができるんじゃないかというふうにも思うんですが、このことについて、市長のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、保健センターのような、子供から高齢者までの保健福祉のサービスを、一体的に提供できる部署があれば、窓口が一本化されまして、市民の利便性が向上するというふうに考えているところでございます。

例えば、以前、子育て支援課をぜひつくりたいというお話を、私自身もさせていただいたことがございます。それに関しましては、ただいまいろいろ調査中ですが、子供をもつ親が、それぞれの課を渡り歩かなければ、自分の子供のことが、行政サービスを受けられないというようなのは非常に不便なので、どこか1カ所でできないかなというところが、これの考え方の根本というか、元でございます。

そういった意味で、いろいろとまた考えていきたいというふうに思っているところですが、一方、現在の保健福祉に係る保健介護課、福祉事務所の担当部署を統合した場合には、相当に大きな組織となることも想定されます。円滑な課の運営、管理が実施できなければ、結果的に市民サービスの向上にはつながりませんので、どのような体制が最も市民の利便性の向上につながるのか、そういったことを念頭に置きながら、保健福祉サービスの提供体制について、検討をしていきたいというふうに思っております。

先ほど、議員からも御指摘がありましたように、柔軟性を持って、しっかりと動けるような、そういった職場づくりを目指して、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 柔軟性を持って進めていきたいというふうに、答弁をいただきました。

最後に、これは質問ではないんですが、私の子供が小さいときには、それこそ、当時は保健婦さんと言ってたと思うんですが、訪問して、育児相談等にも来ていただきました。

それが、今は、なかなかそこまで手が回らないというのも、話で聞いております。

どんどん保健師を雇えばいいかと思ったら、なかなかそういうような状態にもならないと思いますので、あるメンバーで、できるいっぱい
の市民サービスをする、そのための組織改革というのには、力を注いでいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問終わります。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時48分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡です。

ウォーキングロードの環境整備について、やります。

変わったことをやりますので、ちょっとこれは自信がありませんが。

これを上げるときに、和田課長が、これを僕に見せました。あけてみましたら、これだけコースがあるぞと言わんばかりのことを言うてきまして、初めから笑た口に氷投げられたような感じでございましたけれども。

私の言うウォーキングロードは、こういうことも大事なんですけれども、多くの市民が集まれる、そこへ行ったら、たくさん歩きよという環境を整えたほうが、にぎやかでええがやないかと、単純にそういう発想でございます。

それで、市長は、非常に健康志向のある方

でございますので、まず、本当に初歩的な御質問ですけれど、健康志向について、市長はみずからサイクリング、ロードバイクいうんですかね、御趣味と聞いておりますけれども、このウォーキングについては、健康上の効果について、どうお考えでございますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私自身、サイクリングが趣味ということで、ロードに限らず、いろんな自転車、乗らせていただいているところでございまして、実は、ウォーキングも少しですが、出張に行ったときにしたり、それから最近では、非常に歩くスピードとほとんど変わりませんが、ジョギングも少しやってみたりということで、50前にして、少しずついろんなことに対して、挑戦をさせていただいているところでございます。

ウォーキングは、ジョギングという、今、話もさせていただきましたが、ジョギングなどのハードな運動と違いまして、誰でも、すぐに、手軽に始められる、そういったものであります。

季節によって移り変わる景色を眺めたり、先ほど議員からもお話がありました、仲間とおしゃべりを楽しんだりといった、体と心に優しい運動で、筋力の低下を防ぐ、血圧を安定させる、そして自律神経の動きを整える、リラックスができるなどなど、さまざまな健康上の効果があるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） そういうことでございますね。季節のうつろいを眺めながらということが、非常によかったです。

このウォーキングの場所の提供につきまして、現在、歩く人たちは、どうしても自宅近くから

始められまして、自分の体ぐあいと相談しながら、一定の場所を歩くものと、こう思いますけれども、ウォーキングのために整備された、ウォーキングのためだけに整備された環境で、多くの市民が集えること、これについての市長のお考えというか、有意義さはどういうふうに考えておりますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

都市部には、ウォーキングのためにコースなどが整備された公園などがありまして、多くの方がウォーキングをされているところは、自分自身も見たこともありますし、話にも聞いているところがございます。

ウォーキング環境が整備されれば、その場所に多くの市民の方が集いまして、みんなで楽しみながら運動するきっかけになるとは思います。本市でも、多くの方がウォーキングをされている様子を見かけますが、議員が御指摘のように、自宅から近いなど、自分なりのコース、そして自分の都合のよい時間を見つけて、気軽にウォーキングを楽しんでいるのではないかというふうに思っているところがございます。

ウォーキングの環境の整備につきましては、一定は必要であると思いますが、まず、運動に対する意識の高揚や、運動の継続につながることで、健康のためにもなると考えまして、本市では、先に言われてしまいましたが、元気ウォークラリーマップを作成するなどいたしまして、それぞれの地域で、気軽にウォーキングができるよう、取り組みをしているところがございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、市長がお示しになりましたこの冊子ですけれども、一番最後のペ

ージに、宿毛市では、過去5年間で運動している人の割合は大きく変わっておりませんというようなことで、書いております。

なぜこれを取り上げたかといいますと、幾つか考えるところがあるんですけども、一つは、新総合事業というものが発足されまして、健康づくりということが、今、言われておりますので、それで少しでも健康増進を図れば、まだ国保税も安くなる可能性があると思っております。

この新総合事業というものは、経費に上限が出てきますけれども、この上限さえなかったら、非常にいい制度だと考えています。ただし、今、政府のほうで言われています要介護の高い人の削除については、ちょっと危惧もありますけれども、この新総合事業に対しては、特段問題はないと、こういう認識を持っております。

そこで、集まれる場所があって、きょうは気持ちがあえねとか、世間話をしたりとか、いうようなことをいたしますと、小さなコミュニティーがだんだん広がってきて、後で取り上げますけれども、地震対策、すごい地震もいつ来かわからないという状態になった昨今、地域コミュニティーをつくるということは、非常に、今後大切になってくるのではないかと、私は考えまして、市長は、このウォーキングに限らず、地域コミュニティーの造成というか、これについての所見をお伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域コミュニティー、大変意義あるもので、重要だというふうに思っているところがございます。

ウォーキングは、一人でも楽しめますが、顔見知りや知り合いがふえてくれば、続ける楽しみもふえてきます。子供から高齢者まで、多くの方が気軽にできる、そういったウォーキングをツールに、コミュニティーづくりが促進され

ることは、大変意義のあるものだというふうに思っております。

以前、大阪に出張に行った際に、実は、そこまでちょっと遠かったものですから、朝早起きをして、電車に乗って近くまで行って、そこから歩いたわけですが、大阪城に行くと、周りを軽くジョギングをして、上にあがって見ると、上で、本当に何百人という、中心は高齢者の方々です。たくさんグループがあって、いろんな集まりをしているので、何をするのかなど思っていますと、時間が来ると、それぞれがラジオ体操を始めまして、一部、太極拳の方もおられたんですけども、それぞれのグループでラジオ体操をしていた。

始まるまでは、本当に楽しそうにいろんな話をして、終わった後も、いつまでも帰らずに、そこでお話をしている、そういった姿を見て、非常にいいなと思ったこともございます。

そういった意味もありまして、大変、コミュニティー、大切なものだというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 大阪に出張されて、大阪城まで登って、市長が上から見て、そういうことを感じたということは、非常に目線がいいといえますか、感服いたしました。

さて、ここから、がっくりくるんですけども、そこで提案なんですけど、与市明川の氾濫ですよね。これが、過去何十年間もひどい被害を被ってまいりました。

ちょうどことしの16号ですかね、あのときにもすごい、車屋さんが大変、毎年つかって、つらい思いを何十年もしてきているわけです。

県ともあろうものが、この冠水を何十年も放置するということが、本当に住民福祉に反すると、私は思いますし、そこに暮らしている人は、

まぎれもない宿毛の市民の方なのでございまして、宿毛市のほうも、これは責任が重いと。

しかし、これ本当に、万が一の被害に遭って、訴訟にでも起こされたら、どうするだろうというような話ですけれども。

幸いなことに、徐々に徐々に、県との協議も進んできているみたいで、この錦川から与市明川の合流点で、ポンプの設置の予算がついたということでございまして、しかし、これは県土木に確認いたしましたら、全水量というのは、いつのときの全水量のことをいっているのか、ちょっとそこまで聞きませんでしたけれども。

水があふれたときの5分の1程度ぐらいの排水能力ではないかというようなお話でございました。

ということは、冠水が完全に除去されるという保証はないわけです。

そこで、与市明川の堤防のかさ上げ工事を、改めて県と早急に協議を起こしていただいて、前倒しをしてでも着手していただきたいんですけども、展望はいかがですか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

与市明川の改修につきましては、昭和45年より事業が開始されております。

平成16年度より休止となりまして、平成22年度より事業が再開されているところでございます。

事業の推進に当たり、河川管理者の高知県とも協議を重ね、宿毛市との役割分担の協議が整ったということで、ただいま議員からおっしゃるような形で、現在、進んでいるところでございます。

現在、用地測量等に着手しようとしているというふうに、県のほうからお聞きをいたしているところでございます。

本市といたしましても、県とともに、早急に

整備を行う予定ですが、本年度の県の補助金の割当が、見込みより少なかったため、進捗がおくれている状況というふうな、そういったお話も聞いているところでもございます。

私も、与市明川河川改修は、早急に進める必要があると考えておりました、議員の当時から、この問題について、その時々市長に対して、一般質問で、逆の立場で問題提起をしたこともございますし、また、県に対して、要望活動もずっと続けてきているところでございます。

国、県へのそういった要望活動を積極的に、これからも取り組んでいきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 4番山岡 力君。

○4番(山岡 力君) 少しずつでも、事業が進捗しているというお答えでございましたので、なお、なるべく早くお願いしたいと思っております。

あそこは、つかってしまうと、市長のところの西町から向こうあたりの人が、もう完全に、傷病者の方もお年寄りもいらっしゃいますけれども、通れないというような状態で、皆さんが球場の前を通過しているんですけれども。

あそこに同級生がおりまして、土建屋さんがおります。その人が言うのには、「山岡君、あそこはあれだよ。ラッシュアワーになって、俺はあそこから車、出れんがよ」と言うぐらい通るらしいですわ。あれも何とか、そういう人を救助するということについても、非常に問題がありますので、ひとつ市長、よろしく願いいたします。

なぜこの与市明川のことを取り上げたかと言いますと、実は、与市明川の河川敷ということで、表面管理をやらせていただいて、緑化をして、そこでウォーキングのロードとしての整備をすればいいんじゃないかなというふうに思ったわけです。

それで、これはある同僚議員からのアドバイスですけれども、どこかに橋をつくったら、西片島との部分で、さすれば、回遊性が出てきて、非常にロードとしてはいいんじゃないかという御意見がありましたので、そういう質問をさせていただきますけれども、また、大深浦方面へ仮に地震が来て、逃げる場合でも、その橋を通れば、非常に迅速に逃げれるかもしれない。

それと、通学路としても、非常に利便性が高くなるんじゃないかというようなことで、非常によいことづくめで、空想では、花がいっぱい咲いたんですけれども、これについての市長の御意見はどうでしょうか。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをいたします。

与市明川に、今、歩道橋をかけまして、平時はウォーキングに、災害時、特に津波等からの避難だと思われませんが、災害時には、避難道として活用できないかの御提案ですが、与市明川の堤防の活用につきましては、管理者である県と協議をいたしまして、ウォーキングコースの設置について、これから検討をしてみたい、そのように思っているところでございます。

しかしながら、御提案の歩道橋につきましては、自動車を通るような、そういった橋までの費用はかからなくても、多額の費用が必要となりますので、歩道橋の新設は、現状では困難ではないかなというふうに考えているところでございます。

以前、地域の方々から、津波避難という形で、橋をかけていただけないかというお話が、以前あったということも認識をしております。

当時も、なかなか難しいということの御返答だったというふうに記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 橋をかけるということは、担当課長からも、なかなか難しいというようなお話を伺っております、河川工事が特に、いろいろと制限があるみたいで、物すごいバラがしぼんでしもたんですけれども、勝手に、余り絵を描かれませんか。

でも、ちょっと聞きたいことがありまして、桜の木とかを植えると、やっぱり根が生えて、ひょっとこの穴があいて、そこから水が漏れたりするというようなことで、それはちょっと納得できたんですけれども。課長いわく、ベンチもいかん。それから、外灯もだめなんだというように、だめだめづくしになりまして。

一つ聞きたいんですけれども、ベンチはどうしてだめなんですかね。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

ベンチがだめな理由につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

○副議長（山戸 寛君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、山岡議員の一般質問にお答えします。

ベンチがだめというわけではありませんが、先ほど議員おっしゃられたように、堤防には定規断面というものがありますので、それについては、そのほかの場所に土地をつくるということに関しては、土木事務所と協議する必要がありますので絶対だめということではないというふうに御理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 課長、済みません。突然振りまして。

全然だめと言うわけではない。話し合い、協議の上で、検討はできるものもあるということやと思いますので、よくわかりました。

本当は、イルミネーションもつけていただいて、外灯もつけていただいて、ベンチもつけていただいて、健康促進に多くの市民が集まればいいなと思いましたがけれども、しかし、いろいろと河川のほうでハードルもあるみたいで、また考え方は、地域コミュニティーの造成という点では、こんなに方向が間違っているとは思っていませんので。

この質問はこれで終わります。

それと、これは本当に、もうちょっと先の3月にやったらよかったかもしれないけれども、マイナンバーですよ、この事業所などへのマイナンバーの送付が、住民税のお知らせを事業所に、5月ぐらいですかね、始まるわけなんですけれども、これについて、昨年からのマイナンバーの制度が始まりまして、自治体は余分な経費も、かさもふえました。

そもそも、このマイナンバーカード自体は、これをつくってくれという国民の声は聞いたことがありませんけれども、もうちょっと深慮がほしいなど、こう思うわけなんですけれども。

このマイナンバーというのは、いろいろといわくがあって、これの導入を検討した審議会のメンバーございまして、富士通さんとか日立とか、IT関係の役員さんで構成されておりました。

これら名だたる大企業が、こぞって入札率が90%を超える価格で落札をして、このマイナンバーが開始されている、これが現実です。

事業費は、ざっと9,000億円か。落札率、落札価格が大体8,890億円なんですけれども。

次に紹介するシステム機構というものがございまして、これに注ぎ込まれた金額を足しましたら、もう既に1兆円という、このマイナンバー事業にお金がかかっております。

この地方公共団体情報システム機構と、これ

は全国20の政令指定都市だけで、この2014年、15年度の2年間で支払った業務委任などの負担金というものは、少なくとも、これは判明しましたけれども、124億円にのぼるといことが判明しています。

さて、この機構でマイナンバーのシステムエラーが、いわゆる続出をしております、番号カードの発行が大幅におくれている、こういうことです。

この団体は、天下り法人という色合いが濃い団体でございます、経理実態も不透明ではないかという批判が、ぼつぼつあがり出したというような組織でございます。

さて、カードの手続は開始した。しかし、送付作業に手間取り、不明者の続出とか、誤配送が頻発いたしまして、手元にいまだ届いていない方がたくさんあると聞きます。

その上、今度はマイナンバーを登録した人にも、ソフト会社の、さっき言った不備やトラブル続出の事業であります。しかし、あくまでも推進するという国の姿勢でありますけれども、一番心配しますのは、やはり個人情報の流出、ほんまに大丈夫なのかというところで、これはみんな、国民の多くがそう思っていると思えますけれども、しかし、開始をされました。

そこで、今度の、各自治体が、住民税などの通知を事業所に送ることに対して、ちょっと心配なことがございますので、質問いたします。

それは、まず、今度から、その通知書に12桁の枠ですよね。マイナンバーを書く枠が新設されてくるわけですけれども、三つのリスクが、やっぱりあるんです。

まず、一番は、従業員のリスクです。これは何かといいますと、本人の意思と関係なく、番号が勤務先に伝わるということが、一つ考えられるわけです。

それから、役所にもやっぱりリスクがござい

まして、番号が加わることで、通知書の管理や取扱業務が増大すると、どうしてもふえてしまう。

それから、経費増のおそれもございます。これが普通郵便で出すわけにはいかんと思うんですよね。

通知書で知った従業員の番号をほかの手続、例えば健康保険などに使うと、違法にはならないのかとか、こういう法違反の危険性も出てくる。トラブル発生の危険はないと言えるのか、役所の責任もありやせんかと、第三者に漏れた場合ですよね。

それから、事業所にもリスクがあつて、番号が加わることで、通知書の管理取扱業務がふえて、事業所も大変になると、こういうことが考えられるわけです。

その他、事業主に番号の提供を拒否したにもかかわらず、自治体が事業主にマイナンバーを伝えるということが、個人番号の利用範囲を超えているのではないかと、そもそも事業主に知らせること自体に、何の意味があるだとか、もろもろ問題、疑問点があると思うんですけれども、市として、発送業務の場合に、どのように留意していくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

事業所などへのマイナンバー送付時の留意点についてであります、税務課におきましても、平成29年度分以降の特別徴収税額通知書におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法とさせていただきますが、第19条第1号の規定に基づき、個人番号利用事務実施者である市町村から、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対しまして、個人番号が提供されることとなります。

同時に、番号法第12条の規定によりまして、個人番号の漏えい滅失、または毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じることが求められているところでございます。

議員が危惧されておりますもろもろのリスクにつきましても、これら番号法の規定及び総務省通知に基づき、個人番号の利用に関しましては、厳格な取り扱いを徹底してまいります。

なお、事業所におきましても、先ほど申しました番号法第12条の規定により、当該通知書により、提供を受けた従業員の個人番号は、地方税に関する事務以外の事務等に流用することはできないこととなっておりますし、番号法に違反した場合の罰則規定もございます。

次に、市役所のリスクでございますが、当該通知書発行時には、簡易書留で発送することを検討しておりますとともに、送付先の宛名に、給与事務担当者と明記するなど、誤配達の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、これらのことにつきましては、今後も通知書の管理や取り扱い業務など、特別徴収義務者の理解と協力を得ることが必要であることから、平成29年度分以降の特別徴収額額通知書の発送時において、個人番号の取り扱いについて記載された文書を同封するなど、周知徹底していくとともに、総務省通知や、国のガイドライン及び市の基本方針をもとに、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

大変難しい問題ではございますが、しっかりと取り組みをさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、市長がお答えになりましたけれども、マイナンバーというものの

取り扱いは、やはり自治体でも、慎重を期して行わなければならないやっかいなもので、先ほど、簡易書留というお話もありましたけれども、要らざる経費も、実際にはふえてくるわけです。切手代もかさみますよね。

国の施策でありますので、一地方自治体の執行部に批判を言うという気持ちはありませんけれども、先ほど出ました長ったらしい法律を略しまして、いわゆる番号法という法令用語が市長の口から出ました。

これに若干触れて、次に移りますけれども、このマイナンバーなる法律用語自体が、そもそも存在をしておりません。この番号法なる法律の目的というものは、国民全員に番号を付番し、それをキーとして、行政機関の特定個人情報を共有し合って、利用するのが目的であって、いわば行政のためのナンバーということがいえるかと思えます。

行政機関は、個人番号を利用するために、規則の変更を行います。税法につきましては、通則法も変える、所得税法も変更し、税や社会保障にかかわる申告書、届出書、申請書などの書式も変更し、個人番号の記載欄を設けて、記載を義務化をすると。

この義務というのは、今、言った義務は、行政機関が個人番号を利用するための義務であります。

ちなみに、番号法には、個人番号をつけられることの受忍義務もなければ、提供義務の規定もございません。事業者も、個人番号の利用に関して、実施する施策に協力するよう努めるとありまして、義務でもありませんし、したがって、罰則もございません。

しかし、ここがおかしいがです。事業所が番号を取り扱った場合に、この安全管理義務が生じまして、違反には厳しい罰則が科せられるという、まことに陳腐な、きつかいな法律になっ

ていることを、ちょっとつけ加えさせていただきまして、次の質問に移ります。

真新しい言葉なんですけれども、災害福祉という概念に基づく、防災についての御質問なんですけれども、もう5年と9カ月ぐらいたちましたでしょうかね、東日本大震災の当日、余分なことかもしれませんけれども、私、散髪屋におりました。髪を切ってもらって、非常に眠気をもよおしておりましたところ、テレビでこの押し寄せる津波を見ました。

最初、ぴんときませんでした。しかし、すぐにハッといたしまして、これは信じられん、大変なことになったというふうに思いました。

人間いうものは、あんまり、とてつもない現象に遭遇しましたら、一種の防衛本能が出て、一瞬、信じまいとするんでしょうかね。

あの地震では、人間が何メートルか飛んだという話もございますし、窓からは、たんすや冷蔵庫が飛んだという人があります。ちょっと、想像できません。

阪神・淡路大震災のときは、かの暴力団の団員が、食料や物資を懸命に被災者に届けて助けたというお話も聞いております。余りの大規模な災害が起きますと、人間の本性があらわになるということを知ったことがあります。

人の善悪の見方やありようも、実は、我々の認識をはるかに超えているのかもしれない。それは、そのときになってみなければわかりません。

さて、それはさておきまして、その後、熊本地震、鳥取中部地震起こりました。ほかにも余震が幾つも続いております。つい一昨日も、また福島で揺れました。この地震大国日本のあなどれない、険しい姿が露呈したと、こう思います。

いつ中央構造線がゆがむか、南海トラフがうなりをあげるか、そういうところへ来たと、私

も思いますけれども、市長の御認識もそれよろしいでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

南海トラフ地震などの発生に対しての所見とこの質問だというふうに受けとめました。

議員御指摘のとおり、阪神・淡路大震災以降、日本は地震活動期に入っているという指摘をされている中で、東日本大震災や、ことし発生した熊本地震や、そして鳥取県中部地震など、大きな地震が頻発していると、そういうふうに、実際、頻発しておりますし、そういうふうに感じているところでございます。

そのような中で、ことし4月に発生しました三重県沖地震は、南海トラフ付近で発生したマグニチュード6.5の地震でありまして、南海トラフ地震の余震ではないかと、非常に心配をいたしましたところでございます。

中には、地震予知情報を公開している方もおられますが、御承知のとおり、地震予知はできないというのが、気象庁の見解でございます。

私自身、いつ南海トラフ地震が発生するのかわかりませんが、いつ発生しても、そのときの最善の対応がとれるよう、平素からの準備をしていくことが大切であろうかというふうに考えているところでございまして、まさしく議員おっしゃるとおり、いつ地震が起きてもおかしくない、そういった時期に入ってきているのだろうというふうに思っているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

市長も、御認識、一緒でございます。

次の質問は、災害に関する法律のことですけれども、1947年と1961年に制定されました災害に関する法律は、どのようなものがありますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

1947年と、それから1961年に制定された災害関連の法律は、どのようなものがあるかという御質問でございます。

まず、1947年、これは昭和22年になるわけですが、こちらにおいては、災害直後の応急的な生活の救済などを定めた、災害救助法が制定されており、次に1961年、こちら昭和36年になりますが、昭和34年に発生いたしました伊勢湾台風を契機に国土及び国民の生命、身体及び財産を、災害から保護するため、防災に関して、必要な事項を定めた災害対策基本法がございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今の御答弁によりまして、これら二つの災害への対応に関する法律は、非常に古いと。非常に古いときに制定されまして、近年のあらゆる災害の頻発を機会にして、多少、手は加えられてきてはおりますけれども、まだまだ不備は多くて、災害に苦しむ国民に寄り添うものとは、到底なっておりません。

災害対策基本法とおっしゃいますのは、昭和36年の法律ですけれども、これはどっちかと言いましたら、行政にとって重要な法律でございまして、被災者にとって重要な法令が、この昭和22年の災害救助法といえるかとも思います。

この災害救助法は、なかなか守備範囲が広い法律でございまして、避難所の設置やその運営、食事、日用品、寝具、それから家屋の応急措置や仮設住宅の提供など、被災者の生活全体をバックアップする法律であります。

後で市長もお答えになるとは思いますが、例えば、凍える体育館で長時間にわたって

雑魚寝が余儀なくされ、冷えたおにぎりや菓子パンの配給、こんな状況は、先進国としてはどうかと思いますけれども、とにかくこの1947年制定の法律の不備がネックになっているのではないかと、こう私は思います。

まずは、自治体の被災者救助に対して、国費が補助されるという、こういう制度になっておりますために、自治体の負担がかさみまして、熱心にやろうにもやれないというような側面にもつながっております。

さて、こうした至らない法律のもとで、法令上の制限では、市が発行する罹災証明が、半壊という評定になりますと、仮設住宅に入居できないと聞いております。

被災後、入居対象にならず、やむ得ず被災した自宅に、また舞い戻って、避難生活を余儀なくされている人たちが、いまだに福島では数千人規模で存在しているということでございます。これは大きな問題になっておりますけれども、これら在宅被災者を救うべき方法はないものでしょうかね。

市長の御所見をお伺いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

発災後の住宅の被災者、住宅を被災された方々に対する応急仮設住宅の捉え方について、少しお話をさせていただきたいと思っております。

災害救助法が適用となった場合、応急仮設住宅の入居対象の一般基準では、家屋が全壊、全焼または流失といったものであって、みずからの資力では住宅を確保できない、そういった方が、入居対象となります。

また、半壊であっても、住み続けることが困難な状態や、避難指示の長期化が見込まれるなど、全壊相当の場合は、入居希望者との個別協議によりまして、入居対象とすることもできる

となっております。

東日本大震災の被災地では、半壊や、1階部分が浸水した方など、劣悪な住環境で、長期間生活された方々の報道を受けており、市としても、住宅被災者への支援は必要であると認識していますが、全壊相当の建物に住んでいる被災者を、どのような基準で審査し、また入居対象としていくのか、具体的に定めておりませんので、今後検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

現在は、そういったことが、具体的に定められていない、そういったのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長のおっしゃるとおりで、現実はそうなっております。

仮設住宅の入居条件というものがございまして、全壊または大規模半壊ということが一つの条件になっています。

しかし、大規模半壊または半壊であっても、これらの住宅を取り壊した場合や、諸事情で取り壊しが確実な場合には、入居可能ということもできます。

しかし、被災者生活再建支援法での住宅への支援というものは、あくまでも全壊か大規模半壊が対象でございまして、半壊の解体には、もうスズメの涙ほどの補助が出るだけでございませぬ。義援金も半壊には出ません。

この生活再建支援法での法律の不備について、国民の8割が改善を求めているという記事が、2016年、ことしの9月11日付の毎日新聞にも載りました。公的支援が乏しい一部損壊世帯への対応は、過去の自然災害同様に、大きな問題になりました。

そこで、いろいろ、熊本県は義援金の配分対象とすること、半壊の人にも決めました。自治体独自の取り組みをせんと、国を待ちよつたら、

話にならんというようなことで、鳥取県、兵庫県では、基金や共済制度での独自策を検討と書いてございました。毎日新聞ですね。

鳥取県のある担当者は、修理を諦めて、もう親類宅などへ移る被災者がふえると。地域コミュニティは、もう完全に失われて、地域の再生は、もう二度とできないというような、悲痛な声も紹介されております。

各家屋の壊れ方云々、支援金の金額について、一々申しませんが、後で触れますけれども、そうした大災害においては、広域での支援と、協力体制の構築は欠かせないものと、今後はなっていくと考えております。

そこで、法令上の制限では、市が発行する罹災証明が、半壊という評定になりましたら、応急仮設住宅に入居できないということでございます。

そこで、次の罹災証明時の混乱についてという質問になります。

発災後、罹災証明の審査業務に入りますけれども、必ず起こるであろうところの審査への不満、市民の苦悩、これについて、どのように対処しますか、市長の忌憚のない思いをお聞きします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御答弁させていただきます。

市長の忌憚のない話ということでございますが、本当に難しい問題でして、答弁する私も、本当に苦悩して答弁をさせていただいているということで、御理解願いたいと思います。

大規模災害が発生した際において、被災者支援の各種手続上で、必要とされる、先ほど来、あがっている罹災証明書。そういった罹災証明書となりますので、その発行手続におきましては、人的、物的被害の、被害に遭われた市民の方々の心情に寄り添う、そういった形の中、速

やかに、かつ適切に対応していくことが最も重要だと、そのように考えているところでございます。

こういった証明書発行への対応が遅くなればなるほど、市民の方々へ係るストレス、そのストレスも大きくなってまいりますので、災害発生時に、いかにスムーズに体制整備を図っているのか、平素から準備していくことが肝要であるというふうに考えているところでもございます。

当市における証明発行時への取り扱いといたしましては、先日の一般質問でもお答えいたしました。現在、災害発生時における家屋被害状況を認定できる高知県住家被害認定士を、職員の中から毎年、養成しているところでございます。

なお、災害の規模によっては、近隣、近県市町村への応援要請も必要となってくると考えております。

いずれにしましても、被災者の方々の早期の生活再建に資するためにも、遅滞なく証明発行を行っていく必要があると考えております。

また、被災市民との間で起こり得るであろうあつれきというお話がございましたが、この発行時期の問題に加えまして、被災者の方々の想定と、被害認定との相違が考えられます。

全壊、半壊等の被害認定に納得がいかないというケースは発生すると、私も思っております。

さきの熊本地震におきましても、認定結果に対しまして、多くの不服申立がなされていることも承知しております。ただ、その際にも、最初に申しましたが、被災者の方々に寄り添う中で、事務的な対応とならないよう、十分な説明を行いながら、必要に応じて、再調査を実施するなどしまして、結果に納得していただけるような対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

非常にグレーゾーンといいますか、全壊になるのか半壊になるのか、そのちょうど中間的なところにおられるの方々にとっては、非常に難しい問題になってくるのではないかというふうに思っておりますが、そのときも、しっかりとした形で、示してあげられるような、そういった形を整えていくのが自分たちの仕事だと思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長からは、何度も何度も、市民の気持ちに寄り添う。誠心誠意頑張るといようなお気持ちかとお察しします。

根本的に、それしかないかもしれません。しかし、いざ大災害が起きますと、道義ではわかっておりましても、現実の対処は想像以上に過酷であろうということは、もう容易に頭に浮かぶわけです。

何せ大島のはいたか神社の石段の上から3段目、これは宝永地震のことを指して言っていますけれども、あれが起こるといような、あつこまで来るといことを見たら、もうこれは見る影もないところになるがじゃないやろかね。大変なことになると思いますけどね。

さて、そこで、想定される地震がそこに迫っているということで、災害福祉というものが、最近、光を浴びるようになりました。市長は、これをどのように御認識をしておられますか。また、御認識の上、どう生かそうというお考えでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

災害福祉とは、まだ学術的な定義は確立されていないと聞いているところでございますが、災害時に起こるさまざまな問題に、必要とされる支援が、被災者に届くこと、そのためには、

災害対策と福祉の対策が組織的に連携され、包括的な支援体制を構築することが、災害福祉であると認識をしているところでございます。

次に、災害福祉をどう生かすかの質問でありますが、山岡議員御指摘のとおり、被災によるショックや、避難所生活などの環境変化によるストレス、また将来への不安等、心理的な反応が生じてくることから、専門的な心のケア対策は重要な支援となります。

具体的な支援としましては、発災直後より被災状況の情報収集を行いまして、避難所及び在宅者への保健活動を開始し、特に在宅者へのケアは、安否確認を初め、心と体の健康管理や、医療に関する情報を提供し、また、生活環境の調整や、生活必需品等の情報提供や、必要に応じて、医療福祉等、各関係機関へつなぐなど、こういった支援を行っていくこととされているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、市長が、被災によるショック、またなれない避難所生活でのストレス、将来不安への不安定な心理状態が講じるなど、辛い方たちへのケアの必要性ということに言及いたしましたけれども、まさにそのとおりでございます。

発災後、生き延びた人たちの中で、この大規模半壊、あるいは全壊に遭った人は、応急仮設住宅への入居となります。1カ所に市民が集まるわけですから、被災ボランティアの皆さんは、そこに行って、おいしいものを食べてください、飲んでください、これは割合たやすくできる。

ところが、救助の手の行き届かない、半壊で、あるいは一部損壊で、小さい子供を抱えて自宅に帰って暮らしよる人については、これは救助からも復興からも、一時離れざるを得ないと。

こうした人たちへの支援をどうするかという

ことが、災害福祉というふうに、私は考えているんですけども。

さて、これまで発災後の対応について、重点的に質問をさせていただきましたけれども、やはり災害直後の心構えですよね、これについても触れておきます。

全国のさまざまな災害の教訓を踏まえて、市民が日ごろから、防災への備えを行うために、市としては、どのような啓発、周知をしているのか、また行おうとしておりますのか、市長の御所見をお聞きします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害への備えといたしまして、まずは、みずからの身を守る自助、これが最も重要な要素であり、日ごろからの備えがないと、いざというときには、行動ができないというふうに言われているところでございます。

市としましても、地域の避難訓練や防災講話等を行う際に、自助の重要性を訴えるとともに、地域での助け合いである共助の重要性に触れまして、さらに住宅耐震化を進めることや、早期避難率を高めることで、地震災害による被害を最小限に抑えることができることなども、説明をしているところでございます。

特に、早期避難率につきましては、県も重要視しておりますので、地震発生時に大きな揺れ、もしくは小さな揺れであっても長時間の揺れを感じた場合、市からの情報を待つのではなくて、先ほども言いました自助という言葉もございしますが、みずから迷わず、迅速に避難することを心がけるよう、周知しているところでございます。

みずから自分の身を守る、そういったことでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 気になることがもう一つありましたけれども、これは昨日出ました、傷病者の方もいらっしゃるのです、こういう方たちのことも、忘れてはなりませんけれども、しかし、いろいろと行政に、あれもこれもと、こういうふうには要求ばかり、防災のことに關しては、今も市長も言われましたけれども、津波でんでんこ、まず揺れたら逃げるしかない。自分の命は自分で守ることが、もう一番やと思います。

それと、益城町に視察に行かせていただいたときに思ったのは、向こうのあれは、議長さんやったかね、市の職員も、自分の家が被災して、めっちゃくちゃになっちゃうがによ。何か月も何か月も役所へ詰めて、助けてくれたというお話も聞いております。

そういうことを聞きますと、否が応でも胸を打つ話になるんですけども、あの発災時というのは、もう人の心が、上下関係も恐らくない。……………（発言一部取り消し）……………
……………一本になるということが一番やと思います。

それで、最後の質問になりますけれども、災害の2次被害というものは、深刻をきわめるといことが想定されますけれども、今後、この保健師とか、福祉関係の人員、いわゆるマンパワーの確保は重要と考えますけれども、雇用するには経費の問題もあるでしょう。この点、市長の御所見はどうですか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

災害時における健康2次被害は、避難所生活など、環境の激変から体調を崩す、持病を悪化させる、また精神的に追い込まれるなど、深刻な事態が考えられますし、また、そういった報道等も目にしています。

また、被災された現地に行って、そういったお話も、実際聞いているところでございます。

こういった事態に対応するため、本市では、保健活動マニュアルを作成いたし、被災後の住民の健康及び生活環境を守るための活動を実施することとしております。

活動の主となる保健師等は、発災直後、医療救護活動に従事をし、その後、保健活動へ移行します。必要なマンパワーにつきましては、被災状況等により、保健福祉活動へ支援可能な保健師や、関係職員等の体制を整備する中、保健師等の派遣要請の必要性を検討いたしまして、災害対策本部から、県へ支援チームの派遣を依頼し、必要数の確保に努めることとしております。

絶対数が足りなくなるということは想定されております。そういった中で、こういった形で、お願いをするのは当然なんですけど、宿毛市として確保していくのか、さらに研究を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

災害対策本部から、県のほうへ支援チームの派遣を依頼するとか、というようなことがおっしゃってございましたけれども、2013年、厚労省から都道府県内の福祉支援ネットワーク構築の通知というものが出ております。県は、これを受けまして、昨年度から検討を始め、今年度、体制の検討を構築といたしまして、113万円が予算化をされました。

災害時の福祉支援と申すものは、1番としましては、まずは福祉ニーズの把握、次いで、避難者に対するスクリーニング、そして、直接支援をするサービス提供と、こういう手順になる

かと思えます。

2014年の災害対策基本法の改正を契機に、各都道府県は、実情に応じた方法で、災害派遣チームなど、マンパワーの確保を進め始めました。

2016年3月には、各都道府県の情報交換会で、大規模災害時での都道府県間の相互支援を踏まえた、全国統ルール策定、コーディネート機能の必要性なども議論になったと聞いております。

こうした取り組みを見据えた、広域での支援が、より重要になってくるのではないかと。今後も、災害防災について、中平市長の強いリーダーシップを期待をいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山戸 寛君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時50分 延会

平成28年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成28年12月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第1 議案第1号から議案第18号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第1 議案第1号から議案第18号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 り か 君
議事係 長	奈良 和 美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	楠目 健 一 君

市民課長	立田 ゆか 君
税務課長	児島 厚臣 君
会計管理者兼 会計課長	山下 哲郎 君
保健介護課長	中山 佳久 君
環境課長	岩本 敬二 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長	上村 秀生 君
商工観光課長	山戸 達朗 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	中町 真二 君
福祉事務所長	佐藤 恵介 君
水道課長	金増 信幸 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	桑原 一 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田 克哉 君
学校給食 センター所長	杉本 裕二郎 君
千寿園長	山岡 敏樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員 会事務局長	河原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時04分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

山岡 力君より、発言取り消しの申し出がありましたので、この際、これを許します。

○4番（山岡 力君） おはようございます。

昨日の私の一般質問の中で、表現が不適当なところがありましたので、「上下関係も恐らくない」の次から、「一本になるということが一番やと思います」の前までの発言につきまして、取り消しをお願いいたします。

よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、山岡 力君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） おはようございます。

1番、川田栄子、一般質問をさせていただきます。

台風16号の検証についてでございます。

私は、一般質問を行うに当たり、私の立ち位置は、常に市民の側であります。市民の目線で行ってまいります。執行部の方、また職員の皆様、どうぞ正しい思いで、市民の幸せを願う思いを込めて、私の気持ちを、耳を傾けてください。

課題の生まれる現場からは、耳ざわりのよいことばかりではありませんが、その問題を具体的に解決していくことが重要であります。それ

が政治であります。

それでは、質問のほうへ入らせていただきます。

9月20日の台風16号は、多くの被害を残しました。国道56号線沿いの住民、山田、平田で43戸の床上浸水と、多大な被害を受けました。

なぜこの被害が起きたのか、防げなかったのか、検証は次につなげるためにも、重要であると考えます。

アメリカでは、ハリケーン等で多くの災害があるたびに、災害に対する事後検証制度があって、この成果が法改正や、新たな改善につながっております。山田地区で34戸と多数の床上浸水がなぜ起きたか、なぜ救えなかったのか、行政としての検証結果をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

それでは、川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、国道56号沿線水害の原因は、何と考えるかということでございます。

中筋川は、河床勾配が緩やかでありまして、四万十川本川水位の影響を受けるため、洪水の発生が顕著な河川になっております。

今回の台風16号では、山奈雨量観測所での総雨量が466ミリメートル、日雨量では、昭和25年の観測開始以降、最大の352ミリメートルを記録しておりまして、一時的に大量の雨が降ったことが原因であるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 台風シーズンには、昔から国道沿い住民は、辛い体験を重ねてまいりました。その問題の解決を必要としている人が、ここにたくさんいらっしゃいます。そういうことで、国、県、市、消防署も、それぞれの対策

で、役割を担っているところでございます。

それぞれがうまくいっていれば、大きな問題は起きるはずはありません。今まで、水害が起きたことがないところまで広がっております。天気の良い回復、気にかかった住民の言葉、幾つかの疑問が、私の行動を起こさせました。

12年前の平成16年には、大きな台風があり、データを集めてみました。雨量は、山奈雨量観測所でございます。

16年10月には、408ミリ、床上浸水が29戸、床下浸水52戸、浸水面積は433ヘクタール。17年9月には、599ミリの雨量、床上浸水が19戸、床下浸水が48戸、浸水面積490ヘクタール。26年8月には、399ミリ、床上浸水が90戸でありますけれども、山田はありません。平田は2戸です。多くは共同がつかっております。床下浸水は28戸、浸水面積は405ヘクタール。28年9月、市長がさっきおっしゃいました、466ミリ、床上浸水が45戸、多少、統計によって差がありますけれども、宿毛市では43戸と出ております。床下浸水が49戸、浸水面積が694ヘクタールであります。

12年前の平成16年台風のその後の台風は、対応が最も早かったと、住民の話がありました。中西体制のときでありました。

時は移ろい、人生も変わり行くものであっても、行政の使命は変わるものではありません。色あせることなく、住民の暮らしの安心安全に傾注していくことであります。

さて、聞き取りの中で、検証を進めてまいりました。

9月19日夜、雨は降りましたが、夜明け前からは小康状態で、9時ごろには薄日が差し、天気は大きく回復いたしました。

国道沿いの住宅の浸水は、夜になっても水は引きません。21日の朝4時過ぎに通行可能と

なりました。20日の朝4時30分に、住民が山田川へ行って水位を確認しております。6時過ぎに行くと、水位は随分高くなっていたということでございます。そのとき、市の職員2人が、山田川へ確認に来ております。

国道は通行可でありましたが、一風前の水田は一面海の状態、農免道路の低い部分は冠水していました。

山田川は、6時30分ごろ、水位は高くなっていましたが、余裕はまだあったと聞いております。6時30分には、手代岡の樋門は閉じたとのこと、ポンプ場へ伝えております。

山田川が増水し、決壊のおそれと判断したのでしょうか。山田川は、8時ごろ、300メートルにわたり越流いたしました。8時15分に、国交省の指示で、有岡のポンプがとめられました。そのとき、国交省は、市の土木課のほうへ電話を入れています。市は、国交省の要請に対し、どのような対応をされたのか、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますが、お答え前に、平成16年からの、いろいろと総雨量等だとは思いますが、数字を並べていただきました。少し確認の必要があるのかなというふうに思いますが。

こちらのほうが、少し、日雨量なのか総雨量なのか。また、どれだけの時間の間に、どういうふうな形で降られたのか、そういったのが非常に関係してくる、そういったデータでございますので、そのあたりに関しましては、また後で検証させていただきたい、そのように思うところでございます。

ちなみに、今回の台風16号は、午前4時から5時間で、約270メートルという、大変短期間で、大変大きな雨が降っているという状況でございます。

私のほうも、ちょっと訂正をさせていただきます。

4時からの5時間で、約270ミリメートルということでございます。

それでは、答弁をさせていただきたいと思えます。

9月20日の午前8時ごろ、国土交通省中村地方整備局の中村河川国道事務所から、宿毛市のほうへ電話がございました。

内容は、中筋川の水位が、計画高水位を越えそうな状況でありまして、堤防決壊の危険性が高まったために、この堤防決壊というのは、中筋川の堤防でございます。高まったために、四万十市の国の管理をする排水機場は、運転を停止しているということでございました。

そして、宿毛市管理の山田排水機場の運転を停止して、中筋川の水位上昇を抑えるために、協力をしていただけないかといった協議の内容だというふうに聞いております。

そして、本市のほうからは、内水被害が出ている状況でございましたので、内水被害を防止するため、協力するのは困難であるというふうに返答したところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私たちの説明の中でも、市長はポンプを回し続けたとの説明を伺っておりますので、内容に狂いはございません。

3番目の、雁ヶ池の樋門について、お伺いたします。

雁ヶ池川沿いの住民は、7時ごろは余り変化があると思わなかった。余裕もかなりあったことを確認しています。朝食後、7時45分、一風前の水田の確認に行った後は、荷あげを始めています。冷蔵庫をビール台の上に、ようやく上げた8時過ぎ、隣人が道路へ水が来始めたことと知らせてくれました。

雁ヶ池川から水路へ入り、道路へあふれ出し、そのうち雁ヶ池川全体の水位も高くなり、越流し、どんどん住宅へ入った模様であります。

両方から攻められ、水位が一気に高くなり、2階へ避難した後、1階は川のようになり、冷蔵庫は横倒しとなり、大きな音を立てて流れていったということでございます。

水が引いた後、水位を確かめると、庭のところで130センチありました。別の川沿いの住民も、7時過ぎは余り変化は見られないと、同じ確認をしていますが、8時前後に、津波のように勢いよくさかのぼってくる水を見た、怖かった。初めて見たと話しています。

山田の奥の天神のほうでは、早朝はそうでもなかったけれども、川の水がどんどんふえ、低いところは道路を越流し、倉庫へ入る寸前まで水が来たと話しております。

夜中に降った水が出始めたことであります。その水は、山田川へと流れていくのであります。

気になるのは、雁ヶ池川をさかのぼる水の疑問であります。

まさかと思って、現場へ行ってみました。樋門の水の跡と、コンクリートについている水の位置が、同じ線上にあり、その線は、延長すると、国道はガードレールの高さにまで来ていた水位と一致するものであります。

別の資料で、17年の台風と同場所の樋門が写っています。比べてみても、明らかに28年度は閉まっていません。市が管理していると思っていたので、問い合わせると、樋門の管理は採択していないとわかりました。

県土木幡多宿毛事務所へお聞きしました。現場へ来たのは、水が引いてから、とのことあります。

当時の区長に話を伺うと、管理の責任までは、責任がもてない。人選の提供はすると伝えてあ

るとのことでありました。

市が樋門採択を県へ返した説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

山田地区の雁ヶ池川にある樋門の管理についてということでございます。

雁ヶ池川は、高知県管理の河川でありまして、樋門の管理者も高知県で、幡多土木事務所が地元委託をしているところでございます。

この樋門につきましては、平成20年までは、高知県が宿毛市に委託をしまして、宿毛市が地元再委託をしておりましたが、同年から、宿毛市の機構改革に伴いまして、事業の見直しを行い、高知県と協議した結果、河川管理を担当する幡多土木事務所管理を行うこととなった経緯があります。

樋門の管理が適切であったのかの検証は、管理者である高知県が行う必要がありますが、水を防止する上では、先ほど、議員のほうからおっしゃられたとおりでございます。国、県、市が、それぞれの役割を果たすことが重要と考えますので、今後も国、県と連携いたしまして、台風等に対応していきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 昔の樋門は板でつくられており、外の水がふえると閉まり、外の水が引くと開いて、通常の水路としての役割を目的とした存在でありました。

46年に、川の改修で樋門は板から、今のようになり大きなものへとなりました。整備されているものが、マニュアルどおり順守されていなければ、想定される効果をあげていないのは当然であります。

16年、17年にも大きな水害が出ているが、水門は閉じられております。今回ほど大きな被害は出ていません。検証していく行政であるの

は、当然のことです。

今回、樋門がおいてないことの整合性の疑問を、中村事務所へ回答を求めてきました。

自然災害をなくすことはできないにしても、減災として、同じ過ちを繰り返してはいけない。住民の辛い体験を、意味のないものにしてはいけない。なぜ救えなかったのか、どうしたら救えたのか、このことは県も市も議員も、共通認識とするものであります。

たとえ検証結果が非難されるものであったとしても、次へつなげていかなければなりません。事の重大さから、事実を明らかにすることで、住民を救える方向へ進めるのだと、受けとめてください。

12月8日、中村宿毛事務所から4人がいらっしやって、報告を受けました。樋門の整合性の判断はわからない、と責任回避で終わりました。

中村事務所の濱田チーフは、これからの堰どめ対策、国交省、宿毛市、消防署、また地元消防団との協力要請をして、しっかり連携していくとの回答でありました。

県中村事務所から連絡が入ると思いますが、そのうち入ると思います。水害地域の住民を守るには、役割分担が結集しなくては、効果を出せません。市は、県は、消防署は、消防団との連携の見解を、市長に求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のほうからもお話がありました、みんながしっかりと考えていけないといけない、そういった問題だというふうに思います。

私自身も、市議会議員の時代に、西のほうではありますが、同じように、きのうも質問に出していました、住宅の床下であるとか、あと道路の冠水ということで、雨が降っている最中に、

車で現地を見に行き、自分の車が水没して、逆に御迷惑をおかけしたというときもありましたし、また、市役所、当時、危機管理課なかったわけですが、災害対策本部が立ち上がると、そちらに押しかけてきて、あそこの道がつかちょう、つまりそうやとか、そんな話を市の職員に話をし、またそこを見に行っていたりとか、いろんなことをしてきた本人でもありますので、川田議員の気持ちはよくわかります。

本当に今回の水害、自分が地元議員として何ができたのか、どうすべきだったのか、そういったことを自問自答しながら、きっと本日の質問になっているんだと、そのように推察するところでございます。

先ほど来、お話にもあります、国、県としっかりと連携をもって、地元の消防団とも連携をもって、そして当然、議員の皆さんとも連携をする中で、情報を共有しながら、しっかりと対策に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 4番の国道の堰どめについて、お伺いします。

自然災害の役割をゼロにはできないので、減災の方向へとかじを切っている現状であります。原因は、すっかり究明しなければなりません。水がどこから来たのかの方向は、重要であります。次の対策の、最も重要な情報であるからです。

旧国道のときから、伊与田組のところの国道の両脇に石柱があり、そこには、溝がつくられてあるので、堰を落とし込むという細工が仕掛けられてあります。新国道にも同じようにあります。

このたび、私も初めてこのことを知ることになりました。平成16年10月の台風まで行っ

てきましたが、17年に国道をとめることはありませんでした。なぜ使われなくなったのか。山田の消防屯所に今はしまわれてあります。

今回の16号台風は、駐車場から一風への流れであります。複数の人が、西から東へと流れを確認しています。これは、あつてはいけない流れであります。だとすると、山田の堰どめは、逆効果になります。

当時の消防団団長にも話を聞いてまいりました。何かいざこざがあったようです。使用済みの堰を、道路の脇で干していたら、のけるように言われたりとか、その翌年から行ってないというお話でありました。このことは、11月1日、国交省のほうへ、中村事務所へ行ってまいりました。

なぜこの堰をとめられることがやめられたのか、その原因を聞きたくて行ってまいりました。そして、再びできるように、要請も行ってまいりました。

この12月5日に、国土交通省中村事務所から電話が入り、地元消防団とのやりとりがあったのは、道路管理をしている古津賀の出張所とのことであります。

国交省中村事務所としては、そういうことであるなら、堰はしないとイケないと、一致しているという御返事をいただきました。文書を高松の本局へ送ってあるので、返答が来たら、市のほうへも来ると思います。消防のほうへも来ると思います。この仕掛けは、全国でもまれなようだと聞いております。

国交省の理解の中で、住民を守る対策が復活することになりました。恐らく希望はかなえられると思います。

宿毛消防署、地元消防団の連携は欠かせません。市長の御見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

山田地区の国道56号の堰どめということでございます。場所としては、地図を見ないと、なかなかわからないところではあるとは思いますが、レストラン一風の少し西側のところになるところでございます。

先ほども申しましたが、中筋川は、洪水の発生が大変顕著な河川でございまして、山田地区は、台風等により、洪水被害を受けておりまして、本当に地元の皆さん、苦勞されている、そのことは重々わかっております。

その被害低減を図るため、国道56号に、堰どめの施設をつくりまして、堰どめをするための角材、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、この角材を、山田分団が管理してきた、そういった経緯がございます。

今回の台風16号では、午前4時からの、先ほど言いましたが、5時間で約270ミリメートルの豪雨で、内水位の上昇が早かったため、堰どめの施設を活用できなかつたと、消防団のほうから、私どもは聞いているところでございます。

活用につきましては、水害を防止する上で、山田分団が必要と判断したときは、この施設を活用していただきたい、そのように考えているところでございますが、先ほど、議員のほうからもお話がありました、こういった状況のときに、こういった使い方をするのか、そういったことも、しっかりと市も間に入って、当然、県、国とともに、お話をさせていただきたい、また検証する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） できることは全てやり、絶えることのない自然災害から、住民の安心安全に、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ます。

続きまして、5番の平田地区の水害対策です。

中筋川の増水による国道56号線沿いの平田地区でも、国道冠水、住宅も9戸が大きな被害を受けました。

この平田地区の水害地域であります、なぜ起きたか、どのような防ぎ方ができたのか、今後の災害対策に生かすため、検証はできているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平田地区の水害についてでございます。平田地区におきましても、大変な水害が起きました。

今回の台風16号では、コンビニエンスストアや、ホームセンターなどの店舗を含めまして、床上浸水9件、床下浸水22件の被害が発生しております。

平田地区も、山田地区と同様に、過去に水害被害がたびたび発生しておりまして、台風16号による大量の雨が降ったことが、水害の原因であると考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 芳奈川の堤防の認識について、お伺いいたします。

国道を越流し、天下茶屋、コメリ、筒井病院に至る水害地域は、ヤイト川と芳奈川が合流して、中筋川へ流れる地点の、ヤイト川や中筋川の堤防に比べて、芳奈川の堤防が極端に低いことが大きな原因と、複数の住民が話しております。

現場の確認もしてまいりました。水門はついているが、閉じて、堤防が低いことで、すぐ越流していくのであります。

県には、住宅を守る災害対策として、堤防のかさ上げは必要だと伝えますと、芳奈堤防の低

いことは、宿毛市でも承知しているとのことであります。説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

説明ということなので、少し丁寧にさせていただきたいと思います。

芳奈川の堤防についてでございます。河川管理者である高知県幡多土木事務所宿毛事務所によりますと、芳奈川の堤防は、中筋川の水位が上がって、芳奈川の水が中筋川にはけなくなった場合、要するに下に流れなくなった場合に、芳奈川上流部の浸水被害を防ぐために、これまでは工事をしていなかったという御説明でございました。

こういった形になるんですが、このピンクの、これが芳奈川であります。それで、こちらのヤイト川と合流する、こここのところのお話を、今、川田議員言われているんですが、実際、合流したら、すぐ中筋川と、今後合流するというところで、実際、ヤイト川に合流するんですが、ほぼ中筋川に合流するというような形になっております。

合流したら、すぐ中筋川という形になっていきます。

そういうことですので、こちらに流れなくなった場合に、堤防をかき上げてしまうと、結局、上部、上のところが浸水被害がふえると。上のほうの水位が上がるということでございます。

それで、一体的な整備が必要ということで、この後、また質問があると思いますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思えます。

中筋川の水位を下げるのが一番肝心、肝要だというふうなことでございますが、この中筋川の水位を下げるために、横瀬川ダムの建設が、国によって進められているところでございませ

て、先月13日には、ダムの起工式がとり行われまして、平成31年度完成の予定でございます。

この横瀬川ダムが完成すれば、約60センチメートル、中筋川の水位を低下させることができます。今後も、国、県、市が連携いたしまして、治水安全度の向上を図っていかなくてはならないというふうに考えております。

まず、現在、建設中の横瀬川ダム、こちらの建設に向けて、しっかりと国、県のほうにも連携して、要望活動をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 今、ダムの話が出ましたので、ちょっと住民の方も、中筋川の越流とか、かさがふえたのは、ダムのせいだとか、放流したとか、どうかこうとか、皆さん言っておりますので、私もダムのほうへ行って確かめてきました。

ダムができたから、もう来年からはつからんぞと、住民の皆様は、本当にダムができたことで喜んでいました。でも、その翌年、つかりました。

ダムの認識も、非常に皆さん、徹底しておりません。住民の皆さんが徹底しておりませんので、今度は三原のほうに、たくさん降ったということで、その分がこちらのほうへ来たのではないかということと言われる市民の方もいらっしゃると思いますので、確認してみました。

三原は降っても、10%はダムのほうへ来るけれども、あとの残りは、全部清水川のほうに入るんだと。そして、ダムのほうには、黒川から水が60%で、それから三原から来るのは40%ということですので、さほど影響はないし、あのダムは、排水する穴が、普通のところよりは高いところについているので、そこが満

水になるのには、非常に時間もかかって、かなりの雨は支えられるということでもあります。

だから、ダムに対しても、住民の皆様には、きちんと説明をしていくことが重要であるかと思えます。

それで、芳奈川の堤防のかさ上げについて、質問をいたします。

県土木宿毛事務所は、先ほど、市長が言われましたように、あそこをかさ上げすると、上流へ上がっていきますので、芳奈川の住宅のところまで、水が行くかもわかりません。でも、そうかといって、平田地区の水害を救っていかねばなりませんので、芳奈川の堤防のかさ上げについて、宿毛土木事務所はどうなんだということをお伺いいたしました。

ポンプとセットでかさ上げをと話しますが、住民の皆様は、ポンプは要らないだろうという御意見でございます。

住民の皆様は、ほとんどの方が、かさ上げだけで十分だと。内水はそんなに多くはないので、耐えられるだろうということではありますが、宿毛事務所としては、ポンプとセットでかさ上げをとっております。

老人施設等もふえて、施設では、1階の利用者を早目に2階へ移動したことでありましたが、環境も変わっていく中で、現状の効果の向上を意識せず、同じ結果を繰り返しています。住民生活の安心安全を守る使命に基づいて、現状から抜け出るためにも、対策を、自治体として看過すべきではない、課題の存在ではないかと考えております。

御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ダムの広報に関しましては、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。川田議員お

っしゃるとおりでございます。

平成27年2月20日に策定された渡川水系河川整備計画によりますと、芳奈川の堤防整備は、ヤイト川との合流点から1.18キロメートル区間で、築堤及び護岸の工事を計画しているところでございます。

県の宿毛事務所によりますと、現在、ヤイト川の河川改修事業を進めておまして、芳奈川は、ヤイト川の進捗を見ながら、事業着手時期を検討していきたいと、そのように聞いているところでございます。

ですので、かさ上げ工事に伴う内水問題や、そして先ほどお話をいただきました、上流部住民への説明等、高知県とも十分協議しながら、慎重に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございまして、議員おっしゃられる平田地区の皆さん方の御意見も聞きながら、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 県の事務所のほうでも、ポンプとセットであれば、芳奈川の堤防のかさ上げは行っていかなければならないところまで、話は進んでおりますので、ぜひポンプのほうは、市の役目でありますので、また前向きに考えていただけたらと思います。

住民の声を受けとめ、検証し、住民と地元自治体とが、県が一体となって、優先順位も見直しなどを行い、住民の声の代弁者となって、声をあげてください。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、8の被災後の対応について、お伺いいたします。

被災者の対応の検証も大事な仕事であります。温暖化現象は、これから30年続くと、気象庁の話であります。集中的な雨の降り方が、どこに起こるか分からない。16号台風は、はるか

土佐沖でありましたが、地域的に集中した雨の降り方と、温暖化現象は無関係ではありませんでした。

ことしの台風上陸数は6個目、90年、93年に並んで、タイの多さであります。8月末、岩手県岩泉町を襲った台風10号は、20人の死者、3人はまだ行方不明であります。

各地の災害を踏まえ、行政からの情報発信が早目になっているのは、人命第一に考えている意味があるだろうと、理解をしております。

宿毛市でも、19日、16時30分に防災対策本部を設置いたしました。避難勧告は、20日4時5分、避難指示は6時5分、その後、エリアに緊急メール速報を送ったとのことあります。

防災行政無線で発信したのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

台風16号襲来時の避難勧告等を発令する際に、音声放送はしたのか。また、聞こえないというお話もありましたかね、少し、私、答弁のほうをさせていただきたいというふうに思いますが。

ちょっと済みません。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大変失礼をいたしました。少し先の答弁をしそうになりました。

したのかということでございますので、今回は、避難勧告等を発令する際、防災情報伝達システムによる音声放送を行っております、今回の台風16号の襲来時も、9月19日の避難準備情報から9月20日の避難勧告指示解除まで、宿毛市防災アプリやエリアメール等で配信するとともに、音声放送を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 防災行政無線は、聞く努力なしには聞こえづらいと、市民の評判はよくありません。

四万十市でも、同じ悩みがあり、対応として、直通ダイヤルを設けてあり、回線へつながると、自動録音が行われる仕組みで、市民にも喜ばれております。回線の増設など、考えているとのことあります。

宿毛市では、この直通ダイヤルのこと、どう考えておられますでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

直通ダイヤルというお話ですが、電話応答サービスということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

御提案というふうにお聞きいたしました。屋外子局から、放送された内容を録音したものを、電話を通じましてお聞きいただけるサービス、いわゆる電話応答サービスにつきましては、既に導入している自治体もあるようでございますが、まずは、整備したばかりの防災情報伝達システムをしっかりと運用いたしまして、防災アプリの登録者数をふやしていく中で、今後、本システムの補完ができるような仕組みを、電話応答サービスも含めまして、さまざまな観点から検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ほかの近隣市町村にもお伺いしましても、IP電話とか、ケーブルテレビの関係で、限定地域へ防災無線に接続できるなど、自宅なら聞き取りはできるが、IP電

話がない方はだめで、また外にいるときは聞こえないとか、一長一短ございまして、さまざまな方法の手段をとっております。

有線放送へつなぐとか、さまざまありますけれども、今度の災害で、住民は一気に水が来たと。情報も入らず、どうする間もなかったと、住民の声であります。

職員は、6時ごろ、山田川へ水位の確認に行っております。浸水地域にとって、避難準備のためにも、街宣車で国道沿いを広報できたら、正確な情報保障になるのではないかと、御提案申し上げます。

防災等の基本について、お伺いいたします。

災害は、住まいや暮らしを奪い、場合によっては、命さえ奪いかねないが、最も大きな課題は、災害によって、もともと地域にあった、普通に暮らすという生活者としての条件を奪ったということであります。

きめ細やかな対応を行うためにも、住民と最も距離の近い基礎自治体の役割が重要であります。

被災者の声を聞き取りしてきました。この中の、課題に向き合い、次へとつなげていただきたい。

Aさんは、玄関で95センチの水位であります。畳をあげようと、7時ごろ始めましたが、終わらぬうちに、一気に水が来た。手伝っていた嫁は、来てくれた船で、裏の自宅へ帰った。

10時ごろ、この現地を見に来てもらいたいと市へ電話を入れた。職員は行けれん。水が引いたら消毒に行く。Aさんは、船も出ているので、1回、現地を見てくれと言った、が同じ返答だったとおっしゃっています。

17年に山田の堤防が決壊いたしました、床下でとまっています、と話してくれました。

Aさんは、家の中に一気に入った水に途方にくれ、家の中は濁流でいっぱい、悲しい思いを、

自分だけではなく、近所も皆そうである。そのことを、市の職員に見てもらいたかったと思います。

とにかく見てもらいたかった、というお話であります。

家の中へどんどん濁流が入ってくる経験をした方は、私を含め、職員の中にも多くはありません。その人の大変な思いに寄り添うことはできるはずであります。行けれんという言葉が適切であったか、たとえ現状はそうであっても、災害対策本部を立ち上げたそのときに、災害を迎え撃つ備え、意識が十分であったのか、そのことが試されています。

防災等の基本は何か、改めて問われております。

市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

まず、街宣車の件につきましては、今後、消防団の消防車両等により、広報活動も検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

災害に対応するために、職員はどのような意識を持つべきかというふうな御質問だったと思います。

まず、災害発生時におきまして、的確な災害対応に当たるため、宿毛市職員初動マニュアルの中で、職員は次の点について、心構えを持っておくことと定めております。

まず、一人一人が公共の秩序を維持し、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守る、という重要な役割を持っていることを自覚するとともに、災害時には、みずからの職務を遂行する必要があることを、平素から、家族や周囲の人に理解してもらい、自宅の防災対策等もしっかりとしておくこと。これらを踏まえた上で、

職員は、災害時の担当業務や参集体制等を、しっかりと把握し、職種にかかわらず、災害時には、非常時優先業務に従事して、一日も早い復旧を図ることとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 被害者のケア、制度的な支援について、お伺いいたします。

Bさんは、玄関で98センチの水位であります。

Bさんは、地区長さんで、被害者であります。市からの電話を、妻が受け取りました。内容は、親戚へ避難していた方が、ごみ出しがおくれたので、2日間のごみ収集に間に合わなかったの、地区長がしてくれとのことだったということです。

妻は、その住民が高齢者であり、面倒をみてあげなくてはならないと思い、「はい」と返事を入れました。

夫が帰ってきて、ひとどころではない、自分ところも水の被害を受けている。今、同業者が応援に来てもらっている状態だ。ひとどころではないと、夫婦げんかの始まる状況から、妻は、市へ電話を入れました。

高齢者で、その方は私としても助けてあげたいが、私も今、人のお世話になっているので、できない。どうかその方を助けてあげてほしいと、話したとのことあります。

その高齢者は、床上浸水は初めてのことであったようです。地区長さん御夫婦は、とても善良な市民であります。みずから被災していなければ、この住民に手を差し伸べることを、どうして拒むことができたでしょう。心を痛めながらも、引き受けられない電話をしたことでしょう。

そして、地区長は、車を出しおくれ、2台もつけてしまいました。被災した住民も、それぞ

れ多くの人の支援を受けて、できることの範囲で、主体的な近いを発揮して、行動を起こしております。

ごみ収集を地区長に頼めば、公的責任を放棄するのか、市民に負担を押しつける内容であります。

御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

特別収集というのを、21日、22日の2日間、実施をさせていただいたところございまして、その特別収集を終了した後に、追加要請ということがあったように聞いております。

それにつきましては、次々とごみが搬出される懸念があったことから、お断りをしたところございまして、どうしても搬出ができないという方がおられましたので、その方のことを地区長さんに相談をし、手助けができないかということをお願いしたものでございます。

しかしながら、地区長も、今、川田議員おっしゃったとおり、被災世帯でありましたので、手助けをすることが困難な状況でありました。結果、御迷惑をおかけしたことに対しましては、本当に申しわけなく思っているところでございます。

そういった件につきましても、検討課題に含めまして、今後、生かしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） Eの被災者のごみの収集について、お伺いいたします。

Cさんは、玄関で120センチの水位でした。2日間のごみ収集で、多くを済ませたが、ごみは後から後から出るもので、市へ電話を入れると、あした行くとのことでありました。

しかし、その日は、高齢者で出しおくれたごみだけを積んで帰りました。後から出たごみを積んでくれと言ったら、2日間でごみ収集が終わった。ごみ処理場は土日あけておくので、隣同士協力をして、捨ててくれとのことでありました。

では、トラックがない、貸してくれないかと言うと、今後の参考にするとの一点張りで、何度も、積んでくれとの会話には応じませんでした。

無事収集終わった、各自助け合うてやってください、ごみ処理場はあけておくから、の繰り返しであります。

親戚のトラックは、稲刈り時期で、トラックには機械が乗せてあり、借りることはできず、苦労したとのお話であります。

運転手はいるが、トラックがない。何度言っても、返ってくる言葉は同じで、被災した市民は、救われたのでありましようか。

災害に遭っても、市長初め、知恵を駆使しながら、きめ細かい施策が行われているか、検証が重要であります。何より、市民の目線に立って、市民とともに歩もうとされている姿に、人々は、不十分であっても満足をおぼえていくのではないのでしょうか。

被災後のごみの収集と、隣接市町村で聞くと、個人で捨ててくれではなく、できるだけ職員が時間を見て行く。委託業者に頼む。後になると、通常集積場所へ持ち込んでもらう。消毒は、基本的には、液を置くことはない。できるようになると、出向いて行く。事情があれば、たまに置くこともあっても、原則しない。夕方に分けて行くなど、工夫をするとのことであります。

市長は、対策本部は、部で動くと話されました。その言葉の裏には、出るであろう被災者を思いやる心づかいが入っていたのでしょうか。

職員の多くは、日々業務に追われ、悪い人で

はないでしょうが、現場では、よくないことが起こっていることがあります。同じ言葉を繰り返したということではありますが、被災者の訴えを真摯に耳を傾け、受けとめる度量を持ってほしいと望むのは無理でしょうか。

御見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをいたします。

職員の言動であるとか、それからごみの収集体制、それでよかったのかというお話だと思います。

私自身も、21日、災害の遭った、浸水された翌日になりますが、ごみ収集を職員がしているところに赴いて、現地でお話も聞かさせていただいたところでございます。

先ほどお話のあった方じゃないかなというふうに思いますが、区長さんとも、そのときに車2台つかって、大変だよというお話を聞いたところでございます。

そういった中で、本当に地域の方々が大変な状況というのを、本当に目の当たりにしたところでございまして、ただそういった中でも、職員が積み込み作業をする中で、本当にありがたいねということで、本当に助かるよという、被災された方々から、温かい、逆に職員を気遣うような言葉をたくさんいただいたところでございます。

そういった中で、職員が逆に、そういった方々に対して、今言ったようなお話があったのであれば、大変遺憾なことだというふうに思っているところでございます。

今回の台風16号の被災者の皆様におかれましては、先ほど言いましたが、浸水後の後片づけということで、大変な御苦労があったというふうに承知をしております。私自身も、この目で見たところでございますが、被災者の方々の

話を聞く中で、今回の台風被害の大きさ、改めて実感をしたところでございます。

このような状況下で、市といたしましても、災害ごみの収集や、浸水家屋の消毒等、できる限りの対応を行ってまいりましたが、その活動の中で、議員御指摘の、被災者の方に不快な思いをさせる言動があったことは、大変遺憾に思っているところでございまして、平素から、職員には、市民への接遇には十分気をつけて、住民サービスを行うよう、指導しているところがありますが、今後そのような御指摘をいただかないように、さらに職員へ徹底してまいりたい、そのように考えているところでございます。

なお、ごみ収集に関しましては、通常のごみ収集を行った上で、特別収集と今回なりましたので、両日とも、午後からの特別収集となりました。

午前中に広報車で浸水地域を回りまして、また地区長とも連絡をとりながら、特別収集を実施することの周知というのを図ってまいりましたが、地域住民に十分に周知していなかったのも、事実でございます。

収集期間につきましては、一定期限を設けないと、延々とごみが搬出され続けるという懸念もありまして、地区長とも連絡をとりながら、今回は2日間とし、それ以降は、ステーションへの自己搬出及び山奈町山田の環境管理センターで無料受入といたしました。

これが、先ほど言った、受け入れしているので、そこに持って行っていただけないかというお話でございます。

しかし、単身の高齢者や、すぐに片づけができなかった方、先ほどお話もありました、トラック等の車両を有していない、持っていない方等からの収集を要請する声があったことも、当然事実でありまして、確認をしているところでございます。

その点を踏まえまして、今後に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった意味で、いろいろと、被災された方々にも御迷惑をおかけする中で、今回、ごみ収集をさせていただいております。

そういった御意見、十分踏まえまして、今後に生かしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ソフト面の充実をお伺いいたします。

Dさんの聞き取りでは、9月27日ごろ、支所へ罹災証明を取りに行くと、市長の判こが要るので、支所には置いてないと言われました。何のための支所かと思った、という話であります。

その支所の方は、罹災証明は税務課へということでありましたので、電話を入れました。職員は、罹災証明の説明云々、被災証明の説明云々、写真がどうのこうのという話で、本人は、写真は要らないと、保険の会社との間では、もう写真は要らないとの話がついているので、写真は要らないですよと言っていますよという話のやりとりがあつて、じゃあ、どういう会社なのかということで、会社の名前は伝えておいたということです。

それで電話を切って、その後、職員のほうから電話が入りまして、電話をかけたのでしょうか、東京の本社のほうへ。そうすると、今回は特別に罹災証明を支所へ届けるということでありましたので、もらいに行きました。

すると、罹災証明ではなく、被災証明が届いてたということです。そういうことです。

本人は、罹災証明が欲しいのにと、支所の方が、被災証明が来てますよということで、もう、

自分も、もういいですよということで帰ったということですよ。

それで、もういいわと。掛金はかけてる、大したこともないでしょうと、自分で、しんどい中で、気分も奮い立たせて、また保険屋さんも熱心に肩を押してくれるし、四万十市からも、また清水市からも、罹災証明が届いているので、ぜひ行動を起こすようにと、再三肩をたたかれて、本庁のほうへ来られたようです。

そのときも、また写真が要るって言っておりましたようですが、写真は要らないって、この前もお電話でお話ししました。そういうやりとりが、もう何回も続いて、また行ったときも、またそういう話の中で、罹災証明をもらって帰った後、翌日に、職員が確認に来ました。これが初めての確認ですね、よく覚えておいてくださいね。

ちょっと近隣市町村と比べてみますので。

それで、職員が水位をはかって、53センチでした、入り口のところで。

それで、特別に持ってきたものが被災証明でしたので、本当は後で来られてみると、被災証明でもよかったらしいという話は、本人も言っていますけれども、四万十市側からも、それから清水市側からも、罹災証明が届いていますので、自分も罹災証明を出したいと。出して、それでも別におかしくない状況の範囲のもので、罹災証明をお願いしたということでした。

消防署の、53センチ、玄関の入り口の柱の水位は53センチではありますけれども、道路は低いですので、消防員が胸まで使って、気づかいの言葉をかけてくれたようなことは、当日にはありません。

その方が、新しい場所へ、平成16年、お店を開いていますけれども、そのとき408ミリを超える雨が降っています。

そのときは、土間へ10センチ入ったとこの

とでした。四万十市でも、蕨岡の同業者が被災しておりますが、そんなやりとりもなく、すぐ写真を撮りに行ってくれたと、話しております。用紙もここに、罹災証明がありますが、宿毛市の罹災証明、四万十市の罹災証明、清水市の罹災証明ございますが、非常に面倒くさい書き込みがたくさんあります、宿毛市。

それで、なぜこの罹災証明がなかったのか、その支所に。私は、宿毛市の側も出したということで、今週の月曜日に、税務課のほうへ罹災証明を参考にいただきたいということで、お伺いしまして、今、これをもってきました。

支所には、その方に、月曜日に伺いますと、置いてあると。罹災証明も被災証明も置いてあるということですが、置いたのはいつでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少しわからない部分もありましたが。

こちらに、まず罹災証明と被災証明の違いの部分もあるんですが、今回の台風16号では、今のお話だと、被災証明で本来よかったものが、罹災証明でも同じ使い方ができるよということなのかなというふうな感じで聞いておりました。

それからあと、被災証明、周りの市町村のもとりましたが、確かに字はちょっと小さいですけども、中に書き込みする内容については、それほど大差ないのかなというふうに、こちらは思っているところでございます。

なお、質問にありました、いつから支所に置いているかといいますと、さきの台風16号の被害を契機といたしまして、その後、東部支所に備えたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 16号台風の後、

16号台風は9月20日ですので、その方は9月27日ごろ取りに行っていますけれども、被災証明も罹災証明も置いてないと。市長の判こが要るので、本庁に行っていたきたいということですが、そこのあたりのずれというか、どうなっていますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告のほうで、何日からというお話を聞いておりませんので、必要であれば、少し小休にさせていただければ、すぐにお答えができると思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ただいまお話にあがっている罹災証明と被災証明、ちょっと分けないといけないとは思いますが。

被災証明につきましては、以前から置いているということで、申請があればできるということでございます。

基本的に、被災証明申請をしていただいて、申請がありましたということ、宿毛市として証明をするということで、申請があったことを証明をするというものでございます。

罹災証明につきましては、ただいま川田議員が言われているやりとりの中で、10月以降に置かせていただいたという形の中で、今言っている、お話の中で置いたという形になっておりまして、10月以降ということでございます。

なお、この方の申請は、10月11日に申請をされたということになっております。

それで、罹災証明のほうは、その後、家のほうに行って確認をして、罹災してますよということ、うちのほうで確認をして、それから証明書を発行するという形になっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 罹災証明、被災証明、その方も初めてのことなのでよくわからなかったとは思いますが、9月27日にそういうやりとりの中で、違ったものがきてたということですので、完全にその証明書が手に届いたのは、10月13日ということでありました。

それで、被災証明、罹災証明、どうしてこういうふうな書き込みが違うのかなど。隣接市町村に聞いてみました。そしたら、この方も、確認に来たのが、用紙の申請が出てからということでもありますけれども、隣の四万十市では、水害地域というのは、即座にわかるものですので、すぐ翌日には、水害地域へ2人体制で、6班ぐらいで現地へ入って、帰ってきたら、確認を入力して、入っていると。もう全ての情報が入っているというものなので、もうここでは、ほとんど、住所と氏名と、その家屋の、建物の用途とか、本当に簡単な書き込みだけで、もう全部入ってますので、入力されたものが。

だから、本人が来れば、そのものがさっと出るという、非常にスピーディーに、簡素化されておりますので、こういう様式も、また見習っていくものがあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

被災証明と罹災証明がちょっと混同しているようで、済みません、答弁まずかったら。

近隣市町村が、罹災証明をそういった形でやっているかどうかというの、まずは確認をしないといけないと思いますが。

まず、少しだけお話をさせていただくと、先ほども言いましたが、被災証明書というのは、そういう形で、ある一定、できるのかなとは思っています。

要するに、その地域であるとか、その建物とか、その人が被災を受けましたということを証明するわけですので、そういった書類が、被災しましたということで、こちらに書類があがってきたときには、書類があがってきましたよということで、こちらがそのことを証明してあげるといことです。

罹災に関しましては、国の、昨日の野々下議員の一般質問にもお答えをさせていただいておりますが、国のガイドラインに沿った対応を、当市はやっております、宿毛市独自のマニュアルは持っておりません。

新聞報道によりますと、黒潮町なんかもそのようなことを書いておりましたので、そうなる、国のガイドラインに沿って対応をしているということになってまいります。

そういった中で、罹災証明を発行するには、現地に行って、建物とかの話になりますので、その建物の状況を確認した上で、罹災証明の発行という形になってくるのではないかというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 違いは、水害が起こったときに、すぐ行動を起こしている。初動を2人体制で、すぐ何班かつくって、その水害地域へ入っているということで、もう確認に行っているわけですね。宿毛市の、そのことがなかった。申請が出てから確認に行っているということの違いですね。

そのことが、やりとりがあつて、罹災証明、はい、罹災証明、はい写真が要るだろう、どうのこうのと、非常にやりとりがあつたということが、もう全然、そういうことを、現地確認に2人体制で行っているということが、もう既に行われていますので、そういうことが、後のそういう問題がなかったということで、スムーズ

に、罹災証明を求めているんですから、本人は。

後では被災証明でもよかったけれども、被災証明が出ている。ほかの四万十市とか、清水からは出ているので、それを求めたということです。

だから、本人が求めているものであれば、それは一番上にこしたことはございませんので、それに添っていかなければなりません。

それで、次は、巨大地震も控えていますので、自然災害が発生するか、予知はできません。書面の書き込みの簡素化など、被災者の立場から、隣接市町村に様式など、国のガイドラインに沿っていると言っておりますけれども、普通の災害であれば、ガイドラインに沿わなくても、市独特のこういう証明の出し方もあるかと思ひまして、御提案させていただきました。

何度も保険会社の方が来てくれて、背中を押してくれて、せっかく掛けているから、熱心に、気を取り直して、10月13日に無事に提出できました。

水位をはかった職員は、それで立ち去ろうといたしました。Dさんは思わず、「あんたら、それだけか。私ら、後始末にどれだけ大変か、少しでもわかっている」、と言ったと話します。

このような不満はほかにもあつて、ごみのことで電話を入れた被災者でありましたが、余りにもつれない対応に、この現状を知っているかと、あんまりだったので、話しましたということでもあります。

すると、職員は、わかるけど、こっちの事情もある、と言ったと話しています。

Dさんは、罹災証明用紙のことでは、くたびれた。さまざまなことが思い出され、総務省へもう電話も入れようかと、寸前で気を取り直したということでもあります。

毎日片づけに追われる日々、外から見ると、整理されているように見えますが、心身の疲労

は後から出てくるもの。経験してないものにとって、わかりづらいことではありますが、今、Dさんの水位、53センチの水が入ってきたことを確認したばかりの職員であります。

被災者は、ごみにしても、片づけにしても、心身の回復にしても、後遺症に苦しんでいる人は少なくありません。この現状を、何より市民の目線に立って、ともに歩む姿勢が見えたなら、住民から聞かれる言葉はどうであったでしょう。

いつ災害が発生するかわからない中で、自分に預けられたものを自覚する必要があるのではないかと考えます。

ハードを整備する行政主導から、避難などソフト面も含めた住民主導の対策への転換が求められています。メンタルヘルス、ソフト面をどう考えているのでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

ハード面からソフト面へ、メンタル等を大切にというお話でございます。

ハード面からソフト面ではなくて、ハードも大切ですし、ソフトも大切だと思います。どちらもしっかりと対応していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 16号対策本部の構成について、お伺いいたします。

災害対策本部は、設置要件を満たす規模の災害の発生に伴って、同本部の設置に伴い、長の判断によって活動される場所ではありますが、その対象となる機関について、平時の各部各課が、災害対策本部をどう再編されたのか、16号対策本部のもとに、どこの部署が編成されていたのか、その構成をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害対策本部の構成についてでございます。

台風16号におきましては、進路及びその速度から推測しまして、9月20日の未明から早朝にかけて、宿毛市に最接近し、被害が出るおそれがありましたので、前日の9月19日の14時に、準備配備体制をしきました。

そして、情報収集をする中で、先ほど議員からもお話がありましたが、16時30分には、災害対策本部の第2配備体制をとりまして、同時に避難準備情報も発令をしたところでございます。

第2配備体制では、全ての課の係長以上の職員を招集いたしまして、避難所開設や、被害の情報収集等を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 政策過程の各部局の周知について、お伺いいたします。

自分たちの部局が何をするか、みずから優先順位をつけてもらうことが大切であります。法定業務は、できるだけ非常時優先業務としつつ、サービス業務はその対象から外していくこととなりますかもわかりません。

政策過程へ職員の参加もなく、その周知もされてないとすれば、全く絵に描いたもちとなります。それで、社会的責任を果たしているかのように見えるのであれば、本末転倒も甚だしいと言わざるを得ません。

政策過程への各部局の職員への徹底周知について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今、確認をとりますと、議員は、末端の職員

までしっかりとそういった認識を持っておられるのかという御質問のようでございますので、職員参集の周知につきましては、昨年度、整備いたしました防災情報伝達システムの、宿毛市防災アプリを通じまして、参集情報を配信することで行っておりまして、こちらのほうは、職員みんなが見ておりますので、周知できているということでございます。

それを使って参集を行っているのは、先ほども申しましたように、係長以上でございますが、みんなが見ているということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 16 号対策本部事業の総括について、お伺いいたします。

被災者が声をあげる大切さを知ることであり、声をあげなかったら、問題は解決しません。この災害を意味のないものにしてはいけませんことと、私は思っております。

声を拾っていくことは、被災者に寄り添い、忍耐強く、市民によく頑張ったねと支える思いを前面に出して、計画策定そのものを、自己目的化するのではなく、実際に災害時に活用され、地域住民の生命と生活を保障するものでなければなりません。

43 戸の水害地区の被災者にとって、十分なものであったか、さまざまな支援につなげるためにも、対策本部の総括をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

台風 16 号の災害対策本部における課題と総括についてということでございます。

まず、十分なものであったかと言われると、十分なものであったというふうには、よう答えないうところでございます。しっかりと検討してまいりたい。またいいものにしていきたい、そ

のように思っているところでございます。

まず、近年の豪雨災害等に対応するため、今年度、出水期前の 5 月の初めに、宿毛市避難勧告等の判断、伝達マニュアルを策定いたしました。

そして、避難勧告等を発令する際の基準等を、細かく定めるとともに、台風襲来が想定される場合、いつ、誰が、何をするのかという点にも着目いたしまして、あらかじめ台風災害に対して、時系列で整備した防災行動計画であるタイムライン、こちらについても策定をしまして、台風災害業務に遺漏がないよう、対応、対処したところでございます。

これらのマニュアル等に基づく対応をとることで、近隣市町村に比べましても、早目の避難準備情報が発令できたところでございまして、明るいうちに避難を呼びかけることもできましたので、一定の成果はあったものと認識しているところでございます。

しかしながら、今回の台風 16 号は、近年にないほどの豪雨により、床上、床下の浸水被害が各地で発生いたしました。災害対策本部を設置していた市役所付近の道路も、一面、冠水をしたところでございます。

その中で、議員から御指摘のあった災害ごみの収集や、被災家屋の消毒を初め、さまざまな場面で、職員が感じた課題や問題につきまして、庁議の場で報告し合ったところでもございます。

今後、その成果を取りまとめた上で、これからの災害対応へしっかりと生かしてまいりたいというふうに考えておりますし、また、先ほど来お話のあった職員の言動であるとか、それから被災者の方への対応であるとか、そういった面も、しっかりと今後に生かしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 支援の基本は、自分にそんな支援をされたらどう思うかと、考えた支援を望みます。

職員の皆様には、自分の生き方が、明るい未来の糧になると言い聞かせて、被災者を思う気持ちを育んでもらいたいです。

一つの例として、還住藪のほうでも孤立しておりました。還住藪の皆さんは、孤立した中で、見捨てられたという思いから、職員の方が自転車に来てくれたということに、明るい希望を持ったと、お話しております。見捨てられた孤島ではなかったと。

被災から3日目には回復したということでしたけれども、市長には、また被災後の明るく日、お見えになったということで、喜んでおりました。

そういうことも、よい例もございますけれども、ここにリーダーとしていらっしゃる皆さんの立場としては、先に行くものの責任であると、そういうものを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第18号まで」の18議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月15日、12月16日及び12月19日、12月20日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、12月15日、12月16日及び12月19日、12月20日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月15日から12月20日までの6日間は休会し、12月21日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時30分 散会

議案付託表

平成28年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号</p>	<p>平成28年度宿毛市一般会計補正予算について 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (5件)</p>	<p>議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第18号</p>	<p>宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第15号 議案第16号 議案第17号</p>	<p>指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について</p>

平成28年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成28年12月21日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第18号まで

（委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第8号及び陳情第9号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号

意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第18号まで

日程第2 陳情第8号及び陳情第9号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸 紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長	小野 り か 君
兼調査係長	
議事係長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山 下 哲 郎 君
保健介護課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	佐 藤 恵 介 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	和 田 克 哉 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	杉 本 裕 二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第18号まで」の18議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第1号から議案第10号までの10議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、12月15日と12月16日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、12月20日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案10件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第1号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）の21ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費についてであります。

8節報償費、ふるさと納税返礼品2,500万円、12節役務費、通信運搬費9万3,000円、手数料54万円、13節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料1,500万

円は、ふるさと寄附金額が当初の目標を超えることが見込まれるため、増額するものであります。

委員からは、ふるさと納税が多くなると、トラブルもふえると思うが、トラブルは発生していないか、との質問があり、執行部からは、返礼品がイメージと違うといったケースはあるが、10件未満であり、送付時の破損や粗悪品といった、返品に至るトラブルはないとの回答がありました。

また、委員からは、ふるさとチョイス以外のサイトにも、複数で掲載できないのかとの質問があり、執行部からは、その都度、手数料が必要であり、商品数が少なく、複数のサイトに掲載しても、すぐに品切れになるだけで効果が薄いため、一番シェアが高いふるさとチョイスを選んだ。今後は、寄附額の増加に努め、返礼品をふやした上で検討していきたいとの回答がありました。

続きまして、34ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、17節公有財産購入費、宿毛小学校用地購入費2,861万円、及び22節宿毛小学校物件移転補償費1億5,510万円についてであります。

本件は、宿毛小学校の北側と東側にある民有地7世帯分の購入費及び移転に伴う補償費であり、委員からは、新規事業調査表では、事業期間が平成29年1月から3月までとなっているが、完了時期の目安はたっているのか、との質問があり、執行部からは、こちらが具体的な金額等を提示してから6カ月以内に契約できれば税控除が受けられるため、今議会で予算が可決されれば、1月から着手し、最長でも6月をめどと考えているとの回答がありました。

また、委員からは、購入できない土地はあるのかとの質問があり、執行部からは、教育環境の改善のため、売却することは支障がないとの

話をいただいているが、具体的な金額を提示しての交渉はこれからである。1世帯でも購入できない場合は、7世帯全ての購入を断念することもあるとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第1号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算第6号の29ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市清掃公社運営費補助金158万8,000円について、御報告いたします。

本件は、宿毛市清掃公社職員の病休に伴い、臨時職員の雇用が必要となり、補正するものです。

委員からは、台風16号の被災ごみ等の収集に伴う人件費の増額はなかったのか、また、被災ごみの無料収集を2日間にとめたと聞いているが、それ以上はできなかったのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、通常の収集を午前中に完了し、午後から被災ごみの収集に当たった。

被災ごみの収集については、清掃公社等収集業者と市職員で行い、勤務時間内に終了できたため、時間外手当等の発生はしていない。よって、今回の台風16号による被災ごみの収集業務に伴う人件費の増額はなかった。

また、被災ごみの収集については、過去の災害で被災に便乗したごみが出される等、さまざまなケースがあったので、その後はごみステーションに出してもらい、無料で収集することで対応した、との回答がありました。

これに対して、委員からは、独居の高齢者等は、人手や車両がないため、ごみを出すことができず困っていた。今後のことを考えると、高齢者や独居の方々のことも考え、収集の仕方や

ボランティアの活用も検討してもらいたい、との意見がありました。

続きまして、31ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、小野 梓記念公園スロープ設置工事費9万8,000円について、御報告いたします。

本件は、小野 梓記念公園の北側から、公園へ通行するためのスロープを整備するものです。

委員からは、スロープではなく、花壇を撤去し、フラットな状態に入れるようにできないのか、また、北側用地は砂利のままとなっているが、整備等の今後の計画はどうなっているのか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、当該用地は、以前の所有者から、松は大事に残してくれ、という条件のもとで購入しており、この松を残すためには、花壇を撤去できないので、スロープ設置としている。

また、今後は、来年から始まる「志国高知幕末維新博」を見据えて、芝生化するなど、公園としての整備を考えているとの回答がありました。

これに対し、委員からは、都市計画の中では、水道通りの無電柱化や、商工会議所から沖須賀へ行く道路を拡幅する計画がある。公園を整備したが、道路拡幅のため、一部を撤去しなければいけないといった、無駄な工事とならないように、都市計画との整合性もしっかり考慮する中で、整備を行ってもらいたい。

また、土地を購入する際には、早稲田大学にも協力してもらっているため、公園整備については、早稲田大学とも協議しながら進めて、行ってもらいたいとの意見があります。

以上で、本委員会に付託されました10議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務

文教常任委員長。

本委員会に付託されました、5議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第11号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年人事院勧告の実施に伴い、給料表等の改訂を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、雇用保険等の一部を改正する法律が、平成29年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月1日に施行された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、平成29年1月1日、平成29年4月1日、平成30年1月1日と、順次施行となる改正内容を反映させるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年3月31日に施行された所得税法等の一部を改正する法律に基づき、平成29年1月1日施行となる改正内容を反映させるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第18号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、沖の島辺地の簡易水道施設の整備並びに学校給食施設を整備するに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要

がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上5議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件につきまして、審査結果を御報告いたします。

議案第15号から議案第17号までの3議案は、指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、神有多目的集会所、楠山多目的集会所、坂本多目的集会所の3施設につきまして、平成29年4月1日より平成32年3月31日までの間、それぞれの施設が所在するおのおのの地区を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上の3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありません

ので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第18号まで」の18議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第18号まで」の18議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第8号及び陳情第9号の2件を一括議題といたします。

これより、陳情第8号及び陳情第9号の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(野々下昌文君) 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第8号の審査結果の御報告をいたします。

陳情第8号は、避難所への集会所移転建設及び道路の建設についてであります。

本陳情は、西町の五丁目運動公園広場へ避難所としての浸水区域にある西町公会堂の高台移転、及び西町の住民が生活道として利用している西町五丁目2班と3班を結ぶ道路の市道として、整備を求めるものでございます。

審査に当たりましては、現地視察や担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査してまいりました。

審査の結果、避難所の建設については、浸水区域にある集会所を高台に移転し、寒風や雨が

しのげる施設を確保し、二次被害を防止したいという趣旨は十分に理解できるが、現時点では、全市的な計画との整合性を考えるべきであるとの認識で一致しました。

また、市道の認定につきましても、防災等の観点から、地区住民にとって有用な道路であることも十分理解できるが、現状は、市が当該用地を買い上げてまで市道建設をすることは、実現困難であるとの認識で一致し、本陳情を全会一致で趣旨採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長(岡崎利久君) 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長(山上庄一君) 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました、陳情第9号の審査結果を報告いたします。

本陳情は、……………より提出されたものであります。

内容につきましては、子ども・子育て支援新制度の目的を達成するために必要なことは、認可保育所整備を基本とした待機児童解消、職員配置基準と処遇の改善、保育料の引き下げなど、総合的な対策を進めることであり、政府に対し、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を要請する意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員からは、待機児童の解消や、職員配置基準と処遇の改善、保育料の引き下げといった公的保証の拡充という部分は賛同できるが、国の保育予算を大幅増額するという事となると、この原資はどうするのかといった課題があるので、本陳情に関しては、趣旨採択とすべきではないか、との発言があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件につきまして、御報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第8号及び陳情第9号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第8号及び陳情第9号」の2件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となっております地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について。

本意見書は、全国市議会議長会から、去る10月14日に開催された被用者年金制度加入推進会議において、地方議会議員においても、厚生年金に加入できるようにするための法整備を早急に実現するよう、引き続き、関係機関に要望することを決定し、その実現に向けて取り組んでいくことを確認し、その対応を求められたものであります。

地方再生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて、大きな責任を有する地方議会の果たす役割は、ますます重要になってきております。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に、執行機関に対して、広範かつ専門的に監視や政策提言等を行うことを求められております。

一方、住民の政治への関心の低さや、地方議会議員への若者のなり手不足が深刻な問題になっていることも、事実であります。

こうした現状の中、幅広い層からの政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、志のある人たちに、金銭的な将来不安を取り除く環境整備の一つとして、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう、関係機関に強く要望する意見書を提出しよう

するものであります。

同僚議会の賛同を求めて、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） おはようございます。

1 番、川田栄子でございます。意見書案第1号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」、反対の立場から討論を行います。

国会では、年金法改正案が成立いたしました。物価と賃金のどちらかが下落すれば、年金支給額が下がることになり、国民の受給額が減る仕組みであります。

かつて、議員年金は、国民年金や厚生年金との重複加入が認められ、地方議員は12年、国会議員は10年で受給資格が得られたため、地方から国会に転じた政治家の中には、議員年金のダブル受給者もおりました。

それが批判されて、国会議員年金は小泉政権下のもとで、2006年に廃止、地方議員年金は民主党政権下の2011年、全ての地方議員

に、特権年金があるのは世界でも日本だけ、国民生活と乖離したあしき制度として、国会の全会一致で廃止法案が成立いたしました。

あれから5年、特権復活の動きは、まず地方から広がりました。年金法改正案審議のさなか、各地の市議会、県議会でも、次々に決議がなされております。

政務調査費をめぐる不正で、議長が続けて辞任した宮城県議会は、何と全会一致で年金復活を求めております。

議員に年金がつかないことが、市町村議員のなり手が少なく、無投票がふえている。本来の議会制民主主義を衰退させているとの理由が述べられております。

聞いていると、この国の民主主義の本当の危うさを感じられる思いがいたします。多くの地方議員があげているのが、国民年金だけで老後の保障がなくなり、心配だとの声であります。県議会は採択されております。

県議は、平均月給は約80万、ボーナス3カ月を加えると1,200万あります。国民年金で足りないと思うなら、今、自分の年金をふやす前に、国民年金しかない年金弱者のことを考えるのが、政治家の責務ではないでしょうか。

若者は、将来は、年金が減るからお金は使えない、貯蓄をするとの声が多く聞かれております。日本の国内消費は低迷し、GDPも0.何%の世界であります。ボーナス月のみ2%になる状況であります。一般の方と異なるものにあらざれど、よくよくその月給と旅費とを計算して、その貴重なることを解すべしと考えます。

知事や市長は、厚生年金、地方議員が加入できないのはおかしいと求めていることもあるでしょう。議員のなり手がいなくなるとの声もあるでしょう、議員は、定年も雇用契約もありません。廃止されたかつての地方議員年金は、議員が支払う掛金が6割、税金は4割でありまし

た。が、今回の厚生年金加入となれば、保険料は労使折半で、税負担が高くなっております。議員は、政党の職員でも、自治体職員でもありません。議員は、特別職の公務員であり、非常勤なので、年間で仕事をする日数が限られており、議員報酬が生活給でないことを考え合わせれば、議員の仕事の割には高過ぎると思っております。

厚生年金が加入を求めるなら、せめて保険料全額、自分で払うのが筋だろうと考えます。

地方議会は、平均年80日程度しか開かれておりません。兼業者も多く、フルタイムで行政の仕事をしている公務員とは、勤務状態が異なります。独立性へ特権が与えられているのに、年金だけはサラリーマン、公務員などの被雇用者並みなど主張するのは、どうでしょう。

地方議員が自治体と雇用契約を結んで、厚生年金加入すれば、首長の部下ということになり、首長の行政をチェックするという、議員本来の務めを果たせなくなるのではと疑問も出てきます。

また、近隣市町村にも、議員特権と批判された議員年金を復活させ、しかも保険料の半分を役所の財政から出すなど、有権者の理解は得られないとの声もあります。もし、現在の全地方議員を厚生年金に加入させると、国民負担は毎年170億、宿毛市でも640万円の歳費と聞いております。

どの言い分を聞いても、衰退しているのは議会制民主主義ではなく、議員のモラルとさえ言われております。投票率の低下、住民の関心の低さ、議員のなり手不足など、大きなテーマについて、地方議会を有権者にどのようにわかりやすくするか、どう身近な存在にするか。特に18歳選挙を機に、若者が議会に関心を持ってもらうか、まちづくりに巻き込んでいくかが、議会が変わらなければなりません。住民は変わ

りません。

議員は市民の代表で、選挙権のない子供たちの代表でもあります。18歳選挙権から、学校現場も大きく変化が求められ、若者の力が必要だと、若者を巻き込むことであります。

政治は学ぶのではなく、人とかかわることが大きく、身近な政治がかぎであります。

議会は、住民になくってはならない存在にすることです。社会の苦しみに向かい合い、ともに支え合って生きていこうというのが、底辺に存在することです。

世間には、往々、自分はその責任を果たしめせずして、ただ声を高く、大きくして、権利呼ばわりをする人を見受けるがごときは、この類いである。よの賛成しかねるところである。これは論語の一節であります。

自身が行動するときは、判断して決断するわけですが、決断の物差しを持って判断すること、物事の本質、大局、歴史等に基準を持つことを薦めていることにつながっていく言葉であります。

さらに、国の政治は、どのように考え、実行すればよいかでは、先憂後楽、天下の憂いに先立って憂い、天下の楽しみにおくれて楽しむがよいと、先行くものの心得を説いております。

まち・ひと・仕事、地方創生でいえば、議員も人です。地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保は、重要と考えております。しかし、宿毛市の今の優先順位の高い、課題が山積する中、市民への負担を求める議員の厚生年金加入は、今の時期は賛成できません。

反対討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありません。

るので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 起立多数であります。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま「意見書案第1号」が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日、御熱心に御審議をいただきまして、御提案申し上げました18議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

本年も、残りわずかとなりましたが、議員の皆様方におかれましては、どうか健康に御留意され、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は

終わりました。

これにて、平成28年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 松浦英夫

議員 寺田公一

平成28年12月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第1号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第2号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第3号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第4号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成28年12月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第18号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

平成28年12月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第15号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第16号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第17号	指定管理者の指定について	原案可決	適当

平成28年12月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第 8 号	避難所への集会所移転建設及び道路の新設について	趣旨採択	趣旨妥当

平成28年12月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第9号	保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	趣旨採択	趣旨妥当

平成28年12月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年12月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年12月20日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年12月20日提出

提出者	宿毛市議会議員	寺田公一
賛成者	宿毛市議会議員	川村三千代
〃	〃	原田秀明
〃	〃	山本英
〃	〃	山上庄一
〃	〃	野々下昌文

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3 番 原田秀明君	<p>1 教育行政について（市長、教育長）</p> <p>（1）小中学校のいじめの対応について</p> <p>（2）不登校の児童生徒への対応について</p> <p>（3）ジュニアスポーツの振興について</p> <p>（4）野球のキャンプ等誘致と宿毛市運動公園野球場について</p> <p>2 コミュニティバスの実証運行について（市長）</p> <p>3 市民活動に対する行政支援について（市長）</p> <p>4 市長の政治姿勢について（市長）</p>
2	10 番 野々下昌文君	<p>1 被災者支援システムについて（市長）</p> <p>（1）現在の本市における発災後の復旧・復興支援システムの開発状況を問う。</p> <p>（2）本市の罹災証明の発行手順について問う。</p> <p>（3）被災者支援システムを、どのように評価しているのか問う。</p> <p>（4）南海地震で壊滅的な被害を受ける本市は、このシステムを導入すべきと考えるが所見を問う。</p> <p>2 移住定住について（市長、教育長）</p> <p>（1）現在の本市の推進状況について問う。</p> <p>（2）移住推進策の強化・社会減・自然減対策について問う。</p> <p>（3）子育て環境の充実（市営塾）について問う。</p> <p>（4）若者・移住者支援対策（宅地分譲）について問う。</p> <p>3 給食センター施設の老朽化について（市長、教育長）</p> <p>（1）センターに係る従業員数合わせて、配食される学校数と給食数について問う。</p> <p>（2）施設の老朽化に伴う基本ラインの破損停止対策について問う。</p> <p>（3）ノロウイルス等による集団食中毒対策について問う。</p> <p>（4）ボイラー等、メイン設備の破損により長期休業となった場合の職員の処遇について問う。</p> <p>（5）今後の改築計画について問う。</p>

3	6 番 高倉真弓君	<p>1 宿毛市の観光について（市長）</p> <p>(1) 沖の島の観光について</p> <p>ア 定期船等の観光活用について</p> <p>イ 島内循環移動手段について</p> <p>ウ 妹背山の活用について</p> <p>エ 歴史的観点からについて</p> <p>(2) 大島桜公園の今後の展開について</p> <p>ア 大島公園についての市長の考え方を伺う</p> <p>イ サクラテングス病対策について</p> <p>2 奨学金のその後の検討について（教育長）</p> <p>3 総合グラウンドにテニスコート設置について（市長）</p>
4	7 番 山上庄一君	<p>1 防災関連について（市長）</p> <p>(1) 避難所の市民への周知徹底について</p> <p>(2) 大島橋の改築について</p> <p>2 土地利用のあり方について（市長）</p> <p>(1) 市長の掲げるまちづくりのイメージ像について</p> <p>(2) 土地利用の見直しについて</p> <p>3 設計委託業務の入札について（市長）</p> <p>(1) 宿毛小学校体育館の設計委託の発注について</p>
5	5 番 山本 英君	<p>1 空き家対策特別措置法について（市長）</p> <p>(1) 市民に啓発すべき事項とその手段について</p> <p>(2) 特定空家への措置に関する条例の整備の現状について</p> <p>2 耐震対策の現状について（市長）</p> <p>(1) 診断から設計・対策への移行件数について</p> <p>(2) 家具の転倒防止策の推進状況について</p> <p>3 レクリエーション活動の意義について（市長）</p> <p>(1) 市内のレクリエーションの現状について</p> <p>(2) 施設等のレクリエーションの在り方について</p> <p>4 教育について（教育長）</p> <p>(1) 宿毛の21人を読んで</p> <p>(2) 義務教育体制の検討状況と教員免許の現状について</p> <p>(3) 小学校での英語教育について</p> <p>5 自衛官の募集について（市長）</p> <p>(1) 宿毛市が実施する募集広報について</p> <p>(2) 宿毛市が定めた募集事務計画について</p>

		<p>6 自衛隊誘致について（市長）</p> <p>(1) 中央への陳情での感触について</p> <p>(2) これまでの調査結果等の所見について</p>
6	2番 川村三千代君	<p>1 多発する高齢者ドライバーの事故について（市長）</p> <p>(1) 本市の現状と見解について</p> <p>(2) 免許返納への見解と取り組みについて</p> <p>2 薬物犯罪への対応について（市長、教育長）</p> <p>(1) 教育現場での対応について</p> <p>(2) 地方への広がりについての見解について</p> <p>3 中平市政1年の総括と今後の取り組みについて（市長）</p>
7	8番 山戸 寛君	<p>1 県道沖の島循環線について（市長）</p> <p>(1) 沖の島循環線の計画について</p> <p>(2) 用地地図混乱地域の実態について</p> <p>(3) 問題解決に向けた県と市の対応について</p> <p>(4) 土地収用法適用の可能性について</p> <p>(5) 国土交通省への事業認定の要請について</p> <p>(6) 国土交通省ガイドラインによる問題解決方法の検討について</p> <p>2 臨時職員の処遇改善について（市長）</p>
8	12番 寺田公一君	<p>1 防災情報伝達システム屋外子局の整備について（市長）</p> <p>(1) 消防サイレンの整備について</p> <p>(2) 放送設備の未整備地域について</p> <p>2 街路樹の伐採について（市長）</p> <p>(1) 高木の対応について</p> <p>(2) 低床木への対応について</p> <p>3 課の再編について（市長）</p> <p>(1) 職員数の減少と課の統廃合について</p> <p>(2) 保健センター的な課の創設について</p>
9	4番 山岡 力君	<p>1 ウオーキングロードの環境整備について（市長）</p> <p>2 マイナンバーの事業所への送付に係る留意点について（市長）</p> <p>3 「災害福祉」という概念に基づく今後の取り組みについて（市長）</p>

10	1番 川田栄子君	<p>1 16号台風の検証について（市長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国道56号線沿（山田地区）の浸水の原因について (2) 国土交通省の要請の対応について (3) 山田（雁ヶ池）の樋門の管理について (4) 国道56号線山田の堰き止めについて (5) 平田地区の水害の検証について (6) 芳奈川の堤防の認識について (7) 芳奈川の堤防のかさ上げについて (8) 被災後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ア 防災情報伝達システム屋外子局について イ 防災等基本について ウ 被災者のケア、制度的な支援について エ 被災者のごみ収集について オ ソフト面の充実について カ 16号対策本部の構成について キ 政策過程への各部局の周知について ク 16号対策本部事業の総括について
----	-------------	---

平成28年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（平成28年第3回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 3号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 4号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 5号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 6号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 7号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 8号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 9号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	12月 6日	原案可決及び認定

議 案（平成28年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 2 号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 3 号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 4 号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 5 号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 6 号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 7 号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 8 号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第 9 号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月21日	原案可決
第10号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月21日	原案可決
第11号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第12号	宿毛市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第13号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第14号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月21日	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	12月21日	原案可決

第18号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	12月21日	原案可決
------	--------------------------	--------	------

陳 情

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 8号	避難所への集会所移転建設及び道路の新設について	1 2月 2 1日	趣旨採択
第 9号	保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	1 2月 2 1日	趣旨採択